

第5次階上町総合振興計画

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり

心豊かで安心安全なくらしと
活力あふれる地域をみんなで作る

はしかみ New era plan

2020-2029

はしかみちょう
青森県階上町

第5次階上町総合振興計画

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり

心豊かで安心安全なくらしと
活力あふれる地域をみんなでつくる

はしかみ New era plan

2020-2029



New era plan

町長あいさつ 総合振興計画 第5次階上町

本町は、昭和55年の町制施行以来、昭和57年、平成2年、平成12年、平成22年の4次にわたり総合振興計画を策定し、長期的、総合的なまちづくりを進めてきました。そして、令和2年5月1日に町制施行から40周年という節目の年を迎えますが、これまで町民の皆様の郷土愛に支えられながら、また、山・里・海に囲まれた豊かな自然の恩恵を受けながら、着実に発展してまいりました。

しかしながら近年においては、産業構造の変化や自然災害に対する安心・安全への意識の高まり、高度情報化社会への対応、深刻化する環境問題、厳しさを増す財政状況など、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、全国規模で問題となっている人口減少や少子高齢化については、本町においても重要な課題となっています。

こうした多くの課題に柔軟に対応しつつ、選択と集中により、これまで進めてきた施策を更に充実させ、未来へつながら持続可能なまちづくりを目指し、子どもから御高齢の方までの全ての町民の皆様が、心豊かで安心安全な暮らしと活力あふれる地域づくりを実現できるよう、「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を基本理念とする第5次階上町総合振興計画を策定しました。

本町には、三陸復興国立公園に指定されている階上岳や階上海岸などの豊かな自然や

美しい景観、先人たちが築き上げてきた歴史や文化、まちづくりの主役である「人財」など、それぞれの地域がより一層発展していくための要素が十分にあります。

また、全行政区において策定されている「協働のまちづくり地区計画」の実現に向け、町民の皆様と町が手を携え、これまで取り組んできた協働のまちづくりを更に推進することによって、一人一人に優しく安心して暮らせるまちづくりが可能となると確信しています。

新元号の新たな時代とともに、今回策定いたしました総合振興計画を基本として、本町の良さ・強みを十分に生かして、心豊かで活力あふれるまちづくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、熱心な御審議を賜りました階上町総合振興計画審議会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。



令和2年3月 階上町長 浜谷 豊美

CONTENTS

第1部 序論

第1章	計画策定の目的と性格	
第1節	計画策定の目的	9
第2節	計画の性格	10
第3節	計画の構成と期間	11
第2章	階上町の概況	
第1節	階上町の沿革と特性	13
第2節	階上町の現況	15
第3章	まちづくりの課題	
第1節	時代の潮流	21
第2節	まちづくりの重点課題	25

第2部 基本構想

第1章	階上町の将来像	
第1節	町の将来像	33
第2節	人口フレーム	34
第3節	土地利用構想	35
第2章	施策の大綱	
第1節	快適で安心して暮らせるまちづくり	40
第2節	地域資源をいかした活力あふれる産業づくり	44
第3節	ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり	47
第4節	未来を担う人づくり	49
第5節	協働によるまちづくり	51
第6節	町民参加によるまちづくり	53
第7節	開かれた行財政づくり	55

第3部 基本計画

第1章	快適で安心して暮らせるまちづくり	
第1節	快適な生活を支える都市基盤の整備	59
第2節	都市的活動を支える道路・交通の整備	63
第3節	豊かな暮らしを支える生活基盤の整備	67
第4節	自然と共生する生活環境の整備	73
第5節	暮らしを守る安全と安心の確保	81
第2章	地域資源をいかした活力あふれる産業づくり	
第1節	新しい魅力づくりによる農林水産業の振興	95
第2節	時代に対応した商工業の振興	102
第3節	町の魅力を高める地域ブランドの創出	106
第4節	地域資源を活用した観光の振興	108
第5節	働きやすい環境の整備	110
第3章	ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり	
第1節	豊かな生活を支える健康づくりの推進	113
第2節	ともに支え合う福祉社会づくりの推進	118
第4章	未来を担う人づくり	
第1節	豊かな心と個性を育む教育の充実	133
第2節	生きがいのある生涯学習の推進	141
第3節	地域に根ざした文化・スポーツの振興	145
第5章	協働によるまちづくり	
第1節	協働によるまちづくりの推進	151
第2節	まちづくり地区計画の推進	153
第6章	町民参加によるまちづくり	
第1節	町民参加の推進	155
第2節	男女共同参画社会づくりの推進	160
第7章	開かれた行財政づくり	
第1節	町民に開かれた行財政の推進	163
第2節	SDGsの理念を踏まえた行財政の推進	168

資料編

第5次階上町総合振興計画策定の経過	172
諮問・答申	173
第5次階上町総合振興計画策定組織図	174
国勢調査人口	175
国勢調査人口・世帯数の推移	176
年代別の人口推計	177
産業別総生産額の推移	178
市町村民所得の推移	179
兼業種類別農家数の推移	180
年齢階層別就農状況	181
家畜飼育戸数と頭羽数	182
民有林の状況	183
所有形態別森林面積	184
経営組織別漁業経営体数	185
年齢別漁業就業者数	186
観光地別観光客入込数	187
財政状況の比較(県内町村平均との比較)	188
普通会計決算額の推移	189

まちづくり地区計画編

石鉢地区	191
蒼前地区	192
野場中地区	193
角柄折地区	194
金山沢地区	195
田代地区	196
晴山沢地区	197
平内地区	198
鳥屋部地区	199
赤保内地区	200
耳ヶ吠西地区	201
耳ヶ吠東地区	202
荒谷地区	203
大蛇地区	204
追越地区	205
榊地区	206
駅前地区	207
道仏地区	208
小舟渡地区	209
階上町民憲章	210

第1部 序論



三陸復興国立公園

はしかみだけ

階上岳

三陸復興国立公園 階上岳 頂上

1

第1部 第1章

計画策定の目的と性格

第1節 計画策定の目的

第2節 計画の性格

第3節 計画の構成と期間



第1節 計画策定の目的

階上町は、昭和55年の町制施行以来、昭和57年3月、平成2年3月、平成12年10月、平成22年3月の4次にわたる総合振興計画を策定して、長期的、総合的なまちづくりを進めてきました。

第1次、第2次の「階上町総合振興計画」は、将来像を「緑の大地と、活力あふれる豊かなふるさと」と掲げ、第3次、第4次の「階上町総合振興計画」では、「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を基本理念に、各種施策を展開してきました。

計画に基づく取組については、着実な成果が見られる一方、人口減少や少子高齢化の進行など、本町を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが見込まれます。また、産業構造の変化や、公共施設等の老朽化への対応など、様々な大きな課題に直面しています。

今後の行財政運営は、人口減少社会に対応するとともに、行財政改革の徹底を図り、また、町民の参画と協働により持続可能なまちづくりを目指した、主体性と責任ある自治体運営が求められています。

令和2年度からの「第5次階上町総合振興計画」は、これまでの課題を検証するとともに、今後の時代の潮流や厳しい社会情勢を踏まえ、新たな10年先の本町の姿を見据え、行政運営と地域経営（まちづくり）に向けて望まれる将来像を展望し、各行政区において策定されたまちづくり地区計画などとの整合性を図りながら、実現性・実効性の高い施策を展開するため策定するものです。



(1) 行政運営の指針

本計画は、豊かで潤いのある町民生活の実現に向けて、町政の基本的方向を示すものであり、本町における今後の「行政運営の指針」として位置付けられるものです。

(2) 町民活動の指針

本計画は、町民や各種団体の町政に対する理解・協力と積極的な町民参加を要請し、その活動の指針となるものです。

(3) 広域行政における位置付け

本計画は、国、県、広域行政との整合・連携を考慮しつつ、これらに対して本町の施策の方向を明らかにするものです。

(4) 町の最上位計画

本計画は、施策の決定、予算編成の基本となるものであり、各分野における個別計画の上位計画として位置付けられるものです。



第5次階上町総合振興計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、時代の潮流を踏まえ、本町における現状と課題を明らかにした上で、まちづくりの将来像、基本方向を示したものであり、それを実現するための分野別基本方針を明記したものです。

また、計画の期間は、令和2年度（西暦2020年）を初年度とし、令和11年度（西暦2029年）を目標年次とする10か年計画とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示した将来像の実現を図るための施策を体系化、具体化したもので、部門別に現況と課題、取り組むべき施策の基本方針を示しています。

また、計画期間は令和2年度から令和11年度までですが、本町を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応するため、前期5年間、後期5年間の2区分により基本計画の達成を図ります。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を計画的に推進するため、基本計画で示した施策の基本方針と施策の体系に従って、主要な事業の実施年度、実施主体、内容、事業費等について明らかにするもので、各年度の予算編成における基本的な指針となります。

また、計画期間は5年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行い、事業の実施を図ります。



1

第1部 第2章

階上町の概況

第1節 階上町の沿革と特性

第2節 階上町の現況



1. 沿革

本町の歴史は神亀年間(西暦724年~728年)僧の行基ぎょうきが寺下おうもつじに應物寺を創建し、観音像などを刻んだと伝えられているところまで遡ることができます。そして、文安元年(西暦1444年)には琳阿孝寛大和尚りんあこうかんだいおしょうが道仏どうぶつに西光寺を開山するなど、このときに現在の集落の基礎が形成されました。

藩政時代に入って寛文4年(西暦1664年)には、南部直房なんぶなおふさに八戸藩が与えられ、本町は八戸藩の所領となりました。また、文化4年(西暦1807年)に海岸防備のため小舟渡海岸こみなとに八戸藩の浦固めが置かれました。

明治4年の廃藩置県により八戸県に属しましたが、当時の角柄折村出身の八戸県大参事太田広城おたひろきと斗南県小参事広沢安任ひろさわやすとの連名で5県の合併を政府に建議し、同年9月青森県に改称統合されました。明治6年大小区制により、本町は第9大区4小区に属しましたが、明治11年に大小区制が廃止され、郡制施行により本町は三戸郡さんのへに編入されて角柄折しょうぶけの正部家に戸長役場が置かれました。

明治22年市町村制施行により、旧8か村を合併して階上村となり、昭和55年5月1日には町制施行により階上町となりました。

「はしかみ」の語源については定かではありませんが、糠部5郡の中に階上郡ぬかのぶがあり、糠部の中心から見て北方海上(階上)郡があったと言い伝えられ、当時郡役所の仕事をし、改革に当たった役人たちが階上岳の北麓にある8つの村を統合する名称として「はしかみ」と命名されたのではないかと考えられています。



2. 立地特性と自然環境

(1) 位置と地勢

本町は青森県の最東南端に位置し、東は約5.5kmにわたる海岸線をもって太平洋を望み、西と北は中核市八戸市、南は標高739.6mの階上岳を越えて岩手県洋野町に隣接した県境の町です。

地形は南の階上岳の北面に開けた山麓地帯を除いては、ほぼ平坦地です。山麓の段丘から見ると多少凹凸があるものの西方から東方へ下降しています。主な川は、階上岳の西南端に発し、田代を経て新井田川に合流する全長約9.1kmの松館川が最も大きく、岳の中央から小流を集めて角柄折から松館川に合流する全長約5.5kmの御堂川、岳の東端に発し県の名水に指定されている寺下の滝から道仏を経て太平洋に注ぐ約7.5kmの道仏川と、赤保内から大渡を経て八戸市金浜から太平洋へ注ぐ大渡川があります。松館川流域は石灰岩等の堆積岩や結晶質石灰岩（大理石）等の変成岩で覆われていますが、地質のほとんどが階上岳周辺で見られる花崗閃緑岩や海岸線の火山岩といった火成岩に覆われています。

(2) 気象

太平洋に面しているため春から夏にかけては偏東風（ヤマセ）が、秋から冬にかけては偏西風が吹き、冬期間の寒さは厳しく積雪は少ない地帯です。最近5年間の平均降水量は1,056.6mm、平均気温10.8度、平均日照時間1,912.2時間となっています。

気象条件

注) 気象庁気象観測データ（八戸）より

区分	気温			平均湿度	降水量	日照時間	平均風速	最深積雪
	最高	最低	平均					
	℃	℃	℃					
平成 26 年	34.9	-10.2	10.4	75	1,128.5	2,011.1	5.0	61
平成 27 年	36.1	-7.4	11.3	75	912.5	1,881.2	5.1	9
平成 28 年	34.9	-8.1	10.9	74	1,042.0	1,910.0	5.1	9
平成 29 年	35.8	-8.9	10.5	75	1,023.0	1,879.5	5.0	26
平成 30 年	34.0	-9.6	10.9	75	1,177.0	1,879.4	5.1	20
5 年平均	35.1	-8.8	10.8	74.8	1,056.6	1,912.2	5.1	25

1. 人口と世帯数

本町の人口は、昭和45年の国勢調査で9,279人まで減少しましたが、昭和55年の国勢調査では10,199人と再び1万人の大台を超え、平成2年の国勢調査では12,959人と昭和60年に続き、県下の人口増加率(12.2%)を示しました。以来、緩やかながらも安定した人口増加をたどってきましたが、平成27年の国勢調査では、14,025人と平成22年の国勢調査での14,699人から674人、約4.6%の減少となりました。住民登録においても、平成15年12月末に15,305人を記録して以降減少に転じ、その後は緩やかに減少し続け、平成28年には14,000人を割り込みました。

本町は、これまで県南の中心都市である八戸市のベッドタウンとして多くの転入者を受け入れることにより人口が増加してきましたが、少子化による自然減と、東京圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)等への人口流出に伴う社会減が人口減少に転じた要因として挙げられます。

地域別にみると、市街地を形成する中央地域、農村地帯の西部地域、漁村地帯の東部地域の全地域で人口が減少しており、特に東部地域の人口が大きく減少しています。

一方、世帯数は増加していますが、一世帯当たりの世帯員数は逆に減少しています。この原因は、少子化の影響と核家族化の進行によるもののほか、高齢者単身世帯の増加等が要因として挙げられます。



住民基本台帳による人口と世帯数の推移

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

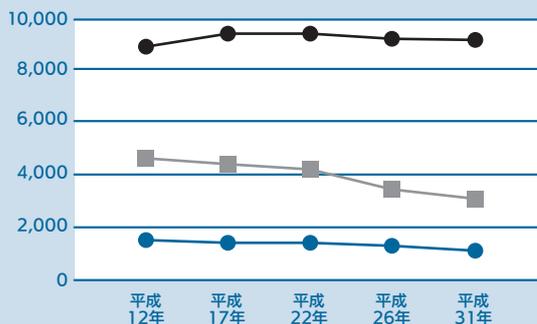
年	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		総数	男	女
平成 22 年	5,656	14,741	7,374	7,367
平成 23 年	5,657	14,571	7,298	7,273
平成 24 年	5,713	14,490	7,252	7,238
平成 25 年	5,746	14,381	7,192	7,189
平成 26 年	5,761	14,183	7,102	7,081
平成 27 年	5,804	14,080	7,036	7,044
平成 28 年	5,878	13,993	6,981	7,012
平成 29 年	5,898	13,844	6,934	6,910
平成 30 年	5,902	13,648	6,868	6,780
平成 31 年	5,929	13,498	6,782	6,716



人口

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
西部	1,351	1,248	1,167	1,067	922
中央	8,798	9,434	9,397	9,322	9,153
東部	4,753	4,504	4,177	3,794	3,423
計	14,902	15,186	14,741	14,183	13,498

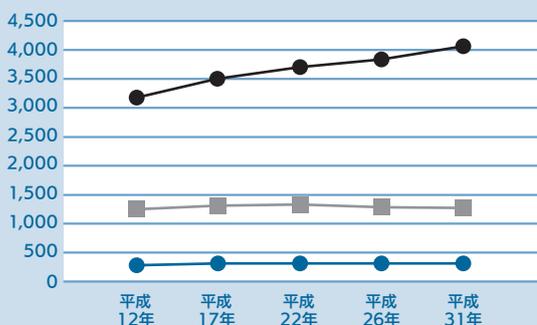


●中央 ■東部 ●西部

世帯数

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
西部	378	397	406	408	405
中央	3,199	3,549	3,771	3,918	4,105
東部	1,358	1,416	1,479	1,435	1,419
計	4,935	5,362	5,656	5,761	5,929

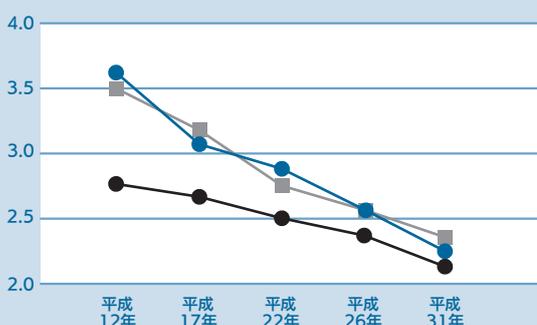


●中央 ■東部 ●西部

1世帯当たりの世帯員数

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
西部	3.6	3.1	2.9	2.6	2.3
中央	2.8	2.7	2.5	2.4	2.2
東部	3.5	3.2	2.8	2.6	2.4
計	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3



●中央 ■東部 ●西部

※西部地域：金山沢、田代、晴山沢、平内

中央地域：石鉢、蒼前、野場中、角柄折、鳥屋部、赤保内、耳ヶ吠西、耳ヶ吠東

東部地域：荒谷、大蛇、追越、榊、駅前、道仏、小舟渡

2. 土地の利用状況

本町の総面積は、9,401haであり、固定資産概要調書による内訳としては、山林・原野が3,416ha、田・畑は1,456ha、宅地が366haとなっています。

田、畑などの農地面積や山林、原野が減り、雑種地が増えていますが、これは、太陽光発電施設の増加によるものと考えられます。また、宅地については、緩やかに増加傾向となっています。

土地の利用状況

(単位：ha)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
田	336	333	333	333	332
畑	1,137	1,135	1,133	1,127	1,124
宅 地	361	362	365	365	366
山 林	3,105	3,093	3,089	3,090	3,087
牧 場	95	95	95	95	95
原 野	337	336	334	333	329
雑種地	888	904	906	914	924
その他	3,142	3,143	3,146	3,144	3,144
合 計	9,401	9,401	9,401	9,401	9,401

資料：固定資産概要調書



3. 産業就業構造

平成27年の国勢調査における就業者人口は6,480人、総人口に占める割合は約46.2%で、平成22年と比較して5年間で104人、約2.8ポイントの増加となっています。

就業者人口の産業別内訳の推移を見ると、第1次産業及び第2次産業ともに減少傾向となっています。

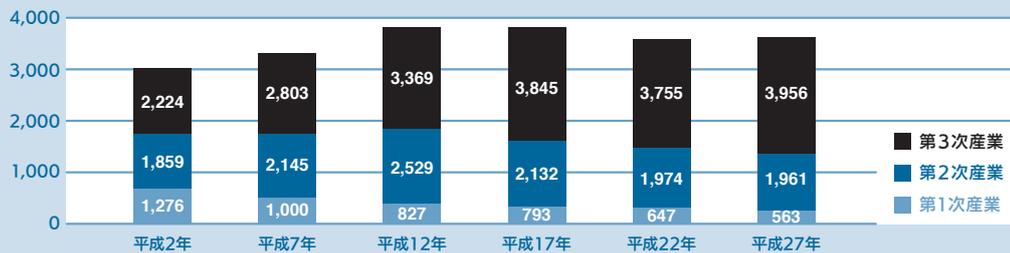
このことから、第1次産業の中心を占める農林漁業の後継者不足が依然として続いていること、また、製造業や建設業からの職離れが急速に進み、第3次産業へ移行していることが分かります。

また、平成27年の国勢調査における昼夜間人口比率は75.5%で、24.5%が八戸市を含む町外に就業等の場を求めていることが分かり、ベッドタウンとしての本町の姿をうかがうことができます。

産業構造

資料：国勢調査

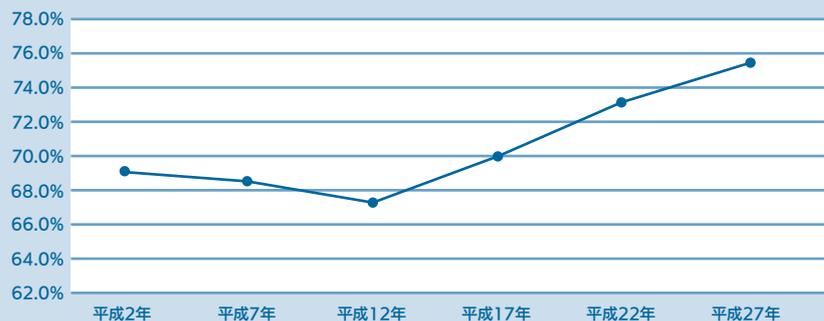
区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年													
	実数	構成比																						
総人口	12,959		14,428		15,618		15,356		14,699		14,025													
産業別人口	第1次産業	1,276	23.8	1,000	16.8	827	12.3	793	11.7	647	10.1	563	8.7											
	第2次産業	1,859	34.7	2,145	36.1	2,529	37.6	2,132	31.5	1,974	31.0	1,961	30.3											
	第3次産業	2,224	41.5	2,803	47.1	3,369	50.1	3,845	56.8	3,755	58.9	3,956	61.0											
合計	5,359		100		5,948		100		6,725		100		6,770		100		6,376		100		6,480		100	



昼夜間人口

資料：国勢調査

区分	昼間人口	夜間人口	増減	昼夜間人口比率
平成2年	8,934	12,949	△ 4,015	69.0%
平成7年	9,844	14,428	△ 4,584	68.2%
平成12年	10,507	15,612	△ 5,105	67.3%
平成17年	10,748	15,356	△ 4,608	70.0%
平成22年	10,749	14,699	△ 3,950	73.1%
平成27年	10,593	14,025	△ 3,432	75.5%



1

第1部 第3章

まちづくりの課題

第1節 時代の潮流

第2節 まちづくりの重点課題



1. 進行する人口減少と少子高齢化社会

日本の総人口は平成16年をピークに減少に転じ、今後、長期の人口減少過程に入り、令和11年に人口1億2000万人を下回った後も減少を続け、令和35年には1億人を割ると予測されています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると高齢化が急速に進行し、令和18年には総人口の3人に1人が65歳以上の高齢者になり、20歳から39歳の女性人口が、令和22年には現在の約半分に減少すると予測されています。また、少子化も進行し、合計特殊出生率が平成17年には1.26と過去最低を記録し、平成30年は1.42にまで上昇したものの、依然として低水準となっています。

このことは、労働人口の減少や消費市場の縮小など、我が国の経済に大きな影響を与えると考えられ、また、高齢化が進むことにより、年金、医療、介護などの社会保障費が増加していくこととなります。

こうしたことから、今後は町民が少子高齢化を自分たち自身の問題として捉え、地域全体で積極的な取組を積み重ねていくことが重要であり、安心して子どもを産み、育てられる社会、そして高齢者をはじめ全ての人々が健康で生きがいのある人生を送ることができる地域づくりのために、総合的な施策を展開していく必要があります。

2. 高度情報化社会

スマートフォンが普及し、インターネットの利用増大に伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用したコミュニケーションが日常的に行われるようになるなど、私たちの身近な生活の中にICT（情報通信技術）が浸透してきました。近年は、ICTがより進化し、IoT（モノのインターネット）が普及することにより、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながり、ビッグデータ（大量のデジタルデータ）やAI（人工知能）、ロボットなどに活用することが期待されています。国では、「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く5番目の社会として、AI、IoT、ビッグデータなど第4次産業革命によるデジタル技術とデータ活用をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society（ソサエティ）5.0」の実現を目指しています。

一方、高度情報化に対する幅広い知識や、情報セキュリティの確保等の課題に対応していくことも必要となっています。

※SNS：社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

※IoT：モノのインターネット コンピューターなどの情報通信機器だけではなく、様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※AI：人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。

3. 地方創生

地方分権改革により、権限移譲や自治体に対する義務付け見直し等が着実に進められており、地方自治体に求められる役割はますます大きくなっています。人口減少社会の到来や超高齢化の進行など大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴をいかした自律的で持続的な社会に向けた地方創生の取組が本格化しています。

このような状況の中、町は、時代の変化に柔軟に対応し、住民福祉の向上、地域経済の活性化など様々な課題を町の状況に合わせ、適切に対処し、活力あるまちづくりをしていくことが求められます。

また、SDGsの達成に向け、全ての関係者が連携し積極的に取組を推進することが、持続可能なまちづくりと地域の活性化の実現につながり、地方創生の目標である人口減少と地域経済縮小の克服と、まち・ひと・しごとの創生につながることを期待されます。

※SDGs（持続可能な開発目標）：先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標が設定されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしており、目標の達成に当たっては、全ての関係者の役割が重視されている。国ではSDGs推進本部を設置し、実施指針として「持続可能で、強靱、そして誰も取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」をビジョンとし、8つの優先課題と具体的施策を掲げている。

4. 新たな広域的な連携

交通基盤の整備と交通手段の発達、生活のニーズの多様化により、町民の生活行動範囲は一層拡大しています。

このような中で国は、人口減少・少子高齢化社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としています。

八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）は、平成21年度に八戸圏域定住自立圏を形成し、各種連携事業を展開し、圏域全体における生活関連機能サービスの向上に取り組んできました。このような中、八戸市が平成29年1月1日に中核市に移行したことから、同年3月22日に定住自立圏から連携中枢都市圏へ移行したことで、より発展した連携が期待されます。

今後は、公共交通、産業、医療・福祉、教育、人材育成等の分野において、八戸市と締結した連携協約を具体化し、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるため、魅力あふれる圏域形成に向け取り組んでいきます。

※中核市：日本の地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市。日本の大都市制度の一つである。現在の指定要件は、法定人口が20万人以上であること。

5. 深刻化する環境問題

世界規模での急速な人口増加や経済活動の発展に伴い、資源の大量消費の結果、地球温暖化や資源エネルギーの枯渇、生態系の破壊といった様々な地球規模の環境問題が引き起こされ深刻化しています。

このような環境問題は、様々な自然環境に大きな変化をもたらし、私たちの生活や生態系などに影響を及ぼしていることから、地球規模での対応が進められているところです。

特に、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減するために低炭素社会を目指した省エネルギー等の対策や、環境への負荷が少ない太陽光や風力発電等再生可能エネルギーへの転換と普及が進んでいます。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染の問題が深刻化し、その危機感から世界各国で脱プラスチックに向けた動きが加速しており、レジ袋の有料化や使用禁止等によって、プラスチック利用削減の取組が進められています。

今後も一人一人が環境の保全を意識し、省エネルギーや3R（リデュース・リユース・リサイクル）の強化と使い捨て型ライフスタイルの見直しを推進し、地球環境に負荷をかけない持続可能な社会を目指す必要があります。

※3R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。リデュース（Reduce）は、廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）は、再使用、リサイクル（Recycle）は、再び資源として利用すること。

6. 心の豊かさと絆

スマートフォンやインターネットが普及するなど、急速に進展する情報化社会は、格差社会や人と人とのつながりが希薄になるなど、地域や職場、家庭内における個別化やモラルハザードなどを引き起こす要因の一つとなっています。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加などにより、親と子が触れ合う機会が減ってきています。

こうしたことから、家族の絆、地域の絆を強め、心の安らぎや、心の豊かさを感じることのできる家庭づくりと地域づくりへの取組を進めていくことが重要となっています。

※モラルハザード：道徳の欠如、倫理の欠如の意。

7. 男女共同参画の推進

少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していくため、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が課題となっています。

また、社会全体で女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスや長時間労働の是正、柔軟な働き方の環境整備などの働き方改革の取組も進められています。

今後も、男女が対等なパートナーとして、仕事と家庭生活等との両立や、あらゆる分野における方針の決定への参画を推進していく必要があります。

8. 地域資源をいかした特産品の創出

近年、地域活性化を目指し、地域の特産品等を他の地域のものとは差別化するためのブランド化や6次産業化が全国的に盛んになっています。

平成25年5月には、階上岳と階上海岸が三陸復興国立公園に指定され、今後も、地域の素材をいかした新たな加工食品などの商品開発に取り組むとともにインターネットや各種イベント等により町内外へ情報発信を行う必要があります。

9. 厳しさを増す財政状況

国の行政改革に伴う地方交付税の見直しや人口減少の影響に伴う町税収入の伸び悩みにより、財源の確保も厳しさを増すことが予想されるなど、地方自治体間の財政力格差が拡大する一方、高齢化による社会保障費の増大や地方債借入残高の要因も加わり、地方財政は依然厳しい運営を強いられています。

また、公共施設等の老朽化への対応も大きな課題となっています。

このような中、町民サービスの水準を維持していくためには、長期的な展望により積極的な行財政改革を進め、効率的・効果的な行財政運営を図っていく必要があります。

1. 自然や景観と調和したまちづくり

本町の人口、世帯数がこれまで増加し続けてきた大きな要因は、八戸市等への通学・通勤圏としてのベッドタウン化にあります。また、階上岳・階上海岸が三陸復興国立公園に指定され、みちのく潮風トレイルや階上海岸を含む三陸海岸が三陸ジオパークに認定されるなど、本町の豊かな自然環境が人を呼び寄せる重要な要素となっています。

住民生活にとって、道路ネットワークの整備や良好な住宅地の創出といった都市的なまちづくりは、快適性や利便性の向上を図る上で重要な施策と言えます。しかし、それによって緑がなくなり河川が汚されたなら、住民にとって本当の意味で「住み良い」まちとは言えません。

豊かな自然と農耕地や海洋が創り出す穏やかな景観は貴重な財産であり、「人と地域、人と人、人と環境」の三つの関わりを重視した都市的なまちづくりと自然保護、景観の保全のバランスを図ることが必要です。

※ジオパーク：地球科学的に見て重要な自然の遺産を含む、自然に親しむための公園。

2. 都市的基盤の整備

(1) 主要道路の整備促進

本町のほぼ中央を南北に国道45号、西側を町境に沿って八戸大野線が、東側海岸線と平行に八戸階上線が走り、これに東西を走る名川階上線が接続しているほか、八戸・久慈自動車道によって広域交通網が形成されています。このほかに町内には一般県道をはじめとして町道が縦横に走り、各主要幹線道路に接続して、周辺都市との連絡や交流の基盤となる道路交通機能の利便性を果たしています。

今後は、八戸・久慈自動車道階上IC以南の整備の促進をはじめ、利便性や防災面、除雪対策等を考慮した生活道路の拡幅や主要道路の歩車道の区分整備など、町民生活に密着した道路環境づくりを進める必要があります。

また、八戸・久慈自動車道階上IC以南の整備完了に合わせ、県道を含めた交差点改良など周辺の整備を図り、安全性の向上に取り組みます。

(2) 公共交通の利用促進

本町の海岸沿いにはJR八戸線が走り、階上駅と大蛇(おおじゃ)駅を有しています。また、西部・中央地域を中心に、5路線で民営バスが運行し、さらに4路線でコミュニティバスを運行しています。いずれも町民の通学や通院などの重要な交通手段となっていますが、近年、少子化の影響や自家用車利用の増加など、鉄道利用客、バス利用客ともに減少傾向にあります。

今後は、コミュニティバスを含めた公共交通の利用客の利便性向上と利用促進のための施策に取り組む必要があります。



(3) 下水道の整備と経営の健全化

平成21年4月から公共下水道が一部供用開始され、本町では大蛇地区漁業集落排水施設と併せて、町民の環境衛生の向上に寄与しています。

しかし、下水道の整備と維持管理には多額の費用を要することから、今後は計画的・効率的な整備と下水道経営の健全化を図る必要があります。

3. 産業の活性化

(1) 農業の活性化

本町の基幹産業である農業は、農業者の高齢化や後継者不足、食料自給率の低さや人口減少による農作物の消費の減少、さらにTPP11（環太平洋パートナーシップ協定）をはじめEPA（日EU経済連携協定）といった経済連携協定の発効による諸問題など、農業経営を取り巻く環境も依然として厳しい状況に直面しています。

今後は、これらの問題解決のため、耕作放棄地の解消や農地利用集積の推進、後継者の育成、認定農業者制度の適正な運用、さらには収益性の高い作物の導入など、農業における経営基盤と生産基盤の改善のための施策に取り組む必要があります。

※TPP11：アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービスなど、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

※EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

(2) 林業の活性化

本町の森林面積は平成27年時点で5,468haと、総面積（9,401ha）の約58.2%を占めています。その内訳は民有林が5,374ha、官公林が94haで、民有林が多くの面積を占めています。森林は木材や林産物の生産の場であると同時に、水源の涵養^{かん}、土砂災害等の防止、保健休養の場としての機能も兼ね備えています。

しかし、長期にわたる木材産業の低迷や林業労働者の高齢化、後継者不足により林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

今後は、森林を環境保全や景観、健康づくりの視点から有効活用していくとともに、森林の経営及び保全に努める必要があります。

(3) 水産業の活性化

本町はこれまで、地域水産業が抱える問題を改善するため、磯根資源の増殖や低未利用魚の有効活用、漁業環境の整備・保全、水産物産直施設の整備など各種施策を展開してきました。

その結果、大きな震災を経験したにもかかわらず、状況を好転することができました。

しかしながら、水産資源の減少などの難問が、いまだに漁業者だけではなく、地元の水産関連事業者にも大きな不安を与えています。

今後は、このような状況にも耐え得る体制を築き上げるという観点から、地域水産業の活性化を図っていく必要があります。

(4) 商工業の活性化

商業については、八戸広域圏の事業所数、従業員数、年間出荷額ともに増加傾向を示しています。

また、工業については、八戸広域圏の年間出荷額は増加傾向にありますが、本町の年間出荷額は減少傾向にあります。

商業、工業ともに事業所数が伸び悩み、依然として厳しい状況にありますが、今後は、就業機会の確保の観点から商工業の活性化に努める必要があります。

4. 健康・福祉のまちづくり

妊娠届、出生数は年々減少傾向にあり、近年の出生数は、年間70人前後となってきました。これに対し、高齢者数は年々増加し、平成31年2月現在の高齢化率は30.6%と約3人に1人が高齢者であり、今後、更に高齢化が進むものと予測されます。

(1) 健康づくりの推進

国保加入者が年々減少してきている中、健診受診者はほぼ一定の方が受診し、受診率も年々増加してきています。また、働き盛りの年代と中高年期の健康管理を推進するため、医療機関や健診センター、商工会や企業経営者等と連携し、受診しやすい体制づくりを推進しています。

このような中、本町は、平成29年2月1日に健康的な生活習慣を確立し、「元気はつらつ 健康な町 階上町」を目指すため、「健康宣言」をしました。健康課題である、「健（検）診」・「運動」・「減塩」・「禁煙」・「歯科」を行動目標に掲げ、町民と行政、地域関係者が協力して健康づくりに取り組む必要があります。

また、平成27年度の平均寿命は男性女性ともに伸び、女性については県内で上位の伸び率となり、ほぼ全国平均まで回復しました。今後は女性とともに、男性も地域ぐるみで町の豊かな資源を活用し、効果的に運動や食事、心の健康、喫煙対策等に取り組む必要があります。

さらに、乳幼児を取り巻く環境も変化し、少子化や核家族の増加など、家族形態の多様化が進み、家族や地域のつながりが希薄となっている現代社会において、「妊娠・出産・子育て」に関する悩みを家族や地域、関係機関と連携し、それぞれの役割を一緒に考える体制づくりが急務となっています。

(2) 福祉の充実

近年、少子高齢化に対応できるよう各種福祉施策が充実してきており、新たに多くのサービスを提供できる体制になってきました。一方で、3歳から5歳までの幼児教育・保育無償化をはじめ社会保障費は増加しています。

今後は、子育て世帯、障がい者、高齢者等の支援の必要な人が、できる限り地域の中で自分らしく自立した生活ができるよう、関係者と連携しながら妊婦から高齢者まで支援するための地域包括ケア体制を充実させるなど、サービスを有効に活用できるようにしていくことが必要です。

また、一人暮らし高齢者の増加等により、緊急時の支援体制や災害時の要配慮者支援も含め地域福祉の充実も必要とされており、民生委員を中心に避難行動要支援者名簿の整備等を進めています。このように、生活に密着した福祉課題を自らが解決し、支え合えるように地域福祉の中核的役割を果たす社会福祉協議会や地域関係者と連携し支援していくことが求められています。

さらに、生きがいを感じる生活や健康寿命の延伸を目指し、ボランティア活動やクラブ活動など高齢者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

5. 協働のまちづくり

まちづくりには、子どもから高齢者まで、町民一人一人が地域に関心を持ち、優しさと思いやりの心を持って、地域づくりに取り組むことが重要です。

また、町民と行政が信頼関係を構築するとともに、お互いの役割分担を明確にすることも重要です。そして、施策の実行に当たっては、町民と行政がそれぞれ自立しながらも協働によって進められる必要があります。

平成30年3月に全19行政区で「第2次協働のまちづくり地区計画」を策定しました。この計画に盛り込んだ内容については、地区と町との協力の中で、実現を検討していくこととなります。

今後は、第2次協働のまちづくり地区計画の実現に向け、協働のまちづくりの更なる推進を図る必要があります。

6. 移住・定住促進への取組

本町の人口は平成11年12月に住民登録15,000人を達成し、その後も緩やかに増加し続けてきましたが、平成15年12月末をピークに減少へ転じ、平成28年には14,000人を割り込んでいます。人口の減少は、労働力人口の低下へとつながり、税収の減少や基幹産業の更なる後継者不足など、町全体の活力にも大きな影響を与えます。また、人口減少による空き家も増加しており、その傾向は、学生が多く住み、多数のアパートが立ち並ぶ蒼前地区において顕著となっています。

本町のこれまでの人口増加は、八戸市のベッドタウンとしての利便性による社会増が大きな要因でしたが、進学や就職等により、転出が増えたことなどにより、転入者と転出者の数が逆転したことや、出生数の減少などにより、人口が減少に転じたと考えられます。

今後は、公共交通の充実や子育て環境の整備、空き家対策、就業機会の確保など魅力あるまちづくりに努めるとともに、移住・定住促進に向けた新たな施策の展開が重要となります。

7. 防災・減災、国土強靱化への取組

平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0という日本の地震観測史上最大の地震「東北地方太平洋沖地震」により引き起こされた東日本大震災は、東北地方、関東地方に甚大な被害をもたらしました。この地震により発生した巨大津波は、本町にも襲来し、町民の生活や経済基盤に大きなダメージを与え、沿岸部を中心に大きな爪痕を残しました。

本町においては、大津波による甚大な被害に加え、地震と同時に発生した停電、燃料不足は、人・物の移動の停滞を招くとともに、情報通信手段の確保が困難な状態をもたらしましたが、一方で地域の絆を深め、お互いに助け合う社会の構築が必要であることなど、多くの教訓も得ることができました。

今後は、この教訓を下に、更なる災害に強いまちづくりに防災・減災及び国土強靱化施策の展開を図る必要があります。



8. 健全な財政運営

国の経済は、緩やかな回復を続けていて、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済は好循環で回りつつあります。しかし、国・地方の債務残高は膨らみ、今後も増えていくことが見込まれ、引き続き厳しい状況にあります。

今後も、地方交付税の更なる減少や社会保障費の増加により、財政運営は一層厳しさを増すことが予想されることから、税収以外の自主財源の確保や経常経費の抑制、効果的な事業の選別などにより、多様化する町民ニーズに的確に対応できるよう、効率的な財源の運用と健全な財政運営を図る必要があります。



第2部 基本構想

2

2

第2部 第1章

階上町の将来像

第1節 町の将来像

第2節 人口フレーム

第3節 土地利用構想



第1節 町の将来像

1. 基本構想の理念

まちづくりには、町民一人一人が、自ら考え、自ら創り、自ら行う、という主体者意識と、町民と行政とがともに地域を支え合い、そしてともに地域サービスを支え合う「協働」のまちを築き上げていくことが必要です。

本町のまちづくりに当たっては、

ゆめ みらい
心ときめく ふるさとづくり

を基本理念に、未来を担う子どもたちが夢と希望と自信を持って成長できる地域社会の実現のため、“住んでいて良かった、これからも住み続けたいと実感できるまち”の実現を目指します。

2. 将来像

本町が目指す将来像を次のように掲げ、この実現に向けて積極的な施策展開を図ります。

心豊かで安心安全なくらしと
活力あふれる地域をみんなでつくる
はしかみ
New era plan

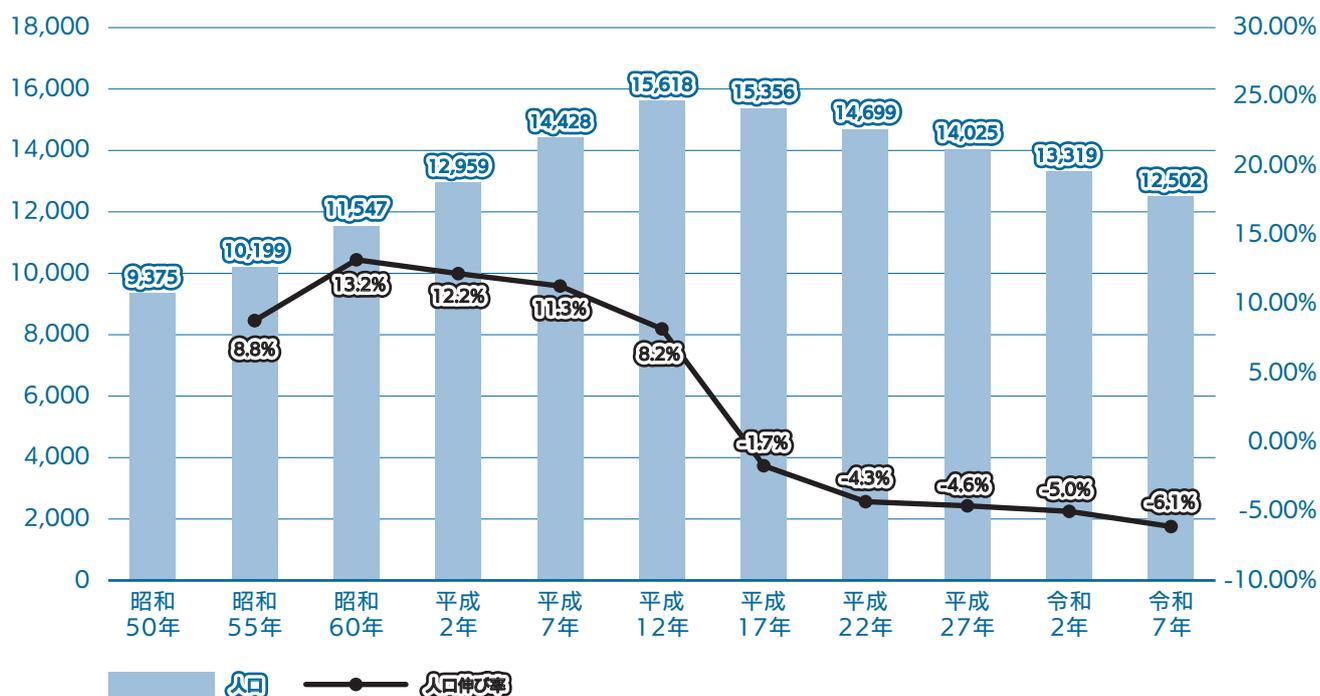
※new era:新時代。

第2節 人口フレーム

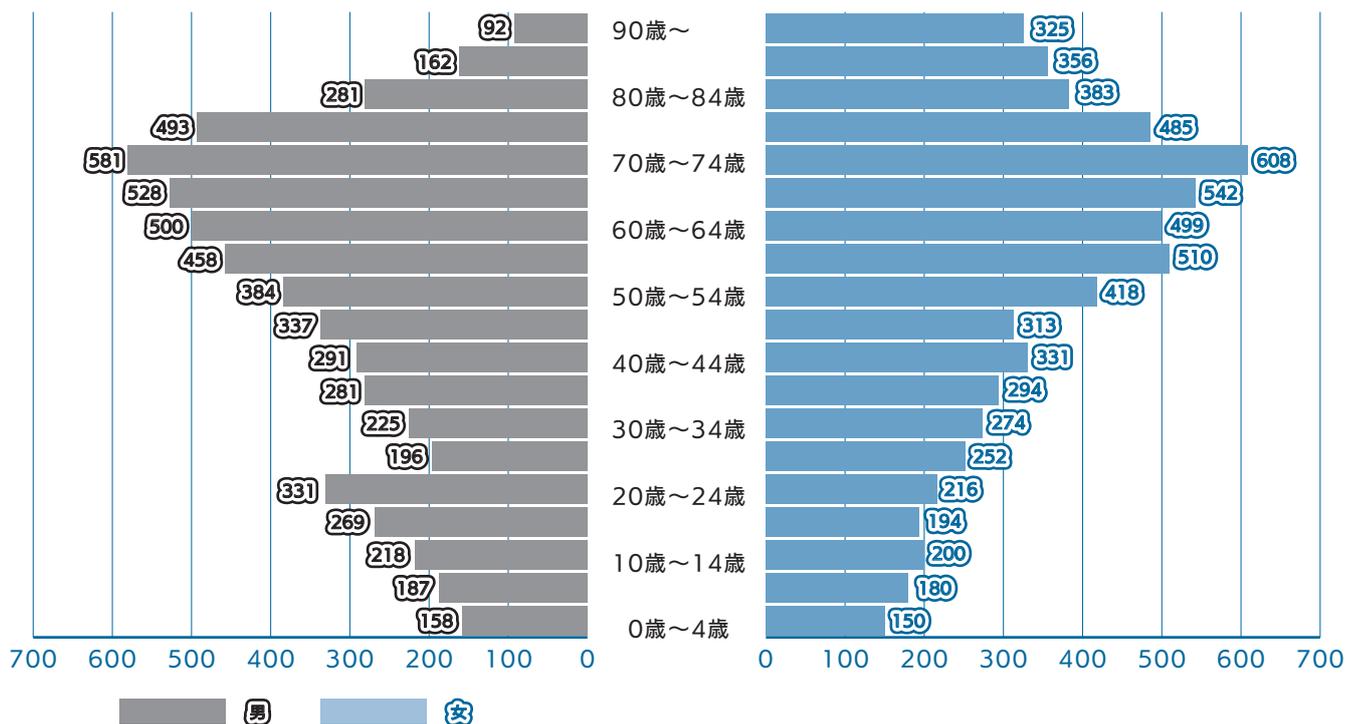
国勢調査における本町の人口は、平成7年の14,428人から平成12年には15,618人へと増加しましたが、その後は緩やかに減少を続け、平成27年の国勢調査では14,025人と平成22年の国勢調査から674人、約4.6%の減少となりました。今後も、少子化の影響や東京圏への転出の増加などにより人口は減少していくものと考えられ、令和7年には12,502人になるものと予測されています。

■ 国勢調査による将来人口予測

資料：国立社会保障・人口問題研究所



■ 令和7年人口ピラミッドグラフ



第3節 土地利用構想

1. 土地利用の概念

土地は限られた資源であるとともに、生活や産業活動の全てにわたる共通の基盤であり、その利用の在り方は町の発展や生活の質の向上と深い関わりを持っています。

本町は、おおむね南北に台形の形状をしており、東は太平洋に面し、約5.5kmの海岸線と、南に標高739.6mの階上岳（臥牛山）を有し、山岳部・平野部・海岸部という三つの地勢の立地条件の下に発展してきました。このため、町域の広がりや土地条件、優良農用地の分布等から見て、広面積・広範囲にわたる都市的土地利用への急速な転換は見込みにくいことから、歴史的風土、地理的条件、自然環境などの地域特性をいかしながら、土地の有効利用という点に主眼を置いた対応を図っていく必要があります。

しかし、一方では基盤整備の不足や様々な土地利用の混雑も見られ、快適な暮らしや円滑な生産活動が少なからず妨げられている状況も見られます。

このため、公共福祉の優先という原則の下に、町の将来像に向けた土地利用の基本的な方向性を示し、今後の総合的かつ計画的な土地利用を誘導するものとします。

2. 土地利用の基本方向

① 自然環境への配慮

三陸復興国立公園の階上岳・階上海岸等の豊かな自然と美しい景観は、本町の貴重な財産であり、個性でもあります。本町の風土に培われた歴史的・文化的遺産を後世に継承するとともに、森林や生産農地、漁場などの自然環境の保全と活用を図り、快適な生活を支える町土の環境形成に努めます。

また、公園緑地や水辺空間の活用などにより、町の環境整備に努め、美しくゆとりのある土地利用を目指します。

② 都市的土地利用と自然環境の調和

住宅地や商工業用地、道路などの都市的土地利用については、自然環境との調和を図りながら、土地の高度利用や複合的な利用及び低未利用地の有効利用をより一層促進するとともに、計画的な土地の利用を図ります。

③ 自然をいかし、調和のとれた街並み整備

総合的街並み整備が、道路、上下水道など社会資本の形成や住みよいまちづくりの観点からみても急務とされることから、景観条例及び景観計画による総合的街並み整備を目指した土地利用を図ります。

④ 安全、安心性の向上

本町には土砂災害の危険地域が点在しているほか、浸水被害や地盤災害、東日本大震災において経験した地震に伴う津波への不安などから、災害に強い安全な町土づくりへの要請が高まっています。

災害を未然に防止するための対策事業を推進するとともに、適正・計画的な土地利用を通じて、災害に強い町土の形成に努めます。また、防災上の配慮を加えて、安全な土地利用に努めます。

3. 利用区分別土地利用の基本方向

① 農用地

国営八戸平原総合農地開発事業の土地基盤整備により整備された農地を核として、農産物需給に対応する農業生産力の確保を基本に、より生産性の高い農業を目指して、優良農地の保全、確保と利用集積の促進を図ります。また、今後、観光資源、交流の場としての農園地の活用を視野に置いた農業の6次産業化の検討を進め、付加価値の高い農用地の活用を図ります。

② 住宅地

民間開発業者に対し適切な指導を行うなど、良質な住宅や良好な居住環境の形成を図るよう努めます。

なお、既成市街地やその周辺の集落においては低未利用地の有効利用を促進するとともに、防災性の向上やゆとりのある快適な居住環境の拡充に努めます。

③ 工業用地

環境との調和や公害の防止、就業機会の確保、町民所得の向上などに考慮しながら、誘致・移転を含めた工場の立地動向に対して必要な用地の確保を図ります。

④ 商業用地

商業の活性化や良好な環境形成に配慮しながら、商業地の高度利用を図り、さらに用地の需要に対応した必要な用地確保に努めます。また、日常的な生活利便に応える商業業務機能を高めながら、周辺の土地利用との調整を図るとともに地域の景観との調和に配慮します。

⑤ その他

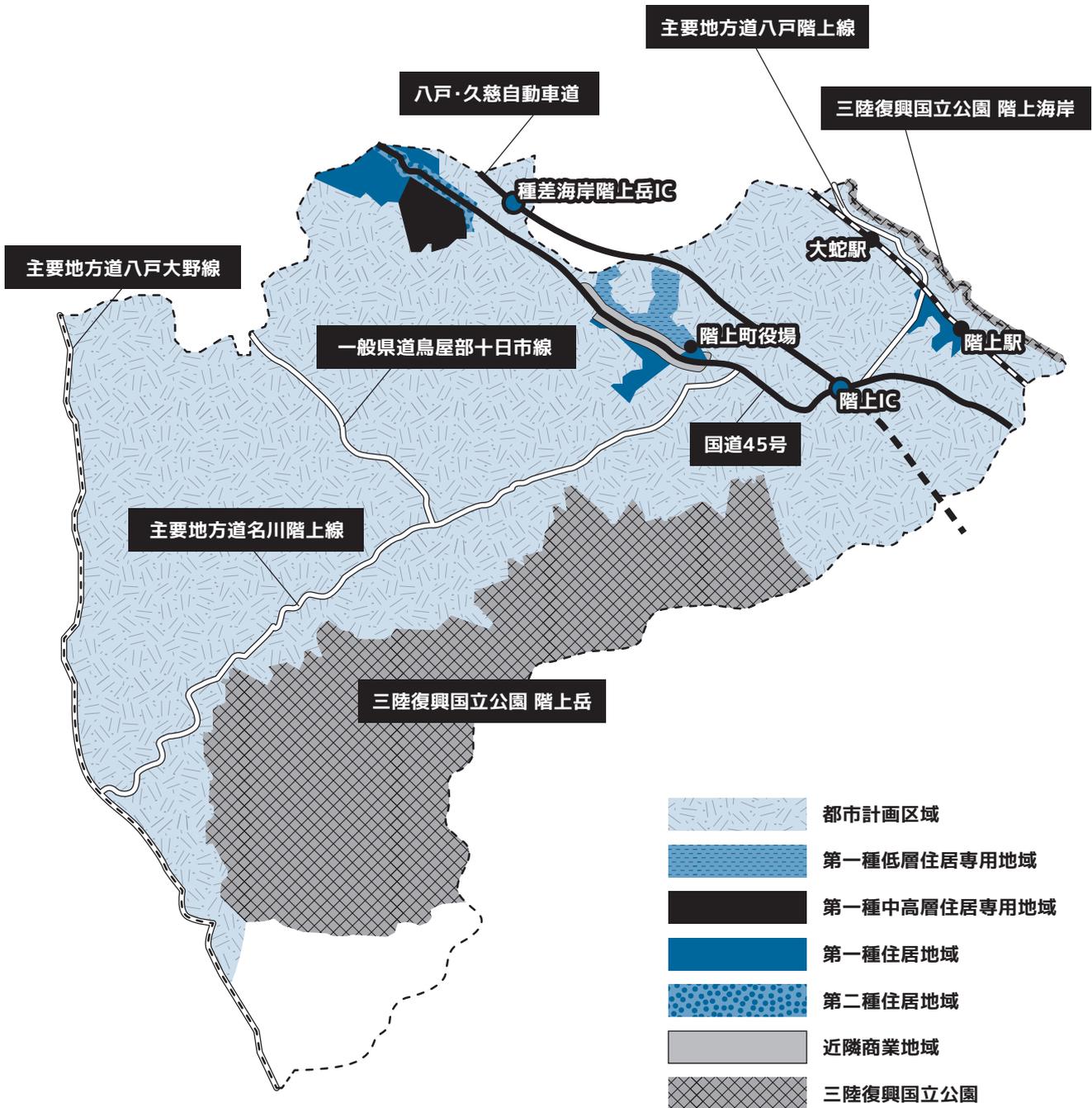
■本町総面積の約58.2%を占める森林については、森林の持つ町土保全・水資源^{かん}涵養・保健休養機能などを総合的に発揮させるため、その管理・整備を計画的に推進します。

■水面・河川・水路については、町土保全や水害防止、より安定した水供給などの観点から改修整備を促進し、そのための用地を確保するとともに、河川緑地の整備を図るなど、水辺の自然と触れ合う親水活動の場として有効利用に努めます。

■道路については、町土の有効利用や便利で快適な生活の確保と産業を振興するための重要な基盤として、必要な用地の確保と整備を図ります。

■公共施設用地については、多様化する町民のニーズに対応し、安全性、利便性、快適性などに考慮し、必要な用地の確保に努めます。

土地利用方向図



2

第2部 第2章

施策の大綱

第1節 快適で安心して暮らせるまちづくり

第2節 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり

第3節 とともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり

第4節 未来を担う人づくり

第5節 協働によるまちづくり

第6節 町民参加によるまちづくり

第7節 開かれた行財政づくり



第5次総合振興計画体系図

基本理念
 め 未来を担う人づくり
 む 豊かな暮らしを支える都市基盤の整備
 め 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり
 む 豊かな暮らしを支える健康づくりの推進
 め 協働によるまちづくり
 む 町民参加によるまちづくり
 め 開かれた行財政づくり

将来像

心豊かで安心安全な暮らしと活力あふれる地域をみんなで作るはしかみ New Era Plan

基本目標	基本方向	施策
1 快適で安心して暮らせるまちづくり	1 快適な生活を支える都市基盤の整備	① 計画的な土地利用 ② 市街地及び集落の整備
	2 都市的活動を支える道路・交通の整備	① 道路網の整備 ② 公共交通機関の整備
	3 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備	① 上下水道の整備 ② 住宅対策の推進 ③ 移住・定住の促進
	4 自然と共生する生活環境の整備	① 公園・緑地の活用 ② 自然保護対策 ③ 循環型社会の推進 ④ 生活環境の保全と美化
	5 暮らしを守る安全と安心の確保	① 防災・減災対策の推進 ② 消防対策の推進 ③ 交通安全対策の推進 ④ 防犯対策の推進 ⑤ 消費生活対策の充実 ⑥ 空き家対策の推進
2 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり	1 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興	① 農業の振興 ② 林業の振興 ③ 水産業の振興
	2 時代に対応した商工業の振興	① 商業の振興 ② 工業の振興
	3 町の魅力を高める地域ブランドの創出	① 階上ブランドの振興
	4 地域資源を活用した観光の振興	① 観光資源の活用と振興
	5 働きやすい環境の整備	① 就労支援と労働環境の整備
3 ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり	1 豊かな生活を支える健康づくりの推進	① 健康づくりの推進 ② 保健・医療体制の充実
	2 ともに支え合う福祉社会づくりの推進	① 高齢者福祉の充実 ② 児童福祉の充実 ③ 障がい者(児)福祉の充実 ④ 社会保障制度の充実 ⑤ 地域福祉の推進 ⑥ 少子化対策の推進
4 未来を担う人づくり	1 豊かな心と個性を育む教育の充実	① 義務教育の充実 ② 高等教育の充実 ③ 青少年の健全育成
	2 生きがいのある生涯学習の推進	① 生涯学習環境の整備 ② 生涯学習事業の充実
	3 地域に根ざした文化・スポーツの振興	① 芸術・文化の振興 ② 文化遺産の保全 ③ スポーツ・レクリエーション活動の振興
5 協働によるまちづくり	1 協働によるまちづくりの推進	① 協働のまちづくりの推進
	2 まちづくり地区計画の推進	① まちづくり地区計画の推進・支援の充実
6 町民参加によるまちづくり	1 町民参加の推進	① 情報化と情報提供の推進 ② 広報・広聴の充実 ③ 地域間交流の促進 ④ 国際交流の促進
	2 男女共同参画社会づくりの推進	① 女性の社会参加の促進
7 開かれた行財政づくり	1 町民に開かれた行財政の推進	① 行財政改革の推進 ② 広域的な連携 ③ 健全な財政運営の推進
	2 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進	① SDGsの視点に立った施策の推進

第1節 快適で安心して暮らせるまちづくり

より良い生活環境の中で快適に安心して暮らすことは、町民共通の願いです。

広域幹線道路をはじめとする道路網の整備促進と、効率的な土地利用の誘導や公共交通の充実などにより、都市機能を高めるとともに、本町の持つ豊かな自然環境と独自の景観を保全しながら、快適性と安心が実感できるまちづくりを進めます。

また、災害に強いライフラインの施設整備と合わせ、消防対策、減災・防災対策の推進を図るなど、安心して生活できる環境づくりに努めます。

1. 快適な生活を支える都市的基盤の整備

① 計画的な土地利用

公共福祉の優先という原則の下に、地域の社会的、経済的、文化的及び自然的諸特性に配慮して、歴史的文化遺産や優れた自然の保護・保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の形成と町土の均衡ある発展のため、町民生活と経済活動の基盤である町土の総合的かつ計画的な利用を推進します。

② 市街地及び集落の整備

「生活環境領域の拡大への対処」、「均衡ある地域づくり」を主要な柱として、本町の特性ともいえる農耕地、集落地、河川緑地、海浜地域、山林地帯の保全・整備に配慮しつつ、将来を見据えた土地利用と居住環境の整備などを進め、市街地及び集落の整備推進による生産活動と暮らしの調和の取れた個性ある町政の形成を図ります。

また、道路整備と連動した住宅地整備により、混在する中心街地環境の改善と健全で機能性を備えた中心街地形成を推進します。

2. 都市的活動を支える道路・交通の整備

① 道路網の整備

生活道路や町内幹線道路をはじめとし、県道、国道45号や八戸・久慈自動車道などそれぞれの役割分担を明確にした整備を進め、本町の特性に見合った体系的な道路環境を整備していきます。

また、主要幹線道路については拡幅改良や歩道の整備など、安全で安心な道路環境づくりに努めます。

② 公共交通機関の整備

少子高齢化の進行に対応し、町内の学校や福祉・文化・交流施設、病院、駅などをつなぐ町民の交通手段であるコミュニティバスについて、利便性の高い運行体系の確保に努めます。

また、路線バス及び鉄道の利用促進を図り、公共交通を維持するため、コミュニティバスを含めた総合的な公共交通の施策の展開に努めます。

3. 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備

① 上下水道の整備

安全でおいしい水道水の安定的な供給に向けて、八戸圏域水道企業団との連携を保ちながら、計画的に施設や設備の更新及び耐震化を図り、上水道の整備を進めます。

また、快適な生活環境の確保と河川・海洋汚濁の防止を図るため、計画的に下水道を整備し加入促進に努め、下水道未整備地域の合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

② 住宅対策の推進

民間による住宅地造成は、適切な開発指導を行い、良好な宅地の提供に努めます。

③ 移住・定住の促進

移住や定住を希望する人への情報発信等を行い、人口の維持に努めるとともに、地域の活性化を図りながら、にぎわいのあるまちづくりに努めます。

4. 自然と共生する生活環境の整備

① 公園・緑地の活用

生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢化社会の進行などに伴い、身近で自然に触れ合える公園・緑地の利用に対する要望が高まっています。より良い生活環境を確保するとともに、防災の面からも公園・緑地の有効な活用を促進します。

② 自然保護対策

本町の豊かな自然を守り後世に残していくことは、私たちに課せられた重要な課題です。また、自然保護は、環境災害や自然災害から町民を守るために大きな役割を担っています。

大切な自然を見守り、保護しながら、自然環境と共生したまちづくりを進めます。

③ 循環型社会の推進

人口減少のほか、ごみ減量化対策やリサイクルに対する意識の高揚とともに、ごみの排出量はゆるやかな減少傾向にあります。美しく快適な環境を守るため、更なるごみ減量化の推進、分別収集の徹底と有効活用による資源再利用を推進します。

また、階上町環境保全率先行動計画を推進し、庁内の温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、町民や事業者等に対して、地球環境に対する意識啓発と環境に配慮した活動の普及に努め温室効果ガスの排出抑制をはじめとする環境負荷低減の促進を図ります。

し尿対策については、下水道への加入促進と合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

④ 生活環境の保全と美化

事業活動や町民生活に伴う土壌、大気、水質の汚染や悪臭・振動・騒音による公害を防止するため、必要な調査や監視活動を行い生活環境の保全に努めるとともに、環境意識の高揚と地域ぐるみの環境美化運動の推進を図ります。

5.暮らしを守る安全と安心の確保

① 防災・減災対策の推進

町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、町にかかわる全ての者が相互に連携、協力し合い、地域ぐるみの防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

② 消防対策の推進

常備・非常備消防を含めた消防力の充実強化を図るとともに、関係機関や地域との連携及び協働により、町民一人一人への防火思想の普及啓発に努め火災のないまちづくりを推進します。

③ 交通安全対策の推進

安全なまちづくりを推進するため、各地域や関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた交通安全教育の推進と交通安全意識の高揚を図ります。また、交通事故防止に向けて交通安全施設の計画的な整備を推進し、交通環境の充実を図ります。

④ 防犯対策の推進

犯罪のない安心して住めるまちづくりを推進するため、関係機関や地域と一体となって見守りや声掛けなど、地域全体で防犯体制の充実と地域防犯意識の高揚を図ります。

⑤ 消費生活対策の充実

悪質商法や特殊詐欺などから消費者を守るために、相談体制の充実を図るとともに、正しい消費知識の普及、広報やパンフレットの配布など様々な活動を通じて、情報の提供を行い、消費者意識の向上を図ります。

⑥ 空き家対策の推進

町民の安全で安心な生活を確保するため、空き家の把握に努め、所有者の管理責任の明確化を図ります。また、空き家の有効活用を通して移住・定住の促進に努めます。

第2節 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり

農業をはじめとする全ての産業分野において、時代の変化に対応した活力あふれる産業づくりが求められています。

町民生活に大きな影響を及ぼす産業の活性化を図るため、地域産業の育成・支援と計画的な基盤整備を進めます。また、産業関係団体との連携を強め、相互の役割を理解した上で、新たな地域資源の発掘や特産品の開発など、地域一体となった活力あふれるまちづくりを目指します。

1. 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

① 農業の振興

農業を活性化させるため、耕作放棄地の解消と抑止、農地利用集積の推進や収益性の高い作物の導入、農業経営基盤の強化や農業生産基盤の整備などに努めます。さらに、観光と地産地消を目的とした体験型観光農業の推進と、高い生産力と安定した農業経営を実現するため、担い手の育成を図ります。

② 林業の振興

町土保全、治山・治水、自然景観の保護の観点から林業の果たす役割を見直し、林道の整備、造林保育、間伐事業の推進を図るとともに、林業の振興に努めます。

③ 水産業の振興

漁業者が安定した生産を維持・継続できるように、漁業環境の保全と水産資源の管理を促進していきます。また、漁業者と地元の水産関連事業者に対して水産物産直施設の積極的な活用を促します。さらに、体験型漁業の導入による本町の漁業の魅力発信に努めます。

2. 時代に対応した商工業の振興

① 商業の振興

商業の活性化を図るため、町内事業者の発展と持続力の向上を目指し、消費者のニーズに的確に対応した魅力ある商圈づくりを推進します。

また、融資制度の充実などによる後継者の育成・支援と経営の合理化・協業化など経営技術の向上を促進し、地域づくりと一体となった商業の振興に努めます。

② 工業の振興

各種融資制度の充実などによる地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化に努めます。

また、環境との調和、町土景観の保全、さらには就労の場の確保の観点から、企業立地の集積化と新規企業の立地促進を推進します。

3. 町の魅力を高める地域ブランドの創出

① 階上ブランドの推進

本町の基幹産業である第1次産業から生産される農林水産物を中心に、付加価値が高く、市場性のある地場産品、特産品を開発するなど、6次産業化を図るとともに、地域資源をいかし、町の魅力と価値、イメージアップを図るため、階上ブランドの確立と流通体制の強化に努めます。

また、特産品PRのため、インターネット等を活用し、積極的な町内外への情報発信に努めるとともに、都市部への販売ルートの確立に努めます。



4. 地域資源を活用した観光の振興

① 観光資源の活用と振興

三陸復興国立公園の階上岳・階上海岸を軸とした観光基盤の整備を推進し、伝統行事、史跡、イベントなどの観光資源を有機的に結び付け、地域特性に合わせた観光ネットワーク確立と食・歴史・文化など、地域の触れ合いを重視した体験型観光の推進に努めます。

また、「道の駅はしかみ」、「フォレストピア階上」、「わっせ交流センター」、「はしかみハマの駅あるでい〜ば」を基点とし、観光、物産及び地域の様々な情報を発信し、本町を訪れる観光客との交流を促進して、地域産業の活性化を図ります。



5. 働きやすい環境の整備

① 就労支援と労働環境の整備

働く意欲のある町民や、新規学卒者やUIJターン希望者に対して、魅力ある雇用機会を確保するため、関係機関との連携による求人求職情報の収集、提供に努めます。

また、高齢者・女性・障がい者など多様な人材の雇用促進や勤労者福祉の充実に努め、様々なライフスタイルに対応した就労環境の促進を図ります。

第3節 ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり

共働き世帯の増加、少子高齢化などが進む中、町民が健康で互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりが大きな課題となっています。

健康や福祉活動において複雑、多様化する様々な町民ニーズへの適切な対応により、保健、医療、福祉のスムーズな連携による各種サービスの提供などに努め、全ての町民が健康で生きがいのある生活を送るために、広域的取組も含め、ともに支え合う地域社会の構築を目指します。

1. 豊かな生活を支える健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

健康づくりには、町民一人一人の自覚と意識改革が必要です。健康教育による啓発活動を積極的に展開するとともに、医療、福祉、スポーツなど様々な機関・団体との連携を図り、健康づくりの推進に努めます。

② 保健・医療体制の充実

各種健康診査の定期的実施や救急医療体制の整備、医療機関・団体との連携強化などにより、多様化する町民のニーズに対応できる地域医療体制の充実と地区組織活動の充実に努めます。

2. ともに支え合う福祉社会づくりの推進

① 高齢者福祉の充実

高齢者の健康保持・増進のため健康管理体制を充実させるとともに、社会福祉協議会で運営する「いきいきシルバーバンク事業」等の活用により社会参加の機会を拡充し、生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。また、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、高齢者が要介護状態にならないよう総合的な介護予防事業を推進します。

② 児童福祉の充実

多様化する保育のニーズに対応した児童保育施設や体制の充実、児童の健全育成のための体制づくりや児童相談などの実施により、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや支援体制づくりに努めます。

③ 障がい者(児)福祉の充実

「ノーマライゼーション」の理念の普及と、町民一人一人が心身に障がいを持つ人々への理解を深め、ともに助け合う環境づくりを進めます。特に、社会参加を支援するため、雇用環境や在宅福祉サービスの向上など、自立のための基盤整備を促進します。

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会の在り方であるとする考え方。

④ 社会保障制度の充実

相互扶助の精神に基づく、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度、介護保険制度について、町民の理解を得るための積極的な啓発と健全な運営に努めます。

⑤ 地域福祉の推進

あいさつ運動や安否確認のための声かけ、地域見守り活動など、地域の人々が互いを思いやり、地域の絆を深め、町民がともに支え合える協働による地域福祉を推進します。

⑥ 少子化対策の推進

町の少子化の現状や少子化対策の重要性について情報の収集や提供に努め、効果的な少子化対策を検討し推進します。

第4節 未来を担う人づくり

少子高齢化や核家族化の進行、さらにスマートフォンやインターネットの普及など、社会状況の急激な変化は、子どもたちに大きな影響を与えています。人と人とが顔を合わせ、触れ合い、心を通わせる機会が少なくなることにより、地域連帯感の希薄化や人を思いやる心の欠如などを招き、地域活動や教育の分野において、様々な問題を引き起こしています。

今後も、学校、家庭、地域が連携を強化し、地域全体で子どもを育て、心が通い合う魅力ある地域づくりにつながるよう、町民の自主的な活動や交流活動の積極的な支援に努め、生き生きとした活力あるまちづくりを目指します。

また、子どもから高齢者まで全ての町民が、豊かな心と生きがいを育むことができるよう、生涯学習の機会の充実とネットワークの形成に努めます。

1. 豊かな心と個性を育む教育の充実

① 義務教育の充実

社会の変化に主体的に対応し、自らの力で未来を切り開くことのできる心身ともに健全な児童生徒の育成と、一人一人の学力の向上を目指し、情報化などの社会情勢の変化に対応した教育環境づくりと能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努めます。

また、学校施設の経年に伴う老朽化に対応するため、計画的に維持管理するとともに、教職員の資質の向上と障がいを持つ子どもたちの教育環境の充実を図ります。

② 高等教育の充実

高等教育等については、進学率向上を図るとともに、奨学金制度の運用などによる就学機会の拡充に努めます。

③ 青少年の健全育成

学校、家庭、地域の教育力の充実と連携強化を図り、地域全体で健全な青少年を育成するための明るい社会環境づくりに努めます。

また、地域リーダーの育成など、活発な青少年活動の推進に努めます。

2. 生きがいのある生涯学習の推進

① 生涯学習環境の整備

町民の自主的な学習活動を支援するため、学習環境の整備と機会の拡充に努めます。

また、広報やホームページの活用、情報誌の発行などにより、町民がいつでも生涯学習に関する情報を得られるよう、生涯学習情報の広域的なネットワークの形成に努めます。

② 生涯学習事業の充実

生活様式と価値観の多様化により、多種多様な生涯学習が求められています。また、町民ニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の充実を図るとともに、町民の自主的な学習活動や組織づくりの支援に努めます。

3. 地域に根ざした文化・スポーツの振興

① 芸術・文化の振興

町民が高度な芸術、文化に触れることのできる環境づくりと、様々な芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

また、地域に根ざした文化活動を支援し、文化の高いまちづくりを目指します。

② 文化遺産の保全

本町にある貴重な史跡や文化財などの保護、継承に努めるとともに、地域の個性化を推進する重要な資源として、その保全活動と活用に努めます。

③ スポーツ・レクリエーション活動の振興

健康への関心の高まりや余暇時間の増大による、町民のスポーツ・レクリエーション活動への要求に応えるため、年齢、体力に応じたスポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。

また、指導者の養成と活用の促進や自主的な活動団体の育成などに努め、健康で明るい地域づくりを進めます。

第5節 協働によるまちづくり

社会や経済の仕組みが刻々と変化を続ける中、町民ニーズも多様化しています。

このような状況においても、まちづくりの主役は常に町民であり、町民一人一人が自らのまちづくりに主体性をもって参加することが重要となります。今後のまちづくりは、町民と行政がパートナーとして連携し、町民の意見を反映させるとともに、町は効率的・効果的な行財政運営に取り組む必要があります。

今後も町民とともにまちづくりに対する意識を一つにし、その目標へ向かって互いに手を取り合い行動することができるよう、協働のまちづくりを更に推進していきます。

1. 協働によるまちづくりの推進

① 協働のまちづくりの推進

個性豊かで夢のある暮らしやすいまちづくりのためには、町民一人一人が地域を考え、地域のために行動することが重要です。

本町は、これまで町民とともに協働のまちづくりを推進してきましたが、更にステップアップするため、町民の自主的な取組やまちづくりへの参加意識の向上を図り、より一層、協働のまちづくりの推進に努めます。



2. まちづくり地区計画の推進

① まちづくり地区計画の推進・支援の充実

本町では、平成18年度から同19年度にかけて、町内の19行政区全てにおいてまちづくり地区計画が策定されました。また、同29年度には各行政区において計画の見直しをし、より一層地域の特徴や魅力をいかした「第2次まちづくり地区計画」が策定されました。地区の将来像を目指して各地区の住民により策定された「まちづくり地区計画」は、その住民の意思とビジョンが町政において尊重され、町政の基礎をなす計画として位置付けられることとなります。そのため、町民の自主的な取組やまちづくりへの参加意識の向上を推進するため、「まちづくり地区計画」の実現に向けて支援の充実を図るとともに、「まちづくり地区計画」の事業等を町の個別計画に反映させる仕組みづくりや、進捗状況の確認・評価等の体制の整備に努めます。

※ビジョン：将来の構想。展望。



第6節 町民参加によるまちづくり

町民がまちづくりに積極的に参加し、町政に対し意見や要望又は提案を行うことが、とても重要となっています。そのためには、町民が町政を正しく理解できるよう、行政は町民に情報を提供する必要があります。

今後は、町民に的確な情報を提供し、町政に対する理解を得るために積極的な広報活動に努めるとともに、町民の意見、要望などをまちづくりに反映させるために、広聴活動の充実に努めます。

また、町民や団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、地域間で交流を図り、地域が活性化するよう、自主的なコミュニティ活動を推進します。

1. 町民参加の推進

① 情報化と情報提供の推進

急速に進歩、普及するICT（情報通信技術）による高度情報化社会に対応するため、国、県や他市町村との連携を深め、町民への情報提供や町民意識の啓発に努めます。

また、町民に身近な行政サービスの利便性を向上させるため、行政事務の効率化や高度化を図りながら、窓口サービスや各種情報サービスの向上に努めるとともに、町民の自発的な活動の促進や協働のまちづくりの推進のため、情報の収集や提供に積極的に取り組み、町民と行政の情報共有化に努めます。

② 広報・広聴の充実

町民と行政のコミュニケーションの活発化を図り、町民の行政に対する関心を高めるため、インターネット・SNSを活用するなどして、必要な行政情報などを提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

また、多様化する町民のニーズを把握するための広聴活動を充実し、町民の声が行政施策に反映できる広報・広聴体制の活用を推進します。

③ 地域間交流の促進

地域住民による自主的なコミュニティ活動を推進するため、組織の育成、リーダーの養成、さらに必要な情報の収集と提供などに努めるとともに、町内各地域の特性をいかし、地域と地域の連携強化に努め、町内地域団体等と他市町村における地域団体等との間での共同・連携による交流事業を支援します。

④ 国際交流の促進

国際社会に対応し、町民の国際理解と国際感覚を養うため、各分野を通じた交流を推進します。

また、学校教育や生涯学習において、異文化に触れる機会を支援することにより、町民の国際感覚を醸成し、各分野での国際交流事業を推進します。

2. 男女共同参画社会づくりの推進

① 女性の社会参加の促進

社会情勢や女性のライフスタイルの変化などにより、女性の社会進出が進み、それに伴い地域社会や就業の場における女性の果たす役割も大きくなっています。家庭や地域における男性と女性の役割分担を見直し、男女平等教育の推進、女性の政策決定の場への参画の推進など、女性の社会参加を促進し、あらゆる分野で協力し合えるよう男女共同参画社会の形成を推進します。



第7節 開かれた行財政づくり

行政の基本は、町民に、より良いサービスを効率的に提供できるようにすることであり、そのためには、町民の視点に立った行財政運営を行うことが重要です。また、町民ニーズに的確に対応するためには、「基礎自治体」として自主性と責任ある行財政運営を行うことも重要となってきます。

今後は、税収や地方交付税などの財源の確保もより厳しさを増すとみられるため、効率的・効果的な事業の選択、地方債借入残高や経常経費の抑制など、弾力的な財政運営により、財政状況に応じた健全な行政運営に努めます。

そして、多様化・高度化する行政事務に的確に対処できるよう職員の資質向上を図り、自主性と責任ある行財政運営の実現に取り組みます。

また、グローバル経済の下で、世界全体の経済、社会及び環境等の課題に国際社会全体で取り組んでいくため、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げられ、17の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本町においても、今後の行財政運営に当たっては、SDGsの理念を踏まえながら取組を推進します。

1. 町民に開かれた行財政の推進

① 行政運営の充実

社会経済情勢の変化や行政のニーズの多様化への対応と、町民に開かれた行政の展開を進めるため、常に行財政改革に取り組むとともに、職員の意識改革と資質の向上、行政の情報化、町民参加の促進などを進め、きめ細かい町民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

② 広域的な連携

グローバル化、高度情報化、環境問題、地方分権の進展に対応するとともに、町の魅力を更に高めるために、周辺市町村との連携が重要となります。そのために、広域的な連携の強化を図り、連携中枢都市圏による事業を推進します。

③ 健全な財政運営の推進

本町では引き続き、町税をはじめとする自主財源の確保に努め、経常経費の抑制や事務事業の見直し、公共施設の老朽化に備えた総合的・効率的な管理、効果的な事業の選択により、健全な財政運営を行うとともに、町民への分かりやすい財政状況の公表に努めます。

2. SDGsの理念を踏まえた行財政の推進

① SDGsの理念を踏まえた行財政の推進

今後の行財政運営に当たっては、全ての関係者との連携強化等により、SDGsの理念を踏まえ積極的な取組を推進します。





第3部 基本計画

3

3

第3部 第1章 快適で安心して暮らせるまちづくり



※SDGs(持続可能な開発目標)のアイコン。本町では、SDGsの理念を踏まえた行政運営を推進している(168ページ参照)。

第1節 快適な生活を支える都市基盤の整備

- ① 計画的な土地利用
- ② 市街地及び集落の整備

第2節 都市的活動を支える道路・交通の整備

- ① 道路網の整備
- ② 公共交通機関の整備

第3節 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備

- ① 上下水道の整備
- ② 住宅対策の推進
- ③ 移住・定住の促進

第4節 自然と共生する生活環境の整備

- ① 公園・緑地の活用
- ② 自然保護対策
- ③ 循環型社会の推進
- ④ 生活環境の保全と美化

第5節 暮らしを守る安全と安心の確保

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 消防対策の推進
- ③ 交通安全対策の推進
- ④ 防犯対策の推進
- ⑤ 消費生活対策の充実
- ⑥ 空き家対策の推進

第1節 快適な生活を支える都市基盤の整備

1-1-①

計画的な土地利用

現況と課題

本町は青森県の最東南端に位置し、平成25年5月に三陸復興国立公園に指定された階上海岸や階上岳をはじめとした、緑豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。町土面積は約94.01k㎡で、森林面積が約32.9%、農地面積が約15.5%と農林業的土地利用が大勢を占めています。

今後は人口減少・少子高齢化社会の影響等により、市街地の人口密度の低下や空洞化、低・未利用地や空き家等の増加が懸念されるため、円滑な土地利用に支障を来さないよう、町土の適切な利用と管理を通じて町土を荒廃させない取組を進めることが重要な課題となっています。

また、人口減少の影響による土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化等が懸念されるため、生態系を保全するとともに人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい街並みを保全し、次世代へ継承する取組を進めることも重要な課題となっています。

加えて、東日本大震災をはじめとする自然災害の経験により、安全・安心に対する町民の意識が高まりを見せており、防災・減災対策の強化とともに安全性を優先的に考慮する町土利用が必要です。安全・安心は全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、速やかに復旧・復興できる国土強靱化の取組を進めていくことが重要な課題となっています。

基本方針

「適切な町土管理を実現する町土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」、「安全・安心を実現する町土利用」の3つを基本方針とし、町土の安全性を高め持続可能で豊かな町土を形成する町土利用を図ります。

計画的な土地利用

複合的な施策の推進と町土の選択的な利用

多様な主体による町土利用

利用区分別土地利用の推進

施策の展開

(1) 複合的な施策の推進と町土の選択的な利用

人口減少等により、今後全ての土地についてこれまでと同様に管理することは困難になることが想定されます。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、町土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、町土の適切な管理を図ります。

また、適切な管理を続けることが困難な土地については、それぞれの地域の状況に応じて新たな用途を見出すことで、最適な町土利用を選択するよう努めます。

(2) 多様な主体による町土地利用

急激な人口減少下においては、将来的に無居住化する地域が拡大することも想定されることから、町民一人一人が町土に関心を持ち、町土管理を進めることが一層重要となるため、地域住民や行政など、様々な主体が地域の土地利用について検討することを促進します。

(3) 利用区分別土地利用の推進

① 農地

農地は本町の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であることから、一層の効率的な利用を図ります。

また、営農等の効率化のため、担い手に農地の集積・集約を図ることで、安定した農業の担い手の確保を促進します。

② 森林

木材の需要動向などを踏まえながら、将来にわたり森林の多面的機能を発揮できるよう、町土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を図ります。

また、良好な生活環境を確保するため、地域社会の活性化に配慮しつつ、積極的に緑地としての保全及び整備、適正な利用を図ります。

③ 住宅地

人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、道路、公園、上下水道等の生活関連施設の整備を計画的に進めます。

住宅地の整備については、低・未利用地や空き家等の有効利用を推進します。工業用地の整備については、町民所得の向上、就業機会の確保、地域への定住化及び町土の均衡ある発展を図るため、環境の保全等に配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。事務所・店舗用地の整備については、生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制、良好な環境の形成に配慮して必要な用地の確保に努めます。

④ 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設の用地については、町民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

⑤ 沿岸域

漁業、レクリエーション等各種利用への多様性や自然的・地域的特性等を踏まえ、長期的視点に立った利用を図ります。漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、町土の保全と安全性の向上に資するため、沿岸域の保全に努めます。

主要事業

- 第5次階上町国土利用計画の策定・推進
- 八戸・久慈自動車道洋野階上道路の整備推進
- 八戸・久慈自動車道種差海岸階上岳IC及び階上IC周辺の土地利用の促進



現況と課題

本町は19の行政区により、生活圏の構成やコミュニティ活動をしています。
市街地は国道45号沿いとJR八戸線沿いに集中しています。中でも蒼前地区や耳ヶ伏地区の国道45号沿いを中心に市街地が形成されていますが、交通機能の発達と生活様式の変化に伴い、町民の生活も広範囲にわたっています。

基本方針

機能的で快適なまちづくりを進めるため、農業振興基盤整備による営農集落地等の整備を計画的に進めるとともに、商業振興のための街並みの整備等の推進による中心市街地の整備を図り、適正な市街化の促進に努めます。

市街地及び集落の整備

都市機能の段階的・計画的な整備

宅地の計画的整備

施策の展開

(1) 都市機能の段階的・計画的な整備

街並みや景観の保全・整備・誘導を進めるとともに、都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画等を策定し、生活産業活動を支える道路、下水道等の都市整備を段階的・計画的に図っていきます。

(2) 宅地の計画的整備

営農集落地等の土地利用の安定化と市街地での良好な宅地の計画的整備の促進を図るとともに、優良宅地化への計画的な誘導を図ります。

主要事業

- 階上町都市計画マスタープラン等に基づく計画的な市街地整備
- 良好な景観形成の推進
- 優良宅地化への計画的な誘導

第2節 都市的活動を支える道路・交通の整備

1-2-①

道路網の整備

現況と課題

本町の道路網は、八戸・久慈自動車道、国道45号、主要地方道3路線、一般県道1路線と町内を縦横に結ぶ306路線の町道からなっています。

- (1) 国道45号は宮城県仙台市を起点とし、本町内の区間延長は10.4kmで、本町の産業経済、通勤・通学等日々の生活に重要な役割を果たしています。また、平成26年3月に高規格幹線道路として、八戸・久慈自動車道の八戸南環状道路及び八戸南道路が全線開通し、階上ICから八戸JCTまで接続され、階上ICから八戸・久慈自動車道洋野階上道路として久慈ICまでの区間そして三陸沿岸道路として仙台市までの区間が、令和2年度中の開通に向け整備中であり、渋滞緩和、地域振興など、町の発展に寄与することが期待されます。
- (2) 主要地方道は、名川階上線、八戸階上線、八戸大野線の3路線、一般県道は、鳥屋部十日市線の1路線で、町内の幹線道路として主要な役割を果たしています。
今後は、交通安全対策として、拡幅改良や交通安全施設の設置、歩車道区分や段差解消等の整備を進める必要があります。
- (3) 地域住民の生活道路としての重要な役割を担っている町道は、一級町道11路線、二級町道24路線、その他の町道271路線の計306路線が町内を縦横に走っています。しかし、未整備路線が多数あるため、今後は要望や協働のまちづくり地区計画等を踏まえ順次整備していく必要があります。
- (4) これまでに築造された町道の道路舗装や橋梁、附属施設の機能状態は、経年劣化等により良好とは言えない状態であり、長寿命化修繕計画に基づき修繕や改修を行う必要があります。

道路

区分	路線数	実延長 (m)	路線別内訳	
			舗装 (m)	砂利 (m)
国道	2	14,692	14,692	0
県道	4	32,957	32,954	3
小計	6	47,649	47,646	3
一級町道	11	36,930	34,791	2,139
二級町道	24	54,556	46,335	8,221
その他の町道	271	167,598	102,809	64,789
小計	306	259,084	183,935	75,149
合計	312	306,733	231,581	75,152

注) 平成31年3月31日現在

基本方針

本町の社会・経済の諸活動を支える幹線道路の整備とともに、これらと連携した生活道路の整備を促進します。また、安全性、快適性等、道路に求められる多様な機能に配慮し、道路環境の向上等に努めるとともに、バリアフリー化など人にやさしい道づくりを進めます。

道路網の整備

高規格幹線道路の整備

主要幹線道路の整備

安全で利便な生活道路の整備

施策の展開

(1) 高規格幹線道路の整備

広域経済圏を形成し、広域的交流を促進するため、八戸・久慈自動車道洋野階上道路の整備を推進します。

(2) 主要幹線道路の整備

町内の円滑な交通流道を確保するために、名川階上線、八戸階上線など主要幹線道路の拡幅改良整備や交通安全対策として歩道整備等を推進します。

(3) 安全で利便な生活道路の整備

生活道路である町道については、居住者の生活利便と交通安全を確保するため、優先順位を決め、既存道路の改善・整備を図ります。また、大雨時の冠水常襲地帯については、側溝や調整池等の整備により、その解消に努めるとともに、老朽化した橋梁や舗装道路については、長寿命化計画に基づき修繕や改修を行い、安心安全な道路を維持します。

主要事業

- 八戸・久慈自動車道洋野階上道路の整備推進
- 八戸階上線の拡幅改良、交差点改良事業
- 名川階上線の歩道整備
- 町道の整備・維持管理

現況と課題

本町の海岸線沿いを、八戸駅を起点に八戸・久慈間を結ぶJR八戸線が通っています。町内の線路延長は約5kmで、本町には階上駅と大蛇駅の二つの無人駅があり、通勤、通学等の交通機関として大きな役割を果たしています。

路線バスについては、西部・中央地域を中心に5路線運行されており、鉄道と同様に生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

しかし、少子化の影響や自家用車の利用の増加などにより、鉄道や路線バスの利用客は年々減少しています。また、それに伴い便数も減少しており、利便性の低下が問題となっています。平成21年度からは町内を巡回するコミュニティバスを運行していますが、今後は鉄道、路線バスも含めた総合的な公共交通の利便性を高めるための検討が必要です。

基本方針

利用客数が伸び悩む中、公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。しかし、鉄道及びバスは、町民の交通手段として欠かせないものであるため、関係機関と連携し公共交通の利用促進を図るとともに、効率的・効果的な公共交通体系を目指します。

公共交通機関の整備

公共交通の充実

施策の展開

(1) 公共交通の充実

① 鉄道

JR八戸線については、利用しやすい時刻の設定、効率的・効果的な運行を鉄道事業者に要望するとともに、積極的な鉄道情報の発信等により利用の促進を図ります。

② 路線バス

民営バスについては、通勤・通学等バス利用客の利便性を高めるため、バス事業者に効率的・効果的な運行を要望するとともに、生活路線バス運行の維持・確保を支援します。また、積極的な路線バス情報の発信等により利用の促進を図ります。

③ コミュニティバス

コミュニティバスについては、鉄道や路線バスとの接続を考慮するとともに、効率的・効果的で利用しやすい運行とするよう努めます。

④ 新たな公共交通施策の検討

公共交通の利用を促進するため、利用者のニーズを的確に把握し、新たな公共交通施策について検討します。

主要事業

- バス路線維持対策費補助金
- コミュニティバス・スクールバスの運行
- 公共交通機関の利用促進
- 総合的な公共交通の検討



第3節 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備

1-3-①

上下水道の整備

現況と課題

(1) 上水道の整備

現在、水道水は八戸圏域水道企業団により安定供給されていますが、人口減少などに伴う水需要が減少する中、老朽施設の更新や事故・災害などの危機管理対策など、多くの課題に対応した事業運営が求められています。

(2) 下水道の整備

生活雑排水等の汚水処理については、公共下水道事業、大蛇地区漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業により推進しています。公共下水道は、平成21年度に一部供用開始し、令和2年度までとしていた事業の認可期間を令和4年度まで延長しました。今後は、普及率と加入率を高め、下水道経営の健全化に努める必要があります。

基本方針

上水道については、安全でおいしい水道水の安定供給を持続するため、災害に対する体制の強化や施設・設備の更新を計画的に実施し、将来にわたって持続可能な水道事業運営となるよう八戸圏域水道企業団との連携に努めます。

下水道については、水環境の保全や水の循環利用などの啓発活動を行うとともに、計画的な下水道の整備、合併処理浄化槽への転換促進を行い、水洗化の向上に努めます。

上下水道の整備

上水道の安定供給

計画的・効率的な下水道の整備

下水道による水洗化率の向上

下水道経営の健全化の推進

合併処理浄化槽への転換促進

施策の展開

(1) 上水道の安定供給

八戸圏域水道企業団が平成30年9月に策定した、第4次水道事業総合計画に基づき、計画的な施設更新と安定した水道水の供給持続が図られるよう、連携強化に努めます。

(2) 計画的・効率的な下水道の整備

生活排水処理基本計画により定めた公共下水道排水計画区域、合併処理浄化槽設置区域等により、計画的・効率的な下水道の整備に努めます。

(3) 下水道による水洗化率の向上

広報やホームページ等による下水道の必要性や重要性についての啓発活動や下水道接続相談会の開催などにより、加入の促進を図ります。

(4) 下水道経営の健全化の推進

平成28年度に策定した公共下水道事業経営戦略及び漁業集落排水事業経営戦略に基づき、平成31年4月に下水道使用料の改定を行いました。今後も適正な使用料の設定や維持管理に取り組めます。

(5) 合併処理浄化槽への転換促進

下水道処理区域以外の区域では、生活排水処理基本計画に基づき、引き続き合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

主要事業

- 八戸圏域水道企業団との連携強化
- 公共下水道整備事業
- 下水道加入促進事業
- 経営戦略の推進
- 合併処理浄化槽設置整備事業

現況と課題

- (1) 本町では、快適で安心して暮らせる住環境整備の一環として、国の補助を受け、町営住宅を建設し供給しています。つくしヶ丘団地は、平成6年に建設され、耐用年数の半分が経過し、年々修繕費が増しており、これまでの対処療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理が求められています。
- (2) 本町は、八戸市の経済圏域内として民間の住宅造成により着々と住宅化が進んできたところですが、現在は、少子高齢化・人口減少等により住宅建築は伸び悩んでいる状況です。近年では、移住・定住を促進するため、新築住宅補助金を交付しています。このほか、相次ぐ地震や地球温暖化により耐震化や省エネ住宅への関心が高いことから、住宅リフォームや耐震化に対する補助金も交付しています。
- (3) 本町では、平成6年5月に都市計画区域の指定を受け、一般住宅等の新增改築に際して建築確認申請が必要となりました。また、都市計画法による用途地域を平成9年4月に定め、この方針に従い、良好な市街地形成を図るためにも乱開発を防ぎ、住居地域に誘導する必要があります。

町営住宅

施設名	戸数	完成年度	所在地
つくしヶ丘団地	15戸	H6	赤保内字柳沢地内
榊山団地	30戸	H19	道仏字榊山地内

基本方針

安全で快適な生活環境を求める町民のニーズに対応し、質の高い宅地や住宅の供給を促進するとともに、移住・定住を目的に新築住宅やリフォーム等の補助事業を充実させ、居住環境の向上を図ります。

住宅対策の推進

安全で住みやすい住宅環境づくり

住宅建築の指導の推進

施策の展開

(1) 安全で住みやすい住宅環境づくり

- 町営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な維持改修を行います。
- 住宅リフォーム等の事業を推進することにより、安全安心な住宅を供給します。
- 新築住宅支援事業を推進し、良質な住みやすい宅地を供給するとともに人口減少対策を図ります。

(2) 住宅建築の指導の推進

用途地域内の住宅地域への住宅建築の誘導を図っていきます。

主要事業

- 安全安心住宅リフォーム支援事業
- 新築住宅支援事業
- 木造住宅耐震診断支援事業



現況と課題

本町では、少子化の急速な進行や若者の流出等により、人口が減少傾向にあります。本町の人口は、八戸市のベッドタウンとして増加してきましたが、平成15年をピークに減少に転じ、平成31年3月末の住民基本台帳の人口は13,498人と平成6年の規模まで落ち込んでいます。また、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口では、2045年には8,970人となる予測が示されました。

今後も更に人口の減少が進むことが予想されますが、持続可能な行政運営のため、人口の維持・増加への対策と移住・定住促進への取組が必要となります。

住民基本台帳による人口の推移

(単位：人)

年	人口		
	総数	男	女
平成 22 年	14,741	7,374	7,367
平成 23 年	14,571	7,298	7,273
平成 24 年	14,490	7,252	7,238
平成 25 年	14,381	7,192	7,189
平成 26 年	14,183	7,102	7,081
平成 27 年	14,080	7,036	7,044
平成 28 年	13,993	6,981	7,012
平成 29 年	13,844	6,934	6,910
平成 30 年	13,648	6,868	6,780
平成 31 年	13,498	6,782	6,716

各年3月31日現在

基本方針

UIJターンなどの移住や定住を希望する人への情報発信などを行い、人口減少対策に努め、地域の活性化を図りながら、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

※UIJターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

移住・定住の促進

総合的な移住・定住対策の検討

移住・定住化の促進

駅前中央団地の販売促進

施策の展開

(1) 総合的な移住・定住対策の検討

将来的に予測される人口減少に歯止めをかける移住・定住を促進するための施策を横断的・総合的に検討します。

(2) 移住・定住化の促進

本町に移住・定住を希望する方の転入促進のため、安心して生活できる住宅環境の確保のための支援を推進します。

(3) 駅前中央団地の販売促進

駅前中央団地の早期完売を目指し、町内外に向けた販売促進事業を展開します。

主要事業

- 関係機関と連携した移住・定住支援
- 移住・定住情報の発信
- 若者・子育て世帯定住促進事業
- 駅前中央団地移住定住促進助成制度



第4節 自然と共生する生活環境の整備

1-4-①

公園・緑地の活用

現況と課題

公園や緑地は、町民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間であり、スポーツ・レクリエーションの場、災害時における避難場所としての機能のほか、大気の浄化、景観形成等生活環境の向上にも大きな役割を果たしています。

今後も、町民と行政が一体となって緑化を推進し、快適な住環境を創出していくことが重要です。

基本方針

町民が身近に利用でき、スポーツ・レクリエーション活動などの場として、公園の積極的な活用を推進します。また、水辺空間や緑地の保全、町民参加による緑化の推進に努めます。

公園・緑地の活用

公園の活用

緑地の保全

施策の展開

(1) 公園の活用

- ① 潤いのある町の環境を保つ空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性をいかした公園の活用を推進します。
- ② 貴重な自然空間の保全に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動の場としての活用を推進します。

(2) 緑地の保全

快適な環境の創出、緑豊かなまちづくりを促進するとともに、緑地の保全に努めます。

主要事業

- 公園・緑地の活用促進

現況と課題

本町では、自然保護の観点から森林を守り、緑に親しんでもらうために、レクリエーション、ハイキング、森林浴のための階上岳の施設整備を進めてきました。また、平成25年度に階上岳・階上海岸が三陸復興国立公園の指定と三陸ジオパークの決定を受け、国指導の下、自然保護対策を進めています。快適で潤いのある生活を守るためには自然と共生・共存し、また、乱開発やごみの不法投棄を防ぐためには、行政の指導だけではなく、町民一人一人の自然に対する関心を高めることが必要です。

町民が自らの手で自然を守るためにも、今後、町内の自然環境を広報し、自然愛護の啓発を行っていく必要があります。

自然保護地域

(単位：ha)

鳥獣保護区	休猟区	銃 猟 禁止区域	水源かん 養保安林	防火保安林	干害防備	保健保安林	国立公園 区 域
1,150	1,992	773	2,338	5	70	69	2,196

注) 平成31年3月31日現在

基本方針

町の美観の維持や自然災害予防の観点から、緑豊かな地域環境の創造を目指し、自然の保護に努めます。また、町内の自然保護と産業振興の調整を図りつつ、自然保護意識の高揚に努め、貴重な自然景観地や植生物の適正な生息環境等の保護を図ります。

自然保護対策

自然保護活動の促進

広報・啓発活動の推進

施策の展開

(1) 自然保護活動の促進

本町の恵まれた自然環境を活用して、自然保護教育に努め、自然保護意識の高揚と啓発を図り、自然保護活動の指導者やボランティアグループ等を中心として、町民の自主的・主体的な自然保護活動を促進します。また、階上岳・階上海岸の植生調査の結果を踏まえ、今後の自然保護に活用する計画作成に努めます。

(2) 広報・啓発活動の推進

自然保護の観点から定期的な監視活動を進めるとともに、町民への積極的な広報活動により、啓発に努めます。

主要事業

- 自然保護活動指導者等の育成
- 自然保護計画の策定
- 自然保護監視活動の推進



現況と課題

- (1) 本町のごみ処理については、八戸地域広域市町村圏事務組合で設置したごみ処理施設で処理を行い、収集については民間業者に委託しています。近年、ごみの排出・収集量はゆるやかな減少傾向にありますが、可燃ごみにはリサイクルができる多くの紙資源の混入や不燃物ごみが増加傾向にあります。引き続き、減量やリサイクル方法とその必要性について周知を図り、町民、企業、行政が一体となって、循環型社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。
- (2) 地球規模で大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し地球温暖化が進んでいます。今後も目標達成に向けて取り組む必要があります。

ごみ処理状況の推移

(単位：t)

区分	可燃物	不燃物	粗大	資源ごみ	その他ごみ	合計
平成26年度	3,095	141	172	430	4	3,842
平成27年度	3,100	146	156	428	5	3,835
平成28年度	3,025	146	144	425	5	3,745
平成29年度	3,047	153	153	425	5	3,783

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

し尿処理状況の推移

(単位：人、kl、t)

区分	行政内 区域人口	処 理 区域内人口	水洗化 人 口	非水洗化 人 口	収 集 量		
					し 尿 収 集 量	浄 化 槽 汚 泥 量	計
平成26年度	14,080	14,080	10,851	3,229	2,793	4,731	7,524
平成27年度	13,993	13,993	10,805	3,188	2,708	5,116	7,824
平成28年度	13,884	13,884	10,760	3,124	2,668	5,236	7,904
平成29年度	13,648	13,648	10,618	3,030	2,636	5,068	7,704

資料：収集（処理）実績表

基本方針

町民生活の多様化に伴い、ごみの質は複雑化しているため、ごみ処理基本計画を推進し、分別収集の徹底や資源化・リサイクルの促進、適切な収集・処理に努めます。

また、地球温暖化防止のため、環境保全率先行動計画の推進や町民等への啓発など、全町的に環境負荷の低減に取り組みます。

循環型社会の推進

ごみ減量・リサイクルの推進

適正排出のための環境整備

地球温暖化対策

施策の展開

(1) ごみ減量・リサイクルの推進

- ① ごみ減量・リサイクルの推進のため、町民や企業に向けて3Rの意義と必要性を理解してもらい、自主的な活動を促進します。
- ② 広報やホームページのほか、イベントや地域に向けた出前講座等を通して、ごみの分別方法等の周知啓発に努めます。

(2) 適正排出のための環境整備

- ① 階上町廃棄物減量等検討委員会において、廃棄物の減量等に関して検討を行い、施策や事業等に反映させていきます。
- ② ごみの収集・運搬体制は、ごみの質・排出量の変化に対応できるよう適宜見直しを行い、確実かつ効率的な収集を行います。

(3) 地球温暖化対策

地球温暖化対策として、行政自ら率先して階上町環境保全率先行動計画に取り組み、庁内の温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、町民や事業者等に対しては、地球環境保全に対する意識を高め自主的な取組を促すため、広報や出前講座等を実施し、地球温暖化対策の普及・啓発に努めます。

主要事業

- ごみ減量に向けた取組方法の周知強化
- 分別収集によるリサイクルの推進
- 階上町廃棄物減量等検討委員会の開催
- ごみ収集運搬業務の効率化
- 階上町環境保全率先行動計画の推進



現況と課題

- (1) 不法投棄パトロールや廃棄物不法投棄監視員との連携による不法投棄の早期発見や未然防止に努めていますが、近年、ごみの不法投棄は増加傾向にあります。そのため町民と行政、事業者等が協力し合いながら、環境改善に努めるとともに、啓発活動を今後とも強力に推進していく必要があります。
- また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等により発生した災害廃棄物については、適正かつ円滑に処理する必要があります。
- (2) 清潔で住みやすい生活環境を創造するために、町民意識の啓発、悪臭対策や排水対策、さらには空き地管理の強化に努める必要があります。また、騒音や振動・悪臭・水質汚濁等に対して関係機関が協力し、その対策を講じていく必要があります。
- (3) し尿処理については、公共下水道、大蛇地区漁業集落排水及び合併処理浄化槽により、衛生的なし尿処理対策を推進しています。
- 公共下水道については、PR活動や相談会の開催等により加入率の向上を図り、大蛇地区漁業集落排水については、処理区域内の未加入世帯の加入促進に努めます。

基本方針

町民が協力しあって清潔なまちを創出し、健康的で潤いのある生活を維持するため、町民の主体的な取組による環境保全・美化の促進を図るとともに、町民参加による環境衛生対策の展開を図ります。

し尿処理については、快適で衛生的な環境を構築するために、公共下水道処理区域及び大蛇地区漁業集落排水処理区域内ではその加入促進に努め、また、それ以外の区域では合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

生活環境の保全と美化

環境美化の推進

騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の防止対策

ごみの不法投棄・野外焼却の防止対策及び災害廃棄物処理対策

下水道による水洗化率の向上

合併浄化槽への転換促進

施策の展開

(1) 環境美化の推進

全町的な地域環境美化の展開を目指して、広報や生涯学習の場を活用した環境美化に関する情報の提供のほか、クリーンアップ・デー等の活動を通して、町民意識の啓発に努めます。

また、町の環境美化条例に基づき、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに資源の有効活用を図り、環境と調和した地域社会の構築に努めます。

(2) 騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の防止対策

騒音・振動・悪臭・水質汚濁等に対して、その原因者や事業者に必要な指導や防止対策等を講じ、安心できる生活環境を維持できるように、地域の環境整備に努めます。

悪臭や水質汚濁等については、県民局や八戸市などの関係機関と緊密な連携をとりながら、定期的に調査・測定を行うなど、その防止と改善に努め、必要に応じて事業者と公害防止協定の締結などを進めます。

(3) ごみの不法投棄・野外焼却の防止及び災害廃棄物処理対策

ごみの不法投棄・野外焼却に対して、町民と行政、関係機関等が一体となり監視を強め、その防止に努めます。また、地域の環境美化を積極的に推進します。

ごみの不法投棄・野外焼却の禁止について、広報などを通じて周知徹底するとともに、事業所等に対しては、廃棄物の適正処理の指導に努めます。

大規模災害等により発生した災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、関係機関及び関係団体と連携し、対応できる体制の整備に努めます。

(4) 下水道による水洗化率の向上

広報やホームページ等により、下水道の必要性や重要性についての啓発活動や下水道接続相談会の開催などにより、加入の促進を図ります。

(5) 合併処理浄化槽への転換促進

下水道処理区域以外の地域では、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進します。

主要事業

- 地域によるクリーンアップの実施
- 騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の対応と指導強化
- 河川等水質測定調査
- ごみの不法投棄対策の強化
- 災害廃棄物処理計画の策定
- 野外焼却禁止についての周知徹底
- 下水道加入促進事業
- 合併処理浄化槽設置整備事業

第5節 暮らしを守る安全と安心の確保

1-5-①

防災・減災対策の推進

現況と課題

本町は、やま（階上岳）とうみ（太平洋）の美しい自然に育まれてきました。しかし、自然は、時として人知を超えた猛威を振るい、町民生活に甚大な被害をもたらしてきました。

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災は、国内史上最大のマグニチュード9.0の地震とこれに伴う巨大津波により、多くの生命と財産を奪うとともに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。このような惨禍をしっかりと受け止め、風化させることなく、災害に強いまちづくりのための教訓として、現代世代だけでなく将来世代へと引き継がなければなりません。このため、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、町に関わる全ての者が相互に連携、協力し合い、地域ぐるみの防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

基本方針

防災・減災対策への取組は、町民及び事業者が自らの責任により自らを災害から守るという自助の理念、町民及び事業者が地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念、町が町民及び事業者を守るための施策を推進するという公助の理念を基本として、町民、事業者及び町その他町に関わる者それぞれが連携を図りながら、適切な役割分担による協働により、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

防災・減災対策の推進

地域防災力の向上

災害に強いまちづくりの推進

施策の展開

(1) 地域防災力の向上

① 自主防災組織の育成及び支援

自主防災組織育成のため、必要な助成及び研修の実施並びに自主的な防災・減災に係る意識の啓発と、自主防災組織の活動促進を図るため、自主防災組織が行う防災・減災対策のための活動において指導的役割を担う人財育成及びその他の支援に努めます。

② 災害時要配慮者への支援

災害時要配慮者への情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めます。

③ 防災・減災教育の充実

防災・減災教育の充実を図り、町民の防災・減災知識の向上及び意識の高揚に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、防災訓練を積極的に実施します。

④ 情報発信の強化

危険箇所、避難所その他防災・減災対策に係る施設等を表示した地図を作成し、防災・減災対策に関する情報の提供に努めるとともに、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、町民及び在日外国人、訪日外国人を含む観光客等に提供できる体制の整備に努めます。また、防災無線のほか、メール配信等の情報伝達手段の多様化を図り、情報発信の強化に努めます。

⑤ ボランティア活動への支援等

発災時におけるボランティアによる被災者支援活動の円滑な実施を確保するため、平常時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点及び物資の提供その他必要な支援並びに調整を行う体制の確立に努めます。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 応急医療体制の整備

災害時において、町民等、消防機関及び医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たれるよう、応急医療体制の整備に努めます。

② 備蓄物資の整備

災害時における必要な備蓄物資の計画的な整備を行います。

③ 応急対策を行うための体制の確立

災害対策本部を中心とし、災害時における応急対策を行うための体制確立に努めます。

④ 災害協定に係る連携体制の整備

災害時における支援協力について、各事業者等と災害協定を締結してきました。今後は、災害時に協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、事業者等との連絡体制の整備に努めます。

⑤ 避難体制の強化

各種災害に対する避難計画等の作成、周知に努め、避難体制の強化に努めます。

主要事業

- 総合防災訓練の実施
- 自主防災組織の育成及び支援
- 防災・減災教育の充実
- 災害時要配慮者への支援
- 災害時情報発信の強化
- ボランティア活動への支援
- 備蓄物資の整備
- 防災協力事業所制度の運用
- 各種機関・団体等との連携強化
- 地域防災計画の推進
- 八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画の推進



現況と課題

本町の消防団員は、若年層人口の減少や就業者における被雇用者が占める割合の増加などにより、入団者を確保することが厳しくなっており、団員数は減少傾向にあります。

町では、林野火災防止の広報活動や住宅用火災警報器設置の推進、消防水利の増設など、八戸地域広域市町村圏事務組合の常備消防及び消防団と連携して、日頃から防火対策に取り組んでいます。

東日本大震災では、消防団員の中には、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神により、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の搜索、発見された遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りなど、様々な活動に献身的に従事しましたが、全国で254人にも上る消防団員が犠牲となったことを重く受け止め、その教訓を今後にいかすことが必要です。

平成25年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、今後は、町民の防火意識を高めるために、常備消防と消防団、町民が連携して日頃からの防火活動に努めていくとともに、町民と行政が一体となった協働の取組を行いながら、防火意識の高揚と地域連帯に基づく防火体制の強化を図る必要があります。

消防力の組織と現況

町消防団				
消防団数	分団数	団員数	ポンプ等保有台数	
			ポンプ自動車	小型動力ポンプ
1	8	147	7	9

注) 平成31年4月1日現在

火災発生の現況

	建物	林野	車両	その他	計
平成 26 年度	3	4	0	3	10
平成 27 年度	1	5	1	0	7
平成 28 年度	5	4	0	1	10
平成 29 年度	0	0	1	2	3
平成 30 年度	3	1	1	1	6

基本方針

常備・非常備消防を含めた消防力の充実強化を図るとともに、関係機関や地域との連携により町民一人一人への防火思想の普及啓発に努め、協働の取組により火災のないまちづくりを推進します。

消防対策の推進

消防団の充実強化
防火思想の普及啓発

施策の展開

(1) 消防団の充実強化

① 施設・装備の充実

屯所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプをはじめとした資機材の適切な維持管理及び更新を行い、整備計画に基づく計画的な消防資機材の更新及び配備を推進します。

② 消防水利の充実

八戸圏域水道企業団と連携し、計画的な消火栓の整備・改修を行うほか、消防水利として有効活用できる自然水利等の調査の実施を検討します。

③ 技術・知識の普及促進

消防団活動の基本となる訓練のほか、救命講習や応急手当講習など、常備消防との連携により、団員の技術や知識の普及を促進します。

④ 消防団員の確保

消防団員の確保に当たって、消防団員の処遇等の改善をはじめ、地域の防災力を向上させる観点から、関係団体や自主防災組織などと協力し、消防団協力事業所制度を活用するなど、地域全体での取組を推進します。

(2) 防火思想の普及啓発

① 地域防火体制の充実

関係機関や地域との連携により、地域防火体制の充実を図ります。また、地域活動中で防火教育の機会の充実を促進するとともに、火災予防運動期間等における地域ぐるみの防火訓練の実施促進を図ります。

② 少年消防クラブ育成事業

将来の地域防災の担い手となる人財を育成するため、放水体験や防火パトロールなど消防防災に関する様々な活動を実施して少年消防クラブ員の育成・支援に努めます。

③ 女性消防クラブ育成事業

火災予防広報など防火思想の普及啓発を行うなど、女性消防クラブの組織強化と支援に努めます。

④ 住宅火災警報器の設置推進

住宅火災による逃げ遅れを減らすため、平成20年6月2日から全ての住宅に設置が必要となった住宅用火災報知器の設置の推進に努めます。

主要事業

- 消防団施設・装備の充実
- 消防水利の充実
- 消防団員の技術・知識の普及促進
- 消防団員の確保
- 地域防火体制の充実
- 少年消防クラブ育成事業
- 女性消防クラブ育成事業
- 住宅用火災報知器の設置推進



現況と課題

交通災害を防ぐために、必要に応じた交通規制の見直しや交通事故危険個所の調査・改善など、安全な交通環境を維持し、また、関係機関との協力によって交通安全運動や交通安全教育を強化していく必要があります。

本町では、交通安全施設（カーブミラー等）の新設をはじめ、歩道の改良、交通指導隊や防犯指導隊の協力による登下校時の児童生徒などへの交通指導や通学路パトロール、また高齢者及び幼児・児童を対象とした交通安全教室の開催、街頭啓発活動等を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。

高齢運転者による交通事故の抑制を目的として、平成29年4月から運転に不安を感じる高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、返納した高齢者にコミュニティバスの回数券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業制度を実施し、支援を図っています。

交通人身事故発生状況

年次	区分	件数	死者数	負傷者数
平成 26 年		43	1	49
平成 27 年		23	1	29
平成 28 年		21	0	35
平成 29 年		16	0	17
平成 30 年		15	0	27

基本方針

交通安全のまちづくりを目指して、交通安全施設の整備等、道路交通環境の向上に努めるとともに、ライフステージに応じた交通安全教育の推進、広報活動の充実等による交通安全意識の高揚に努めます。

※ライフステージ：幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚

安全な交通環境の充実

施策の展開

(1) 交通安全意識の高揚

広報等を通じて交通安全を呼び掛け、意識の高揚に努めます。また、広く交通安全思想を普及させるため、交通指導隊やレディースサポーター等の人員確保に努め、交通安全教室、街頭啓発活動を実施し、交通安全教育を強化していきます。

高齢運転者による交通事故の抑制を目的として、運転に不安を感じる高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、返納した高齢者にコミュニティバスの回数券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業制度の周知を図ります。

(2) 安全な交通環境の充実

関係団体と連携し、地域住民の意向も反映させながら、計画的に交通安全施設整備を推進し、交通環境の充実を図ります。

主要事業

- 交通安全施設の計画的整備
- 交通安全教室の推進及び広報活動による意識の高揚
- 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- 関係団体との連携による交通環境の整備



現況と課題

近年、刑法犯認知件数は減少してきているものの、自転車盗、車上狙いなどの街頭犯罪が高い割合を占め、加えて振り込め詐欺などの特殊詐欺が悪質、巧妙化しており社会的な問題となっています。

このような中、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れる傾向にあること、また、地域を支える現役世代が減少し、地域の防犯力の低下が懸念されていることから、自らの安全は自ら守るという防犯意識の高揚を図るとともに、地域住民、八戸警察署及び防犯指導隊の連携による地域防犯活動の推進に努めています。

基本方針

防犯環境の整備を図るとともに、関係機関や地域と一体となって、地域防犯体制の充実、防犯意識の高揚に努め、犯罪のないまちづくりを目指します。

防犯対策の推進

地域防犯体制の充実

防犯環境の整備

施策の展開

(1) 地域防犯体制の充実

- ① 地域住民や防犯活動団体との連携の下に、地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、防犯体制、暴力排除体制の充実を図ります。
- ② 広報活動を通じて、効果的な町民の防犯意識の高揚を図ります。
- ③ 学校、家庭、警察等と連携し、犯罪の予防の推進を図るとともに、関係機関・団体と協力し、街頭指導等の実施に努めます。
- ④ 防犯指導隊員の人員確保に努め、地域防犯力の向上を図ります。

(2) 防犯環境の整備

防犯灯の維持管理の強化を推進し、犯罪の予防に努めます。

主要事業

- 防犯協会等との連携強化
- 防犯活動の展開
- 防犯灯の適正維持管理

現況と課題

近年、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、クレジット、通信販売、訪問販売、携帯電話や通信機器等による多種多様なサービスの提供が行われています。これに伴い各種のトラブルも発生し、相談も数多く寄せられていますが、その内容は複雑かつ多様化し、処理については専門的な知識を必要とする状況になっています。

今後は、町民の安全と利益を守るため、消費者としての正しい知識を持ち、的確な判断をできるよう、消費生活に関する情報提供及び広報活動に取り組むとともに、多様化・複雑化する消費生活相談に対応できる体制の充実が求められています。

基本方針

消費者に対する意識啓発、関係機関との連携に基づく相談事業の充実に努め、消費生活の向上を図ります。

消費生活対策の充実

消費者への啓発

消費者支援体制の充実

施策の展開

(1) 消費者への啓発

広報や町ホームページ等による情報提供の充実に図ります。

(2) 消費者支援体制の充実

町民を消費者トラブルから守るため、相談体制の充実や生活再建の支援に取り組み、支援体制の充実に図ります。

主要事業

- 消費者意識の高揚
- 消費者行政強化事業
- 消費者相談支援事業
- 多重債務者支援事業

現況と課題

近年、地域における人口減少や高齢化の進展により、既存の住宅や建築物の老朽化、そして社会的ニーズの変化などを背景に、住宅を中心とした空き家も年々増加しています。

空き家が適切に管理されないまま放置されると、防災、防犯、安全、環境、景観などの様々な面で問題を生じさせることもあり、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすこともあるため、全国各地で大きな問題になっています。

このような中、国においては平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。この法律では、市町村の責務として、空き家に関する対策を適切に講ずるよう努めることが位置付けられ、空き家という個人の財産の管理に対する市町村の権限が強化される一方、地域活性化等の観点から、空き家の有効活用を図ることとされています。

これらを背景に、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するために、空き家の発生予防・適切な管理・利活用の促進に努める必要があります。

空き家数の推移

(単位：戸)

	全国			青森県		
	住宅総数	空き家	空き家率	住宅総数	空き家	空き家率
平成 10 年	50,246,000	5,764,100	11.5%	534,300	58,500	10.9%
平成 15 年	53,890,900	6,593,300	12.2%	559,200	70,100	12.5%
平成 20 年	57,586,000	7,567,900	13.1%	580,800	84,700	14.6%
平成 25 年	60,631,000	8,196,400	13.5%	586,300	81,200	13.8%
平成 30 年	62,420,000	8,460,100	13.6%	593,500	88,100	14.8%

資料：住宅・土地統計調査

基本方針

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後更に空き家が増加することが推測されます。空き家の増加を抑制するためには、現に存在する空き家に対する対策と同時に、新たな空き家の発生を未然に予防するため、町民に対する情報発信等の意識啓発を図るなどの対策に取り組みます。

また、所有者等による空き家の適正管理に関する意識を醸成するとともに、所有者等による自主的な管理を促すための支援策を検討します。

さらには、関係団体等と連携・協力しながら、空き家の利活用が安心して積極的に検討できるよう、情報提供や専門的な相談に応じる体制の充実に取り組みます。

空き家対策の推進

空き家の発生予防の推進

空き家の適切な管理の啓発

空き家の利活用の促進

特定空家等に関する措置

(1) 空き家の発生予防の推進

空き家対策の前提条件となる空き家の数や建物の状態、所有者等による管理状況等、個々の空き家の実態把握に努めるとともに、町民や町内会等から、管理不全な空き家に関する相談や苦情が寄せられた場合には、その状況の把握に努め、所有者等による空き家の適切な管理の促進に努めます。

また、相続を契機とする空き家の発生予防のための意識の醸成や、相続登記の必要性に対する町民の理解を高めるための啓発を進めます。

さらには、既存の住宅の耐久性や安全性の向上、高齢化やライフサイクルの変化に応じた改修等、長く安心して住み続けることが可能な住まいづくりを促進します。

(2) 空き家の適切な管理の啓発

空き家等の管理責任は、根本的には所有者等に帰属するため、所有者等による空き家の適正管理に関する意識を醸成するとともに、所有者等による自主的な管理を促すための支援策を検討します。

また、地域との連携による取組や、庁内関係部署、関係団体等との連携による技術的支援の在り方を検討します。

さらには、空き家の修繕・解体の意思があっても経済的な事情により実施できない助成制度や金融機関との連携を検討するほか、特定空家等に対する措置の実施体制についても構築を図ります。

(3) 空き家の利活用の促進

関係団体等と連携・協力しながら、空き家の利活用が安心して積極的に検討できるよう、情報提供や専門的な相談に応じる体制の充実はもとより、町への移住・定住促進へ向けた施策へと活用するため、空き家バンク制度の充実を図ります。

また、空き家の利活用に関する支援制度については、先進的な対策事例等の情報収集を行い、新制度の創設、既存の支援制度等の見直しや助成等の実施を検討します。

(4) 特定空家等に関する措置

管理不全化した空き家については、まず、所有者等による自主的な管理を促します。特に老朽化し管理者が不在となっている空き家は、早急に管理の必要性について意識付けを行い、維持管理が困難で解体以外に解決方法がない場合には、所有者等自身による自主的な解体を促します。

また、管理不全化した空き家の中でも、特定空家等は、適切な管理が行われず、地域住民の生活に深刻な悪影響を及ぼすことから、所有者等による自主的な解決が実施されない場合には、地域住民の生命、身体、財産の保護を図り、また、健康で健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じます。

主要事業

- 空き家バンク制度の推進
- 空き家バンク制度支援事業助成金
- 空き家の適正管理の意識の醸成
- 空き家に関する相談体制の整備

3

第3部 第2章 地域資源をいかした 活力あふれる産業づくり



第1節 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

- ① 農業の振興
- ② 林業の振興
- ③ 水産業の振興

第2節 時代に対応した商工業の振興

- ① 商業の振興
- ② 工業の振興

第3節 町の魅力を高める地域ブランドの創出

- ① 階上ブランドの振興

第4節 地域資源を活用した観光の振興

- ① 観光資源の活用と振興

第5節 働きやすい環境の整備

- ① 就労支援と労働環境の整備

第1節 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

2-1-①

農業の振興

現況と課題

本町の農業は、農家戸数の減少、農業者の高齢化、後継者不足といった構造的な問題が顕著となっており、それに伴い農地の遊休地化も進行している現状にあります。また、基幹産業でもある本町の農業は、野菜を中心に米、葉たばこ、畜産等を営んでいますが、近年は、消費者の食に対する安全志向はますます高まっており、農産物の品質向上が求められています。

これらの厳しい情勢に対応するため、耕作放棄地の解消と抑止、農道などの生産基盤の管理、後継者の育成と認定農業者制度の適切な運用や農地の流動化の促進、「階上ブランド」の推進や付加価値の高い農業を育成していく必要があります。また、環境と健康に優しい農業を推進するとともに、近年注目されている地産地消に対応し、地元農産物の消費を促す環境づくりが求められています。

農業生産の推移

(単位：ha、頭、羽)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	作付面積 (飼養頭羽数)	作付面積 (飼養頭羽数)	作付面積 (飼養頭羽数)	作付面積 (飼養頭羽数)	作付面積 (飼養頭羽数)
米	102	101	96	93	85
大豆	4	4	7	17	11
乳用牛	276	259	247	250	155
肉用牛	549	427	495	493	444
豚	20,572	21,383	20,503	21,959	22,616
鶏	1,331,333	1,353,880	1,567,480	1,329,780	1,308,380

資料：青森農林水産統計年報、基礎統計表市町村版

専・兼別農家の状況

区分	農家戸数				農家人口			経営耕地面積				牧草 専用地	混牧 地
	総数	専業	兼業		総数	男	女	総数	田	畑	樹園地		
			第一種	第二種									
昭和50年	1,059	44	204	811	5,989	3,020	2,969	1,702	302	1,306	94	350	—
55	984	78	227	679	5,205	2,607	2,598	1,769	295	1,378	96	236	150
60	884	74	148	662	4,573	2,279	2,294	1,087	287	732	68	229	—
平成 2年	776	66	86	624	3,907	1,937	1,970	917	275	593	49	140	—
7	617	46	119	452	2,860	1,395	1,465	768	243	492	33	127	—
12	356	42	46	268	2,126	1,039	1,087	559	185	355	20	100	—
17	270	47	33	190	1,954	953	1,001	525	142	378	5	168	—
22	254	62	30	162	1,013	503	510	339	150	184	5	198	—
27	194	64	17	113	685	352	333	298	114	80	4	147	—

資料：農林業センサス

基本方針

農業を魅力ある産業として回復させるためには、食料・農業・農村基本法に基づき、長期的な展望に立った施策を展開していくことが極めて重要となっています。また、消費者の関心が高い安全で新鮮な食料の生産・供給とともに、自然環境の保全、水源の涵養^{かん}、美しい景観など農業の持つ多目的機能が注目されています。

このため、高い生産力と安定した経営を実現するため、中核農家、農業後継者など担い手の育成、生産基盤の管理、農用地の流動化を推進するとともに、高付加価値化と販売の戦略化、農業体験などの取組を進めます。

また、農業用排水路又は農業用水路排水路や農道の管理を行い生産性の向上と生活環境の改善を図るとともに、施設の老朽化対策を講じ、農業経営基盤の強化に取り組みます。

農業の振興

農業経営基盤の強化

農業生産基盤の管理

高生産・高収益農業の促進

特色ある農業の振興

観光農業の推進と食育の推進

農業用施設の管理



(1) 農業経営基盤の強化

農業者の高齢化、兼業農家の増加、担い手不足などに対応するため、経営規模の拡大を望む農家への集積を促進し、農地の流動化・有効活用を図ります。

(2) 農業生産基盤の整備

- ① 遊休農地の解消及び未然防止のため、農地所有者の意向に基づきながら優良農地の確保に努めるとともに、農地中間管理事業等を活用した貸し手、借り手のマッチングに努めます。
- ② 安全な通作、大型農業機械のスムーズな通行を確保し、農産物の品質向上や流通合理化等を図るため、農道の管理を行います。

(3) 高生産・高収益農業の促進

本町の自然条件に対応し、消費地・消費者との距離が近いという特性をいかすため、長ネギなどの野菜を中心に、葉たばこ、畜産等の振興を図り、消費者ニーズにあった多様な農業生産を促進するとともに、地場産業振興のため、道の駅の生産物直売所や八戸農業協同組合を通じ、農産物の販路拡大と農家所得増に努めます。

(4) 特色ある農業の振興

- ① 本町の特色ある農業を振興するため、野菜、畜産等について、県内の市場や消費者のニーズ等を勘案しながら育成に努めます。
- ② 野菜等の生産地域の施設管理を行うとともに、産直祭等イベントの開催やPR活動を行い、農業を通じた交流の促進に努めます。
- ③ 市街地に立地あるいは隣接する農地については、町民農園等、町民が気軽に農業を楽しめる場の確保・整備に努めます。

(5) 観光農業の推進と食育の推進

- ① 農業体験を進めるとともに、地産地消の促進を図ります。
- ② 食農教育、食育の推進と食文化の伝承・創造に努めます。

(6) 農業用施設の管理

日常生活の利便性や営農の合理化、緊急車両のスムーズな走行を図るため、集落道や老朽化した用排水路、農道等の整備を推進します。

主要事業

- 農地集積・集約化事業
- 強い農業・担い手づくり総合支援事業
- 耕作放棄地再生利用緊急対策事業
- 階上町肉用牛導入基金事業
- 階上ブランド推進事業
- 観光農業・食育推進事業
- 農地整備（通作条件）事業
- 農業用ため池防災対策事業



現況と課題

森林は木材や林産物の生産の場であると同時に、水源の涵養、災害の防止、山菜などの山の幸を恵み、保健休養の場としても町民の生活に潤いや安らぎを与え、心の豊かさを育んできました。しかし長期にわたる木材産業の低迷により、林業生産活動が著しく減退するなど、林業を取り巻く環境は依然として厳しい現状です。本町では民有林の管理・育林事業を進めるに当たって、森林組合に施業委託をするなどして、森林の経営及び保全に努めています。

基本方針

令和元年度から新設された「森林環境譲与税」を有効活用し、民有林の造林や除間伐などの森林整備への支援を行うとともに、災害に強い森づくりを推進します。また、造林、育林、後継者の育成、経営の強化促進等、森林資源の保全と有効利用を図ります。

林業の振興

森林資源の有効利用

森林施業の推進

施策の展開

(1) 森林資源の有効利用

森林のもつ自然的・公益的機能を高めるため、造林・除伐・保育など長期的な計画の下に整備を進めます。また、三陸復興国立公園である階上岳での森林浴、登山、ハイキングなど豊かな森林空間の多目的な活用と林業の振興を図るため、森林の保全に努めます。

(2) 森林施業の推進

森林環境譲与税を有効活用し、造林や下刈・除伐などの保育を計画的に実施し、良質材や優良な原木の生産のための基盤づくりを推進します。

主要事業

- 階上岳保全管理
- 公益保全林整備事業(補助事業)
- 森林環境譲与税を活用した事業

現況と課題

本町の水産業は、太平洋に面しているという地理的特徴から、古くより沿岸漁業が行われ、また、豊富な水産資源を基盤として水産加工業や小売業が営まれてきました。

しかしながら、現在、沿岸漁業を取り巻く環境は厳しさを増す一方で、水産資源の減少、燃油や漁業用資材の価格の上昇傾向、老朽化した漁船や機器の更新にかかる投資など、これらは相まって漁業者の生活に大きく影響を及ぼしています。さらに、漁業者の高齢化や後継者不足が依然として続いており、生産基盤の大本である人手の不足が懸念されています。

また、水産資源の減少やそれに伴う価格の高騰は、水産加工業や小売業にも大きな打撃を与えています。

こうした厳しい状況に対応するためには、漁業生産基盤や漁業経営基盤の改善が求められます。さらに、地域水産物の販売においては、従前の方法に頼り切りになるのではなく、新たな手法の導入と工夫により、収益性の高い販売方法を創出していく必要があります。

基本方針

漁業者が安心安全に漁業に従事できる環境を整えるとともに、水産資源の適切な管理と持続的な生産を促進します。また、地域水産物の付加価値化と販売力強化による地域水産業の活性化や漁業の魅力発信による後継的人材の発掘にも努めます。

水産業の振興

漁業環境保全と資源管理

地域水産物の販路開拓と消費拡大

漁業の魅力発信

施策の展開

(1) 漁業環境保全と資源管理

- ① 水産資源の枯渇を未然に防ぎ、漁業者が安定した生産を維持・継続できるように、漁場の美化保全活動や水産資源の計画的な増殖を促進していきます。
- ② 漁業従事者が安心して仕事ができるように漁業環境の整備を図るとともに、施設の老朽化対策を行い、安全な施設管理に努めます。

(2) 地域水産物の販路開拓と消費拡大

漁業者の所得向上と地域水産物の全国販売の拠点とするため、漁業者と水産関連事業者に対して「はしかみハマの駅あるでい〜ば」の活用を促していきます。また、様々な工夫により地域水産物の付加価値化と販売力の強化を図りながら販路開拓と消費拡大に取り組みます。

(3) 漁業の魅力発信

漁業という一つの産業をその魅力を基に発信していくため、体験型漁業を導入します。

また、町の漁業をけん引する指導的な役割を持った漁業者を育成するための場や漁業就業に興味を持ってもらうための場として活用します。

主要事業

- 漁場環境美化保全活動
- 漁場機能の向上
- 資源管理型漁業の推進
- 県管理小舟渡漁港整備
- 町管理漁港整備事業
- 収益性の高い販売方法の創出
- 体験型漁業の推進



第2節 時代に対応した商工業の振興

2-2-①

商業の振興

現況と課題

本町の商業は、少子高齢化や人口減少による消費縮小や後継者不足、働き手不足などもあり、事業所数、従業者数、年間商品販売額はいずれも減少傾向にあります。また、商業圏の拡大等に伴い、商店の努力にもかかわらず顧客が八戸市内の郊外大型店に吸収され、町内では日用雑貨品及び食料品等を中心とした商業活動が行われているに過ぎません。

消費者である町民からは、商品の充実など個人のライフスタイルやニーズの多様化に対応したきめ細かいサービスの提供が求められており、今後は消費者を引き寄せる魅力ある商店経営を目指し、商業機能を充実させ、地域づくりと一体となった個性的な商店の育成を図る必要があります。

八戸広域市町村圏の商業の状況

(単位：店、人、百万円)

	事業所数			従業員数			年間商品販売額		
	平成24年	平成28年	増減率	平成24年	平成28年	増減率	平成23年	平成27年	増減率
階上町	73	64	-12.3%	476	436	-8.4%	8,685	7,836	-9.8%
八戸市	2,453	2,587	5.5%	17,829	19,950	11.9%	650,480	750,967	15.4%
おいらせ町	195	221	13.3%	1,573	1,855	17.9%	30,592	43,497	42.2%
三戸町	127	112	-11.8%	707	634	-10.3%	12,554	13,675	8.9%
五戸町	158	161	1.9%	778	938	20.6%	10,544	17,070	61.9%
田子町	58	56	-3.4%	279	216	-22.6%	2,860	3,813	33.3%
南部町	196	180	-8.2%	836	774	-7.4%	15,184	15,063	-0.8%
新郷村	28	24	-14.3%	88	81	-8.0%	1,257	1,886	50.0%
合計	3,288	3,405	3.6%	22,566	24,884	10.3%	732,156	853,807	16.6%

資料：青森県統計年鑑

基本方針

経営者の意識啓発や後継者の育成、経営の近代化促進等により商店経営の体質強化を図るとともに、商工業の活性化を支える商工会活動の充実促進に努めます。また、商店の環境整備や地域性を積極的にいかした特色ある商店づくりの促進等による商店の活性化に努めます。

商業の振興

経営の体質強化

町内商工業者の発展と強化

施策の展開

(1) 経営の体質強化

- ① 商店の近代化や環境の整備、活動の活性化など地域商業の活性化に向けた積極的な取組を促進するため、商店経営者一人一人の意識啓発に努め、経営意欲の向上を促します。
- ② 国、県等の融資制度等、各種資金制度の活用を促進するとともに、商工会と連携し、経営改善及び近代化の促進を図ります。

(2) 町内商工業者の発展と強化

- ① 地域に密着した商工業の振興を図るため、商工会による調査、研究、研修等の活動の支援に努めます。
- ② 経営発達支援計画に係る小規模事業者の事業の持続的発展に向けた支援に努めます。

主要事業

- 商工会の育成援助
- 商工会・後継者への育成支援の推進

現況と課題

本町では、現在6社が誘致企業として進出していますが、長引く景気低迷等の影響から、今後の企業誘致はとて困難な状況にあります。さらに、既存企業は零細企業が多く、生産基盤そのものが脆弱であり、企業の体質等の改善を図っていく必要があります。

今後は、町内の中小企業に対し、企業間交流による情報交換を促し、また、技術力の向上や近代化及び経営改善等の支援を充実させ、より付加価値の高い工業への転換を促進する必要があります。

また、八戸・久慈自動車道八戸南道路が平成25年3月に開通したことなどにより、種差海岸階上岳IC及び階上IC付近の土地利用の方向性について検討する必要があります。

八戸広域市町村圏の工業の状況

(単位：店、人、百万円)

	事業所数			従業員数			年間出荷額		
	平成24年	平成29年	増減率	平成24年	平成29年	増減率	平成24年	平成29年	増減率
階上町	18	14	-22.2%	549	595	8.4%	1,030,703	799,662	-22.4%
八戸市	347	332	-4.3%	13,432	13,546	0.8%	51,198,347	53,809,868	5.1%
おいらせ町	42	31	-26.2%	1,369	1,249	-8.8%	3,349,738	3,765,175	12.4%
三戸町	20	17	-15.0%	443	443	0.0%	534,662	1,432,795	168.0%
五戸町	42	40	-4.8%	1,244	1,232	-1.0%	1,839,609	2,321,532	26.2%
田子町	10	11	10.0%	375	379	1.1%	890,739	1,164,400	30.7%
南部町	28	23	-17.9%	616	646	4.9%	1,055,846	1,267,053	20.0%
新郷村	1	1	0.0%	9	12	-	-	-	-
合計	508	469	-7.7%	18,037	18,102	0.4%	59,899,644	64,560,485	7.8%

資料：工業統計表

基本方針

工業振興の新たな進展を図るため、未利用となっている既存の財産を有効活用し、新規企業の立地促進に努めます。また、関係機関と連携して経営者の意識啓発や後継者の育成、経営の近代化促進等及び中小企業の技術力の向上に努めるため、融資制度等の充実や企業間交流を推進する支援などに努めます。

さらには、八戸・久慈自動車道種差海岸階上岳IC及び階上IC付近の土地の有効活用を検討します。

工業の振興

企業の育成

企業間交流の推進

施策の展開

(1) 企業の育成

- ① 国や県の施策との連携を図りながら、補助制度や融資制度等、各種資金制度の活用を促進し、経営改善及び近代化の促進を図ります。
- ② 商工会等との連携の下、事業所への研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化に努めます。
- ③ 環境の保全等に十分配慮し、自然的、経済的立地条件をいかした工業用地の確保や既存の空き物件情報の把握に努め、企業誘致の推進に努めます。

(2) 企業間交流の促進

企業間のネットワークの強化を図り、交流を活発化させ、技術情報や経営情報など情報交換の促進を図ります。

主要事業

- 企業誘致の推進
- 情報の共有とネットワークづくり
- 経営改善及び近代化の促進
- 商工会等との連携



第3節 町の魅力を高める地域ブランドの創出

2-3-①

階上ブランドの推進

現況と課題

これからの産業振興には、町内外の人々から支持され、町の魅力や価値、イメージアップを図ることが重要となっています。本町では、県奨励品種に指定されている階上早生を使用して作られる「階上早生階上そば」を平成19年度に商標登録し、階上そば振興委員会及び階上早生そば拠点施設である、わっせ交流センターを中心に生産・品質向上に取り組み、平成30年度に生誕100年となりました。また、平成30年度に八戸水産高等学校と官学連携に関する協定締結により、階上産アブラメのブランド化に取り組んでいるところです。

今後は、町も人も生き生きとなるよう、地域資源（自然、食、歴史、文化、人、風土、景観、産品、素材）を最大限にいかした商品開発やサービスの提供等、他地域との差別的優位性を図り、高付加価値化に取り組み、その価値が広く認知され求められるよう努める必要があります。

基本方針

町内外の人々から「おいしい」、「品質が良い」、「安心」、「安全」、「食べたい」、「買いたい」、「行ってみたい」と評価され支持されるよう、「いちご煮」や商標登録した「階上早生階上そば」、「階上産アブラメ」をはじめとして、町の地域資源をいかした階上ブランドの推進に努めます。

階上ブランドの推進

階上早生そば振興事業

生産体制の強化・支援

流通販売体制の確立・支援

地域資源の再発見と地域イメージづくりの支援

階上アブラメブランド化推進事業

消費拡大・流通促進・観光資源開発

資源確保

施策の展開

【階上早生そば振興事業】

(1) 生産体制の強化支援

本町の名を冠した「階上早生階上そば」を高品質で安定的に生産するため、町内の堆肥を利用した循環型農業の土壌づくりを推進し、生産者が統一した食品管理ができるような体制づくりを支援します。

(2) 流通販売体制の確立・支援

町特産物の都心での試験販売や専門家のアドバイスを取り入れるなど、消費者の動向を調査・研究し、販路拡大につながるような体制の確立と情報発信を推進します。また、町内の消費拡大を図るため、その活動拠点づくりを支援します。

(3) 地域資源の再発見と地域イメージづくりの支援

農林水産業をはじめ、地域ブランドとして可能性のある町のあらゆる産業の地域資源を見つめ直し、階上らしいサービスを提供できるよう、商品開発やサービスの作り手の育成・組織化への支援に努めます。

【階上アブラメブランド化推進事業】

(1) 消費拡大・流通促進・観光資源開発

階上町産のアブラメを食べてもらい、また、知ってもらうため、食べ方の普及や新商品・サービスの開発を促進していくとともに、さまざまなイベントや広告媒体を活用したPRを推進します。

そして、これらの取組の効果がより発現されるように、八戸水産高等学校と関係機関との密な連携と協力体制づくりに努めます。

(2) 資源確保

アブラメの稚魚放流を継続し、さらに、効率的で安定的な生産を目的とした研究を支援していきます。

主要事業

- 階上早生そば振興事業
- 階上早生そば関連施設への支援
- 商品開発への支援
- 官学連携によるアブラメブランド化推進事業
- 種苗放流による資源確保



第4節 地域資源を活用した観光の振興

2-4-①

観光資源の活用と振興

現況と課題

本町は、三戸郡下で唯一海と山のある町です。平成25年5月24日に三陸復興国立公園に階上岳・階上海岸が指定され、同年11月には「みちのく潮風トレイル」が一部開通しました。元号が変わり令和元年6月9日には八戸市蕪島から福島県相馬市までのルートが形成され全線開通となりました。

階上岳は、四季を通じて登れる山として親しまれ、キャンプ等が楽しめることから県内外から多くの方が登山などを楽しみに訪れます。階上海岸は、砂浜や岩礁地帯など変化に富んでいるため季節毎様々な魚が釣れ、沿岸では磯釣りを楽しむ人が多く見られます。平成30年5月には地元産の魚介類を取り扱う「はしかみハマの駅あるでい〜ば」がオープンし、連日買い物客や行楽客で賑わいをみせています。

また、赤保内地区には寺下観音、潮山神社があり、奥州糠部三十三観音巡礼の一番札所にもなっており、毎年5月の第3日曜日の例祭には県内外から大勢の参拝客が訪れます。

このような地域の資源を素材とした観光コンテンツを活用し、着地型観光事業を展開しており、特に「巨木めぐり」や「トレイルイベント」は多くの方の参加があり、誘客に繋がっています。

これまで「道の駅はしかみ」を広域的な観光物産の拠点としてきましたが、新たな観光施設の充実を図るとともにそれぞれの特徴をいかしつつ、当地の「自然」「食」「文化」「歴史」「人」を重視したPRを展開するため、情報発信力の強化や、外国人等多様化するお客様へのおもてなしの研鑽を連携して実施していくことが重要な課題となっています。

基本方針

観光施策への取組を図るため、階上岳や階上海岸等の保全を図るとともに、地域の「自然」、「食」、「文化」、「歴史」、「人」を活用した観光拠点の形成を推進します。また、祭り等の年中行事などを活用したイベントの充実と積極的なPRに努めます。

観光資源の活用と振興

地域資源の活用と交流人口拡大の推進

観光関係団体等との連携と基盤組織の形成

効果的なPR事業の展開

施策の展開

(1) 地域資源の活用と交流人口拡大の推進

県南のシンボルである階上岳や階上海岸を含む「三陸復興国立公園」、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」は重要な観光資源であることから、今後更に当地の「自然」、「食」、「文化」、「歴史」、「人」などの観光資源の活用を努めます。また、サイクルツーリズムや体験等を含む着地型観光による交流人口の拡大を推進します。

(2) 観光関係団体等との連携と観光基盤組織形成

本町は八戸市の近郊に位置し、日帰り観光地、余暇活動の場としての立地条件に優れていることから、広域8市町村に係る団体等と連携し、農業・漁業など本町の産業と連携した観光資源情報の共有と発信を促進します。

また、本町の観光振興の円滑な業務を推進するため、基盤となる組織を形成し、効率的な事業の推進を図れるよう努めます。

(3) 効果的なPR事業の展開

年中行事である「はしかみ臥牛山まつり」や「はしかみいちご煮祭り」等について、町内商工活動と連携したイベントの企画運営及び開催に努め、県内外からの誘客を図ります。また、着地型観光イベント等においても町の魅力を発信し、更なるイメージアップを図ります。

主要事業

- 町の魅力発見・発信事業
- みちのく潮風トレイルに対応した宿泊施設整備
- ジオパークを中心とした観光事業
- 階上岳、階上海岸を軸とした観光ルートの確立
- 観光協会組織体制見直し
- 観光関係各種団体との連携
- 情報発信の強化



第5節 働きやすい環境の整備

2-5-①

就労支援と労働環境の整備

現況と課題

少子高齢化社会の進展が進む中、本町において、就業機会の確保が問題となっており、特に進学や就職に伴う若者の流出に拍車をかけています。

このため、活力あるまちづくりを進めるため、各種産業振興施策を推進し、雇用の場の確保及び創出を目指すほか、若者の地元就職の促進、U I J ターンの促進、さらに、高齢者・女性・障がい者など雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で豊かな勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促すとともに、勤労者福祉の充実に努める必要があります。

基本方針

若者の雇用機会の創出及び拡充、高齢者・女性・障がい者など多様な人材の雇用促進に努めるとともに、勤労者福祉の充実に努め、全ての就業者が生きがいを持ち、快適に働ける環境づくりを推進します。

就労支援と労働環境の整備

就労の支援 労働環境の整備

施策の展開

(1) 就労の支援(地元就職への支援も含む)

- ① 関係機関や各団体と連携により情報提供等を行い、女性や障がい者、高齢者などの就労・雇用の場の確保に努めます。
- ② 職業安定所や県等関係機関との連携を図りながら、移住支援などを通じてU I J ターン就職を支援するとともに、八戸圏域内の市町村と連携して条件に合った雇用の場の確保に努めます。

(2) 労働環境の整備

働きやすい環境整備や労働条件の向上等により仕事と家庭の両立など、誰もが安心して働くことができる雇用環境づくりを促進します。

主要事業

- 求人等情報の提供
- 労働環境改善に関する普及啓発



3

第3部 第3章 ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり



第1節 豊かな生活を支える健康づくりの推進

- ① 健康づくりの推進
- ② 保健・医療体制の充実

第2節 ともに支え合う福祉社会づくりの推進

- ① 高齢者福祉の充実
- ② 児童福祉の充実
- ③ 障がい者(児)福祉の充実
- ④ 社会保障制度の充実
- ⑤ 地域福祉の推進
- ⑥ 少子化対策の推進

第1節 豊かな生活を支える健康づくりの推進

3-1-①

健康づくりの推進

現況と課題

親子の健康づくりでは、発達支援事業「のびのびすくすく相談事業」、妊婦歯科健康診査及び幼児のフッ化物歯面塗布事業を開始し、親子のこころとからだの健康とマイナスゼロ歳からのむし歯予防に取り組んできました。「階上町で子育てして良かった」と思えるよう、母子保健事業及び子育て支援事業の充実と地域づくりの推進に努める必要があります。

成人の健康づくりでは、平成29年2月1日に「健康宣言」を行い、健康課題を解決するための行動目標を「健康五つ星」として掲げ、協働の健康づくりに取り組んできました。

今後は、医療費の抑制や介護予防を推進するため、健（検）診受診による早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病予防教室により「からだ見える化」を図るなど、きめ細やかな個別支援、個別指導を行い、誰もが健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努める必要があります。

また、平成26年度に食生活改善推進員と行政が連携して作成した、はしかみ美味しい健康レシピは、地場産品を使った、1食あたり500kcal、塩分2グラム以下のメニューであり、健康な食生活の推進のため、保健・教育・産業の幅広い関係機関との連携により、更なる普及に努める必要があります。

基本方針

全ての町民が、健康で明るく元気に生活できる社会を実現するため、「自分たちの健康は自分たちで守り育てよう」を基本に、健康宣言時に健康課題を解決するために掲げた「健康五つ星」の実践と継続を、町民・行政・関係機関が一体となり推進します。

また、町の将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、乳幼児期の食事からかるしお（減塩）に取り組み、生活習慣病の予防による健康づくりを推進します。

健康づくりの推進

親子が健やかに暮らせる地域づくりの推進

成人の健康づくりの推進

食育推進事業

施策の展開

(1) 親子が健やかに暮らせる地域づくりの推進

① 妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の充実

健やかな妊娠・出産・子育てを目指し、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置と効果的な運営に取り組めます。

② 安心して子育てできる地域づくり事業

子育て講座等の充実や子育て支援センターとの連携による居場所づくりや交流機会の充実を図り、子育て不安や孤立感の軽減を図ります。また、家庭における子育てサービスの整備に取り組み、より良い子どもの成長・発達を支援します。

③ マイナスゼロ歳からの歯の健康づくり事業

妊娠届出時の個別相談や妊婦歯科健康診査を継続し、歯の健康づくりへの関心を高めます。また、歯科保健指導の充実、幼児のフッ化物歯面塗布事業の拡充を目指し、むし歯有病率の減少に努めます。

(2) 成人の健康づくりの推進

① 特定健診・がん検診推進事業

特定健診及びがん検診受診の大切さを、健康推進員と協力し広く町民に伝えるとともに、関係機関と連携し受診しやすい体制づくりに努めるほか、要精検者を受診につなげ生活習慣病等の早期発見、早期治療を支援します。

また、商工会や町内事業所と連携し、職場でのがん検診と受動喫煙の予防等の啓発により、健康づくりを推進します。

② 食生活改善推進事業の充実

新しい情報や調理方法を取り入れながら食生活改善推進員養成講座を開催し、食生活改善推進員会への入会を促します。

また、会員や地域と連携しながら、町民の生活習慣病予防のための学習機会の充実を図り、食生活改善のための普及啓発活動に努めます。

③ 豊かな生活を支える健康づくり推進事業

健康づくり事業において、血圧計、活動量計及び簡易尿中塩分量測定器を活用し、一定期間、計測と記録を継続し「体見える化」を図り、運動や食事に関する個人の健康管理能力の向上に努めます。

また、事業参加後も継続して運動や食事といった日常生活に気を付けることができるよう、歩数記録表の配布、健康相談の実施等、健康づくりを継続しやすい支援を実施します。

④ こころの健康づくり事業

自殺者数の減少を図るため、こころの健康づくりの普及啓発や自殺予防における支援者の養成を行います。

(3) 食育推進事業

幼少期からかるしお（減塩）が習慣化し、将来の生活習慣病の発症予防や、小中学生の朝食欠食、成人期の肥満の解消等、食生活の改善につなげることができるよう、子どもたちが学ぶ機会を設定し取り組んでいきます。

また、行政と関係機関・団体が連携し、豊かな食文化伝承について推進していきます。

主要事業

- 妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の充実
- 安心して子育てできる地域づくり
- マイナスゼロ歳からの歯の健康づくり
- 特定健診・がん検診
- 食生活改善事業の充実
- 豊かな生活を支える健康づくり推進事業
- ゲートキーパー養成事業
- こころとからだの健康づくり事業
- 食育の推進



現況と課題

本町には、私立の内科医院2、歯科医院3の医療施設があります。しかし、第1次、2次医療や診療科目が限られていることなどから八戸市の医療施設に多くの町民が受診しています。

また、八戸圏域連携中枢都市圏連携協約に基づく、ドクターヘリ及びドクターカー運行による高度な救急医療サービスを受けています。

今後は、社会環境の変化とともに、医療分野においては、高齢化の進行、医療費の増大、疾病構造の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境の変化に対応した、総合的な地域医療体制の整備が求められ、町民が適切な医療サービスを受けることができるよう、民間医療機関との連携や広域的連携の強化など、地域医療体制の構築に努めていく必要があります。

基本方針

各分野での専門性を発揮し、ライフサイクルに応じた保健活動を実施するため、地域自主組織の強化、既存施設の有効活用による健康拠点の整備など、保健活動の基盤整備に努めます。

また、町民が適時適切に医療機関を受診できる質の高い地域医療を推進するため、関係機関と連携し、地域医療体制の充実に努めます。

健康づくりの推進

保健活動基盤の整備

地域医療体制の充実

施策の展開

(1) 保健活動基盤の整備

- ① 健康づくり関係組織の育成と、地域リーダーの確保に努めます。
- ② 地域の現状に合わせ、健康推進員による健(検)診受診勧奨を実施します。
- ③ 食生活改善推進委員会、運動サークル等とつながりを保ち、町民主体となった活動の継続及び充実に推進します。
- ④ 保健師の能力向上に努め、保健活動の充実に図ります。

(2) 地域医療体制の充実

- ① 医療機関や地域活動支援センター等の関係機関との連携を強化し、質の高い医療サービスの提供に努めます。
- ② 救急医療体制の整備促進に努めます。

主要事業

- 地区組織活動の充実
- 地域医療連携の推進



第2節 とともに支え合う福祉社会づくりの推進

3-2-①

高齢者福祉の充実

現況と課題

本町の高齢化率は、平成31年2月1日現在で30.6%となり、年々高齢化が進み、寝たきりや認知症などの要介護高齢者が増えてきています。

また、核家族化の進行や働く女性の増加などにより、家庭における介護機能が低下していることから、施設介護や在宅介護など社会的介護の必要性が高まっています。

本町の高齢者福祉施設としては、老人福祉センター、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホーム等のほか、在宅での介護を支援する各種事業所があり、多くの方の需要に対応できる体制が整備されてきています。

さらに、近年は高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、介護保険サービス以外の多様な生活支援や医療機関との連携が不可欠であり、地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。

一方で、高齢者は支えられるだけの存在ではなく、自らが支え手として地域づくり活動に参加し、生きがいを見出すことにより、社会貢献意欲の達成と自らの介護予防につなげていくことも期待されています。

今後は、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図り、要援護者の支援を充実させるとともに、住民の参画による地域共生社会の実現を推進していく必要があります。

高齢化率の推移

区分	階上町	青森県	全国
平成26年度	25.7%	28.7%	26.0%
平成27年度	26.9%	29.7%	26.7%
平成28年度	28.1%	30.5%	27.3%
平成29年度	29.5%	31.3%	27.7%
平成30年度	30.6%	32.1%	28.1%

資料：介護保険の実態、人口統計

基本方針

全ての高齢者が健やかで生きがいを持ち、安心した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、生きがいづくりと社会参加機会の拡充に努めます。また、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、必要な施設整備や地域・医療と連携した高齢者対策を推進します。

高齢者福祉の充実

地域包括ケアシステムの深化・推進

生きがいづくりと介護予防の推進

介護保険サービスの充実と適正化事業の推進

施策の展開

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制を推進します。
- ② 地域包括支援センターの機能を強化し、町民及び関係機関からの総合相談窓口としての体制を充実させ、地域ケア会議を積極的に開催していきます。
- ③ 地域全体で単身高齢者や認知症高齢者及びその家族を支援するネットワークを構築し、サポーターの育成や各種事業を推進します。

(2) 生きがいづくりと介護予防の推進

- ① 疾病や要介護状態に陥る危険要因についての情報の把握や評価を適切に行い、介護予防の重要性を広く啓発し、連続的で一貫性のある総合的な介護予防事業を推進します。
- ② 高齢者が長年培った技能や経験をいかし、働くことを通じて生きがいを得るとともに、社会参加できるよう活動の場を提供します。
- ③ 地域で気軽に集える交流の場（通いの場）を増やし、家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消を図ります。

(3) 介護保険サービスの充実と適正化事業の推進

- ① 被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、サービスの基盤整備を行います。
- ② 介護サービス提供機関との連携や相談体制の整備を推進し、サービスの質の向上に努めます。
- ③ 介護給付費適正化事業を実施し、適切な介護サービスの確保を図ります。

主要事業

- 老人クラブ等の育成・支援事業
- いきいきシルバーバンク事業
- 高齢者通いの場支援事業
- 認知症総合支援事業
- 生活支援体制整備事業

現況と課題

子どもを取り巻く教育・保育等の環境は過渡期にあります。幼児教育無償化をはじめとした様々な支援が行われる中、町が果たす役割は増大しています。

本町では、平成30年度に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を行いました。その調査によって把握された利用希望等を考慮した、5年間で1期とする階上町子ども・子育て支援事業計画による計画的な事業の実施に努め、教育・保育・子育て支援の充実を図ります。

一方、ひとり親家庭の増加や生活困窮家庭の増加を背景とした子どもの貧困問題等、子どもを取り巻く環境の変化が、児童の健全育成に影響を及ぼしています。本町では、保健師をはじめ、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、家庭における経済的・精神的安定のための各種支援制度などの福祉対策を実施しています。また、子どもたちが心身ともに幸せな生活が送れるよう、実態に即した相談、援助が受けられる保護者支援を含めた児童福祉体制の充実に向けた検討が必要です。

児童福祉施設

施設名	公・私	定員(人)	入所人員(人)	学童保育の実施	開設年度	所在地
道仏保育園	私	45	32	○	昭和32年	道仏字向17-3
階上保育園 (認定こども園)	私	75	69	○	昭和44年	道仏字榊平17-2
石鉢保育園 (認定こども園)	私	135	109	○	昭和55年	角柄折字柳下6-15
はまゆりこども園 (認定こども園)	私	105	90	○	昭和56年	道仏字天当平1-327
広域保育	—	—	74		—	

注) 平成31年4月1日現在

基本方針

多様化する保育ニーズに対応した体制の充実、子ども・子育て支援新制度の更なる周知、児童相談の充実など、児童の健全育成のための環境づくりに努めます。

また、ひとり親家庭や生活困窮家庭のために必要な援助や相談・指導体制の充実に努めます。

児童福祉の充実

子育て支援環境の充実
ひとり親家庭等福祉の充実

(1) 子育て支援環境の充実

階上町子ども・子育て支援事業計画による、計画的な事業の実施により、安心して子どもを産み育てられる保育環境の整備と児童の健全育成のための環境づくりに努めます。

(2) ひとり親家庭等福祉の充実

ひとり親家庭等の精神的・経済的安定を図り、児童の健全育成を推進するため、民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、相談活動や各種支援事業の充実に努めます。

主要事業

- 子ども・子育て支援事業の推進
- ひとり親家庭等への相談指導・援助



現況と課題

障がい者施策は、障がいのある人もない人も相互の個性の差異と多様性を尊重し、ともに支え合いながら生活できるという考え方が基本となっています。これに伴い、障がい者福祉の方向性は、これまでの施設福祉から障がい者の住む地域や家庭で福祉サービスを受ける地域福祉、在宅福祉へと移行しています。

今後は、ともに支え合う福祉社会づくりを目指し、障がい者の社会参加を促進するため、教育の充実、雇用・就業の促進、生活環境の整備などを進めていくとともに、障がいの予防・早期発見・早期治療からリハビリテーションまで一貫した保健・医療・福祉サービスが提供できる体制整備を進めていくことが課題となっています。

基本方針

ともに支え合う福祉社会づくりを目指し、町民一人一人が障がい者への理解を深め、ともに助け合う環境づくりを進めます。また、障がい者の社会参加を支援するため、雇用環境や在宅福祉サービス、生活環境の向上など、自立のための基盤整備に努めます。

障がい者(児)福祉の充実

障がい者への理解の普及と援護施策の充実

生活支援と社会参加の促進

施策の展開

(1) 障がい者への理解の普及と援護施策の充実

- ① ともに支え合う福祉社会づくりの実現を目指して、積極的な広報活動に努めます。
- ② 階上町障害者計画及び障害福祉計画に基づく在宅福祉サービスなど援護施策の充実を図るとともに、必要に応じた計画の見直しを行います。

(2) 生活支援と社会参加の促進

障がい者の法律に基づくサービスの提供により、障がい者の生活支援と社会参加を促進します。

- ① 介護給付により、施設や在宅生活において自立した生活を過ごせるように支援します。
- ② 訓練等給付により、障がい者のリハビリテーションや社会参加を促進し、雇用就業の促進に努めます。
- ③ 必要な医療を早期に継続して受けられるように支援します。また、補装具等の支給により、障がい者の自立を促進します。
- ④ 家族や支援者に対処方法等の情報の提供をします。
- ⑤ 町民参加によるボランティア活動の推進などにより、地域ぐるみの支援体制の確立を図ります。
- ⑥ 教育関係機関と連携し、障がい者の種別、程度に応じた教育が受けられる体制づくりに努めます。
- ⑦ 道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

主要事業

- こころの健康づくり事業
- 自立支援給付事業
- 地域生活支援事業
- 障害児通所支援事業
- 重度心身障害者医療費助成事業



(1) 生活保護

本町の生活保護世帯の動向をみると、被保護人員は平成15年度以降増加傾向が続いていますが、今後も被保護世帯の生活実態を的確に把握するとともに、福祉事務所と連携を密にし、生活保護制度の適切な運用に努めることが必要です。また、被保護世帯以外の低所得世帯について、関係機関との連携を強化しながら、生活相談・指導を充実し、自立支援に努める必要があります。

(2) 国民健康保険

社会情勢の変化や市町村における国民健康保険事業運営の困難化を背景として、平成30年度に国保制度改正が実施されました。これにより、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域住民に対するきめ細かい事業を引き続き行うこととされました。

青森県はこの新たな国民健康保険制度において、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を互いに共通認識の下で実施するための統一的な指針「青森県国民健康保険運営方針」を策定しました。

今後は本運営方針に基づき、県とともに、国民健康保険事業の安定的な財政運営及び事務の標準化や効率化を図る必要があります。

(3) 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は、老人保健制度に代わり平成20年4月1日より75歳（及び65歳以上の一定以上の障害のあると認定された方は65歳）以上の方加入する医療保険制度です。

制度の運営は、県内の40市町村全てが加入する「青森県後期高齢者医療広域連合」が行い、町は各種申請等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っています。

平成20年度から暫定措置として、特例的に保険料の軽減措置が実施されてきましたが、令和2年度から制度本来の仕組みに戻りますので、きめ細かな相談体制を整える必要があります。

(4) 介護保険

介護保険制度は、民間事業所の参入等により希望するサービスを比較的受けやすい環境にあります。また、核家族化などによる家庭介護力の低下や、介護度の上昇（重度化）により、施設入所を希望する人が増加しているものの施設には限りがあるため、在宅サービスの利用が増加傾向にあります。今後も将来の介護需要を見据え、介護保険事業計画を策定し、介護サービスの基盤整備に取り組む必要があります。

(5) 国民年金

国民年金制度は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。本町の国民年金1号被保険者の加入者数は、ここ数年減少傾向が続いていますが、一方で高齢化に伴い、老齢基礎年金受給者が増加しています。

本町では、全ての町民の年金受給権を確保するため、未加入者の解消に努めていますが、人口減少・少子高齢化により年金制度への不信感が強くなっています。このため、年金事務所との連携を図り、積極的な制度周知に努めることが課題となっています。

国民健康保険加入状況

区分 年度	年度平均 被保険者 数(人)	費用額 (千円)	保険者 負担額 (千円)	被保険者 一部負担 金(千円)	1人当り 年医療費 (千円)	保険税(一般被保険者現年分)		
						調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)
平成26年度	4,193	1,284,424	929,875	297,932	306	415,893	367,331	88.32
平成27年度	3,994	1,315,261	954,789	304,041	329	394,203	354,404	89.90
平成28年度	3,766	1,230,542	887,866	293,142	327	399,969	363,639	90.92
平成29年度	3,454	1,223,154	884,834	290,270	354	357,303	327,931	91.78
平成30年度	3,310	1,187,311	857,496	287,620	359	351,008	325,943	92.86

後期高齢者医療費給付状況

(単位：千円)

区分	平均対象者数	費用額	保険者負担額	受給者負担額	1人当り年医療費
平成26年度	1,807	1,381,470	1,273,979	104,803	764
平成27年度	1,858	1,392,289	1,282,829	107,267	749
平成28年度	1,908	1,403,260	1,292,371	109,157	735
平成29年度	1,951	1,523,021	1,400,329	120,164	781
平成30年度	1,975	1,606,487	1,474,339	129,184	813

介護保険認定者数の推移

(単位：人)

区分	1号被保険者	認定者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
平成26年度	3,621	564	38	53	98	104	101	87	83	15.6%
平成27年度	3,788	612	33	53	125	114	110	92	85	16.2%
平成28年度	3,927	648	34	42	137	138	98	115	84	16.5%
平成29年度	4,038	632	14	30	151	154	100	89	94	15.7%
平成30年度	4,146	625	13	29	134	158	111	97	83	15.1%

国民年金加入者数と受給者数

(単位：人)

区 分	1号+任意	3 号	合 計	納付率	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	寡 婦	老齢福祉	受給者数
平成 26 年度	2,133	813	2,946	59.8	3,174	283	59	7	0	3,523
平成 27 年度	1,985	778	2,763	59.6	3,375	285	50	6	0	3,716
平成 28 年度	1,749	754	2,503	61.8	3,519	302	52	5	0	3,878
平成 29 年度	1,561	716	2,277	66.2	3,753	308	52	4	0	4,117
平成 30 年度	1,509	687	2,196	68.7	3,886	308	40	5	0	4,239

基本方針

- (1) 生活保護制度については、適正な運用と相談・指導体制の充実により、低所得世帯の生活の安定と自立の援助に努めます。
- (2) 青森県とともに国民健康保険事業の安定運営に努めます。
- (3) 後期高齢者医療制度加入者の健康増進と制度の適正運用に努めます。
- (4) 介護保険制度については、サービスの適切な提供に努めるとともに、制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- (5) 国民年金制度については、年金事務所と連携し、年金制度の周知と未加入者の加入を促進します。

社会保障制度の充実

低所得者福祉の充実

国民健康保険事業の安定運営

後期高齢者医療制度の安定的な運用

介護保険事業の安定運営

国民年金制度の周知

施策の展開

(1) 低所得者福祉の充実

- ① 福祉事務所と連携を図り、生活保護世帯の生活実態を的確に把握し、適切な運用に努めます。
- ② 民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、低所得世帯に対する相談・指導体制の整備を図ります。

(2) 国民健康保険事業の安定運営

- ① 特定健診・特定保健指導、健康づくり事業等の各種保健事業を充実させ、医療費の適正化に努めます。
- ② 収納体制の整備等により、国民健康保険税の収納率向上を図り、国保財政の健全化に努めます。
- ③ 国が主導して開発した国保標準システムの活用等により、事務の標準化や効率化を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の安定的な運用

- ① 青森県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の仕組みや意義について正しく理解してもらうように、広報やホームページ、出前講座などの機会を活用して、積極的な啓発活動による制度周知に努めます。
- ② 口座振替の促進、電話や文書等による督促により、確実な保険料納付につなげます。

(4) 介護保険事業の安定運営

- ① 介護保険制度について町民に周知し、口座振替の促進や収納体制の整備など財源となる介護保険料の確実な収納に努め、事業の健全な運営を図ります。
- ② 介護保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくため、介護給付費適正化事業を実施します。

(5) 国民年金制度の周知

- ① 年金事務所などの関係機関と連携し、積極的な啓発活動による制度周知と未加入者の解消に努めます。
- ② 保険料収納のため、関係機関と連携し、口座振替制度の周知を図ります。

主要事業

- 低所得者福祉の充実
- 国民健康保険事業の安定運営
- 特定保健指導等の充実
- 糖尿病の重症化予防の推進
- 後期高齢者医療制度の安定的な運用
- 介護保険事業の安定運営
- 国民年金制度の周知

現況と課題

少子高齢化や核家族化の進行、家族形態・生活形態の多様化、プライバシー意識の高まりなどから、地域でのつながりや交流が稀薄化し、家族や地域で支え合うこと、協力し合うことが少なくなっている一方、福祉に対する要望は、年々複雑化・多様化しています。

福祉のまちづくりを総合的に推進するため、町民のニーズを十分に把握し、町民一人一人が自立しながら、お互いに地域で助け合い、各種団体等の協働により必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていく必要があります。

基本方針

町民が住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに、地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

地域福祉の推進

福祉のまちづくりの推進

地域福祉の推進体制の充実

施策の展開

(1) 福祉のまちづくりの推進

- ① 広報や出前講座等により町民への地域福祉の啓発に努め、地域全体で福祉に取り組む町を目指します。
- ② 社会福祉協議会などの活動を通じて、福祉意識の高揚と共生社会の実現を目指します。
- ③ 階上町地域福祉計画に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

(2) 地域福祉の推進体制の充実

- ① 家庭や地域でともに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、町民と行政との協働や、医療機関と各種福祉施設、民生委員・児童委員との連携による地域福祉のネットワーク化に努めます。
- ② 相互扶助の精神に基づき、一人暮らしの高齢者などを地域で見守り支えていく、地域ぐるみの福祉活動を促進します。
- ③ 円滑な地域福祉活動のため、民生委員・児童委員を中心にその機能を十分に発揮できるよう研修会等により資質の向上を図りながら、その活動を促進します。

主要事業

- 階上町地域福祉計画の推進
- 地域福祉ネットワークづくり
- 敬老会開催事業



現況と課題

本町の出生数は減少傾向にあり、近年においては、年間出生数は70人前後となっています。また、合計特殊出生率においては、全国平均及び県平均を下回っており、少子化対策が喫緊の課題となっています。

※合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表したものです。

出生数

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30
出生数	83	76	74	65	85

資料：出生届出

合計特殊出生率

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国	1.43	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
県	1.40	1.40	1.42	1.43	1.48	1.43
階上町	1.34 (※H20～H24)					

資料：青森県保健統計年報

基本方針

町民が住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに、地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

少子化対策の推進

子育てしやすい環境の整備

子ども・子育て支援事業の推進

施策の展開

(1) 子育てしやすい環境の整備

- ① 安心して出産できる環境整備を推進するとともに、家庭訪問や窓口相談を充実させ、子どもが乳幼児期にある子育て家庭を支援します。
- ② 関係機関と連携し、妊娠、出産、育児、保育、教育に関する切れ目のないサービスを適切に受けられるようにします。
- ③ 児童委員・主任児童委員、健康推進員等との連携により、見守りや声掛けなどを行い、地域での子育て支援の充実を図ります。
- ④ 乳幼児・子ども医療費給付事業の継続により、保護者の負担軽減を図ります。
- ⑤ 乳児から中学生までの子どもと妊産婦を対象とした、季節性インフルエンザ助成事業の継続により、感染症予防と保護者の負担軽減を図ります。

(2) 子ども・子育て支援事業の推進

- ① 保健師による乳児期の全家庭訪問を行い生活実態を把握し、必要な支援サービスの紹介とサービス利用を促進します。
- ② 子育て支援センターや一時預かり施設など子育て支援拠点の利用を促進し、他の親子との触れ合いの促進や、子育て不安、親のストレス解消により、良好な親子の関係維持に努めます。
- ③ 児童虐待をゼロにするよう、要保護児童対策地域協議会の促進などの相談体制の充実・強化を図ります。
- ④ 子育て世代のニーズを把握し、子どもの成長に応じた総合的で効果的な対策を推進します。

主要事業

- 母子保健福祉の充実
- 子ども医療費給付事業



3

第3部 第4章 未来を担う人づくり



第1節 豊かな心と個性を育む教育の充実

- ① 義務教育の充実
- ② 高等教育の充実
- ③ 青少年の健全育成

第2節 生きがいのある生涯学習の推進

- ① 生涯学習環境の整備
- ② 生涯学習事業の充実

第3節 地域に根ざした文化・スポーツの振興

- ① 芸術・文化の振興
- ② 文化遺産の保全
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の振興



第1節 豊かな心と個性を育む教育の充実

4-1-① 義務教育の充実

現況と課題

本町では、毎年度学校教育の指導の方針と重点を定め、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努めてきました。

しかしながら、児童生徒を取り巻く環境は、人口減少・高齢化の進展や急速な技術革新などの社会状況の変化と子どもや若者の学習・生活面の課題、地域や家庭の状況変化、教師の負担などの教育をめぐる状況の変化により、より複雑で予測が困難な環境になっています。

このような環境において、学校で学んだことが子どもたちの「生きる力」となって、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動することを目標とした新たな学習指導要領が、小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から始まります。これからの学校教育は、子どもたちの未来に向けた生きる力を育むため、新たな学習指導要領に対応した安全で安心な学校環境の充実が必要です。

児童生徒数及び学級数の推移

注) 各年5月1日現在

	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
階上小学校	17	4	18	4	13	4	12	4	12	4
石鉢小学校	245	12	237	13	231	11	227	11	220	10
赤保内小学校	193	8	193	9	189	9	178	8	180	8
道仏小学校	85	7	66	7	54	6	49	7	51	6
大蛇小学校	53	5	41	4	35	4	40	4	38	4
小舟渡小学校	19	4	20	4	22	4	24	5	23	4
小学校計	612	40	575	41	544	38	530	39	524	36
階上中学校	297	12	282	11	282	11	245	11	237	11
道仏中学校	99	5	104	4	107	4	92	4	65	4
中学校計	396	17	386	15	389	15	337	15	302	15
田代小学校	4	2	2	1	-	-	-	-	-	-
うち階上町分	1	-	0	-	-	-	-	-	-	-
田代中学校	9	2	5	2	-	-	-	-	-	-
うち階上町分	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-

資料：学校基本調査

小・中学校の状況

区分 学校名	創立年月日	学級数	教員数	児童生徒数			施設		
				男	女	計	校舎 (㎡)	屋内運動場 及び体育館(㎡)	校地 (㎡)
階上小学校	明 8.10.30	4	8	6	6	12	1,496	651	15,989
石鉢小学校	明45. 7. 1	10	22	114	106	220	3,398	976	16,797
赤保内小学校	明33. 4.20	8	19	93	87	180	3,450	1,087	19,769
道仏小学校	明 7. 9.13	6	12	31	20	51	2,809	915	11,707
大蛇小学校	明35. 4. 9	4	11	22	16	38	1,947	825	15,870
小舟渡小学校	明35. 4.13	4	8	11	12	23	1,896	802	11,977
小学校計		36	80	277	247	524	14,996	5,256	92,109
階上中学校	昭22. 4.21	11	28	127	110	237	4,449	1,314	38,039
道仏中学校	昭22. 4.21	4	13	33	32	65	3,845	1,799	48,799
中学校計		15	41	160	142	302	8,294	3,113	86,838
合計		51	121	437	389	826	23,290	8,369	178,947

注) 令和元年5月1日現在

基本方針

これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成することを進めます。

一人一人が豊かな生活を送り、また公平公正で活力ある社会を実現する上で、家庭の経済状況や障がいの有無、不登校など多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要であり、誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築に努めます。

児童生徒の「生きる力」を更に育むためには、学校指導体制の整備やICTの利活用の促進が重要であり、また安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、児童生徒自らが身を守る安全教育や家庭・地域と連携した安全体制の充実など、施策を展開していく上での教育基盤整備を推進します。

義務教育の充実

確かな学力の育成

豊かな心の育成

健やかな体の育成

経済的支援の継続

多様なニーズへ対応した教育の提供

指導体制の整備

ICT基盤の整備

教育施設の整備

家庭・地域・学校等との連携の推進

(1) 確かな学力の育成

- ① 一人一人の子どもが各教科及び総合的な学習の時間等に主体的・対話的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、一人一人の能力・適性に応じた指導の充実と学習習慣の育成に努めます。
- ② 子どもへのきめ細かな指導の充実や子ども一人一人の状況に応じた教育に取り組むため、町内保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携を図り、教育の連続性の確保に努めます。
- ③ 一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化や伝統に関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努めます。

(2) 豊かな心の育成

- ① 答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合うような豊かな情操を培うため、学校における道徳教育の充実を支援します。
- ② いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、学校における積極的な認知と情報共有の徹底を図るとともに、いじめの未然防止を含め、警察や警察官経験者等の連携協力を促進します。
- ③ 読書活動は、子どもが言葉を学び感性を磨くなど重要な活動であるため、学校図書の充実を図ります。
- ④ 郷土の伝統や文化を継承することでの郷土に対する誇りや愛着を育み、ボランティア活動や体験活動を通しての豊かな体験の充実への学校における取組を支援します。

(3) 健やかな体の育成

- ① 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用した指導を行うなど栄養教諭を中心に食育の充実を図ります。
- ② 健やかな体の育成には子どもたちの生活リズムの向上が必要であり、近年子どもが情報機器に接する機会が拡大し生活時間の変化等の状況も踏まえ、情報モラル教育の一環として、子ども自身が主体的に情報機器を適切に利用できるよう取り組みます。

(4) 経済的支援の継続

経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して支援を継続し、適切な教育機会の確保に努めます。

(5) 多様なニーズへ対応した教育の提供

- ① 障がいのある子どもたちに対し、適切な指導や必要な支援を提供するためには、その必要となる教育的ニーズを的確に把握することが重要であり、専門的な機関との連携による体制の充実に努め、学校における教育支援員の拡充によるきめ細かな教育の提供を目指します。
- ② いじめや不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズを把握し解決するには、異業種間での連携が必要であり、そのためには心理面での専門的知見のある県のスクールカウンセラーによる相談や県と町のスクールソーシャルワーカーによる他業種への連携などの体制の充実に努めます。

(6) 指導体制の整備

- ① 子どもの「生きる力」を育むためには、学校における教職員の資質向上のための時間の確保や支援が必要であり、そのために学校指導体制の効率化を図るため、校務支援システムの導入による事務的な負担軽減や理科アシスタントの配置による支援の継続を図ります。
- ② 教職員の健康のため心身の保持が必要であるため、教職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェック等を実施します。

(7) ICT基盤の整備

- ① 新学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質能力として位置付けられたことを踏まえ、各教科等の指導におけるICT活用の促進を図ります。
- ② 国の学校におけるICT環境の整備方針に基づいた児童生徒及び指導者用コンピューターや大型提示装置、無線LANの整備など計画的なICT環境整備を図ります。

(8) 教育施設の整備

- ① 長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、防災機能強化等を実施し、安全・安心で質の高い学校施設等の整備を推進します。
- ② 児童生徒の減少により、通学区域・通学環境の変化や地域社会と学校の関係の変化が生じており、それを的確に把握しながら、学校の適正規模・適正配置を推進します。

(9) 家庭・地域・学校等との連携の推進

地域社会との様々な関わりを通じて、児童生徒が地域で安心して活動できる居場所づくりを進め、さらに、自然災害や交通事故、犯罪等の安全上の課題を地域性に応じた取組を実施するため、地域・家庭・学校・関係機関との連携・協働を推進します。

主要事業

- 教育振興会事業の実施
- 国際理解教育・語学教育の推進
- 保育園・小中学校間の連携
- 道徳教育の充実
- いじめ未然防止対策の促進
- 学校図書の実充
- 体験活動の実施
- 食育の実充
- モラル教育の推進
- 経済的支援の継続
- 特別支援教育体制の実充
- 教育支援員の拡充
- 町スクールソーシャルワーカー等の活用
- 日本語教育への支援の実充
- 教職員の校務の支援
- 理科アシスタントの配置
- 教職員のメンタルヘルス対策
- 各教科指導におけるICT活用
- ICT環境の整備
- 学校施設の長寿命化
- 学校の適正配置
- 統合小学校の児童の通学手段の確保
- PTA・地域との連携

現況と課題

奨学金貸与制度を実施し、高等学校及び大学等への進学に伴う家庭の経済的負担を軽減しています。そして、新たに町奨学生に対するふるさと定住促進補助金事業を開始し、若者の定住促進を図っています。今後は、従前からの高等教育無償化の施策に加えて低所得世帯に対する大学等の授業料の免除や給付型奨学金の導入も予定していることから、町としては国の動向を注視し今後も制度について検討していく必要があります。

卒業後の進路状況

区分	中学校 卒業生数	高校進学者数					進学率
		進学者数	就業進学者数	就職者数	無業者数	その他	
平成 26 年度	152	151	0	0	1	0	99.3%
平成 27 年度	132	132	0	0	0	0	100.0%
平成 28 年度	115	112	0	0	3	0	97.4%
平成 29 年度	147	147	0	0	0	0	100.0%
平成 30 年度	124	123	0	1	0	0	99.2%

基本方針

夢を育み、それに向かって意欲的に学ぶ子どもたちを支援するため、将来の生き方に関する様々な情報の提供や相談体制を整備するとともに、経済的な支援につながる奨学金制度の充実や活用に向けた普及・啓発に努めます。

高等教育の充実

奨学金貸与事業の充実

施策の展開

(1) 奨学金貸与事業の充実

意欲と能力のある子どもに「教育を受ける機会」を保障し、進学率の向上に合わせて奨学金制度の一層の充実に努めます。また、奨学金償還額の一部を補助金として交付し、若者の定住促進を図ります。

主要事業

- 奨学金貸与事業
- 階上町奨学生ふるさと定住促進補助金事業
- 教育相談の充実

現況と課題

本町では、教育相談事業の充実や子ども読書活動の推進、自然体験活動をはじめとする豊かな体験ができる事業の実施などを通して、地域ネットワークづくりと心豊かでたくましい青少年の育成に努めています。

現在、子ども会加入者は年々減少しており、地域リーダーの育成による自主的活動の推進が急務となっています。また、青少年問題協議会などの青少年の健全育成に関係する組織、機関などの統一した活動の展開など地域ぐるみで健全育成活動を積極的に進めることが必要です。

基本方針

学校・家庭・地域の連携を強化し、自ら生き方を考え、心豊かでたくましい青少年の育成と、地域ぐるみで健全な青少年を育成するための明るい社会と地域での自主的活動の環境づくりに努めます。

青少年の健全育成

健全育成活動の推進

青少年活動の充実

施策の展開

(1) 健全育成活動の推進

- ① 青少年の健全育成に向け関係機関、組織の活動を充実させるとともに、相互の連絡を密にし、統一した活動を展開します。
- ② 家庭、地域社会の教育力を強化し、登下校時の交通安全運動やあいさつの声かけ運動など、学校と連携して地域ぐるみで啓発活動や環境浄化運動を展開します。
- ③ 家庭、地域、学校等における子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、子どもの読書活動を支える体制の整備に努めます。
- ④ 教育と福祉の連携促進により放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、家庭、学校、地域と連携し子どもが主体的に学ぶことができる環境づくりに努めます。

(2) 青少年活動の充実

- ① 子ども会活動の支援などを通じ、地域指導者の養成、ジュニアリーダー、シニアリーダーの育成確保に努めます。
- ② 青少年を対象とした様々な体験活動事業の実施などにより、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

主要事業

- 放課後児童健全育成事業
- 放課後子ども教室推進事業
- 子どもの読書活動の推進
- ジュニアリーダー等の育成確保と支援



第2節 生きがいのある生涯学習の推進

4-2-①

生涯学習環境の整備

現況と課題

本町では、石鉢ふれあい交流館、ハートフルプラザ・はしかみ、道仏公民館の3か所で公民館講座をはじめ、各種講座を開催しています。これらの施設は図書館機能も兼ねており、さらに、図書検索システムが導入されたことから、利便性が高くなったものの、町民からは学習できる場の提供が望まれています。

また、広報やホームページのほか、町内の講座・団体・グループ・施設等の情報をまとめた「学習ウォッチングはしかみ」を毎年発行し、様々な学習機会の情報提供を行っています。

今後は、地域別や年齢別のニーズ調査等を行い、第3次階上町生涯学習推進のまちづくり推進計画を策定し、学びをいかしたつながりをつくり出す生涯学習環境の整備が必要です。

基本方針

生涯学習推進体制の充実と学習活動の拠点となる施設の整備・充実に努めます。また、行政・学校・地域・関係機関等との連携を広域的に充実させ、生涯学習のネットワーク化を図ります。

また、町民がいつでも気軽に学習でき、団体・グループが活動できる場として、老朽化した民俗資料収集館と図書館機能を併せ持った学習施設の整備について検討します。

生涯学習環境の整備

生涯学習推進体制の充実

生涯学習施設の整備

学習情報の提供・相談活動の充実

施策の展開

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ① 生涯学習推進体制の整備や連携事業の検討、庁内での情報共有・連携を密にし、関係機関とのネットワーク化を図ります。
- ② 「まちいっぱい 学びの花咲く はしかみちょう」を基本理念とした、生涯学習のまちづくりを推進します。

(2) 生涯学習施設の整備

- ① 既存施設の整備充実を図り、地域の生涯学習の場としての機能の向上を図ります。
- ② 学校施設を生涯学習施設として地域に開放し、情報提供や施設の活用促進に努めます。
- ③ 計画的な蔵書、視聴覚資料など図書資料の充実に努めます。
- ④ 図書館の整備について検討します。

(3) 学習情報の提供・相談活動の充実

- ① 広報やホームページへの掲載、学習ウォッチングはしかみの発行など、町民に必要な生涯学習情報を提供できるよう関係機関とのネットワークの充実を図ります。
- ② 生涯学習に関する相談窓口の整備など、学習相談体制の充実に努めます。

主要事業

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習推進のまちづくり推進計画の見直し
- 既存施設の整備・充実
- 学習情報を提供するネットワークの整備



現況と課題

本町では、学習成果が個人のためにも地域のためにもいかされるような仕組づくりとして、平成15年度に学習活動支援システム「マナバンク」を設置し、人財の確保や学習活動の場の拡充に努めています。しかしながら、登録数及び活用状況は横ばい状態であり、新たな人財活用の方法について検討が必要です。また、生涯学習の推進には、学習団体の育成と指導者や地域リーダーの養成をすることが求められます。

これまでも、「地域アニメーター養成講座（ふるさとかたり塾）」や「まちづくりコーディネーター養成講座（はしかみベース）」を開講し、地域の核となる人財育成に努めてきました。今後も定期的に人財育成に関わる事業を展開し、創年世代、若い世代が地域で活躍できる場をつくっていくことが必要です。

それに加え、それぞれが目的をもって自主的に活動しやすい環境づくりに努めるとともに、学んだことが適切に評価され、いかされる環境づくりを支援していくことが必要です。

マナバンク登録者数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人	8	7	5	5	5
団体	6	6	6	5	5
施設	10	10	10	10	10

基本方針

多様化する町民の生涯学習ニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の充実を図るとともに、町民の自主的・自発的な学習活動支援を行います。

また、学習成果がより効果的にいかされるよう、マナバンクの積極的な活用をはじめ、評価システムの検討や、地域で活躍できる人財の養成と確保に努めます。

生涯学習事業の充実

生涯学習事業の拡充

生涯学習活動支援体制の充実

施策の展開

(1) 生涯学習事業の拡充

- ① ライフステージや変化する社会情勢などに対応した学習機会の充実とその成果をいかせる環境づくりに努め、計画的な事業の推進を図ります。
- ② 町民の学習ニーズの把握に努め、多様な分野・段階の講座、教室の開催など学習機会の拡充と学習内容の充実を努めます。また、地域住民が学習機会を自ら企画し運営することにより、自立した個人やコミュニティの形成を推進します。さらに、職員による出前講座の活用を推進し、行政分野の学習機会の充実を努めます。
- ③ 広報活動、イベントの開催等を通して、生涯学習の普及・啓発に努めます。

(2) 生涯学習活動支援体制の充実

- ① 自主的なグループ、サークルなど、学習団体の育成と支援体制づくりを推進します。
- ② 学習した成果を活用できるように養成講座を開催するなど、地域で活躍できる人財の育成に努めます。
- ③ マナバンクの積極的な活用を促進するとともに、地域や学校で必要としている人財を派遣できる仕組みづくりに努めます。
- ④ 地域住民や関係機関との連携を図り、相互協力をして生涯学習を促進していくための体制づくりに努めます。

主要事業

- 生涯学習事業の計画的な推進
- 生涯学習機会の拡充と内容の充実
- 団体・グループ等への活動支援
- 人財養成事業
- マナバンク登録の促進と活用



第3節 地域に根ざした文化・スポーツの振興

4-3-①

芸術・文化の振興

現況と課題

本町では、町の文化の中心を担う町文化協会が設立されて20年を迎えようとしています。これまで総合文化展の開催や町文化祭への協力など町の文化の向上に努めてきた一方で、会員の高齢化が進むなどの課題も出てきています。しかしながら、若い世代による新たなグループ活動も見られるなど、活動の形態が多様になってきています。

今後は、芸術・文化団体等の活動を継続して支援していくとともに、様々な文化団体と連携し、指導者の育成・確保をしていくことが必要です。

基本方針

文化事業の推進や文化施設の整備に努め、幅広い世代の町民が、優れた芸術・文化に触れることのできる環境づくりと、様々な芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

また、町民の自主的な文化活動を支援し、豊かで個性ある町民文化の創造に努めます。

芸術・文化の振興

芸術・文化活動の推進

文化施設等の整備

施策の展開

(1) 芸術・文化活動の推進

- ① 見るだけでなく体験などを通して、町民が優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。
- ② 町文化協会を中心に芸術・文化団体相互の交流促進を図るとともに、文化協会以外の人材発掘や発表機会の情報提供に努めます。また、各種活動を支援し、指導者の育成と確保に努めます。

(2) 文化施設等の整備

- ① 展示コーナーの設置など、年間を通じて作品展が開設できるよう、公民館などの文化・生涯学習施設の適正な整備を進め、その利用促進に努めます。
- ② 町民の芸術・文化を発信する機会を拡大するため、広域市町村の施設を利活用した芸術・文化の発表会等の開催を検討します。

主要事業

- 町民文化祭事業
- 文化賞表彰事業

現況と課題

本町の文化財は、国指定の無形民俗文化財えんぶり3組、文化庁記録選択・県指定の平内鶏舞、県指定の赤保内駒踊り、町指定の道仏神楽、西光寺ナニヤドヤラなど芸能の数、種類とも多く、これらの保存伝承活動は、町南部芸能協会を推進母体に、各組・保存会で行われています。

また、それぞれの地域において郷土の伝統文化の伝承活動を行い、学校・地域・保存団体が一体となって、伝承活動に努めています。しかし、少子高齢化の影響などにより伝統文化の担い手は年々減少傾向にあります。今後、保存・継承のための映像記録保存や、後継者養成に一層力を入れていくことが必要です。

さらに、「へびぐちたねとしがんしゅあんせい 蛇口胤年願主安政4年願文額」などの町指定有形文化財14、天然記念物(県指定4、町指定1)のほか、埋蔵文化財は、登録件数91遺跡にのぼりますが、開発などに伴い、今後とも増加するものと思われます。

平成31年4月1日施行の文化財保護法の改正を踏まえ、今後も、これらの文化財保護を図るため、学校教育、生涯学習、観光などの分野で、文化財を積極的に広報し、保存・活用に努めていくことが必要です。

基本方針

本町の貴重な財産である文化財を次の世代に継承していくため、積極的な保存と活用を図るとともに、町民の文化遺産に対する理解の促進に努めます。

文化遺産の保全

文化財の保存と活用

埋蔵文化財の保存

施策の展開

(1) 文化財の保存と活用

- ① 無形民俗文化財、天然記念物等町の文化遺産である文化財の積極的な保護・保存に努めます。
- ② 町の歴史や文化を学ぶ学校教育、生涯学習活動を促進し、文化財保護思想の啓発に努めます。
- ③ 伝統行事、伝統芸能を保存するため、発表機会の充実と後継者の育成を図り、特色ある地域文化の創造を推進します。
- ④ 生活文化の歴史を伝える貴重な民俗資料の収集保存と公開活用に努めます。
- ⑤ 点在する文化遺産を結ぶルートを設定し、観光分野での活用を図ります。

(2) 埋蔵文化財の保存

- ① 埋蔵文化財包蔵地における開発行為等は、的確な事前把握と事業者との協議による計画的な発掘調査に努め、記録保存を図ります。
- ② 埋蔵文化財出土品及び民俗資料等について、既存施設及び新規施設を利用した保存展示施設の整備について検討します。

主要事業

- 民俗芸能の後継者養成及び伝承活動の推進の支援
- 小中学校の地域伝統文化伝承活動の継続と支援
- 開発事業に伴う埋蔵文化財の計画的な発掘調査の実施
- 八戸地方えんぶり調査事業



現況と課題

本町のスポーツは、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の団体が主に活動を担っています。これらの団体は競技力向上や、スポーツ活動の普及促進など、様々な形で活動を行っています。しかし、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に対する要求の高まりや多様化、少子高齢化による世代間バランスの変動により、これまで以上に生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

町では、平成27年度から小中学校の体育館等を一律に開放し、町内体育施設の利用調整を行う体育施設活用事業を実施し、町民がスポーツに親しむ機会の確保を図っています。しかしながら、町立体育館をはじめ既存の施設は、老朽化が進んでおり、町民ニーズに合わせた計画的な補修や整備が必要となっています。

令和7年度に青森県で開催される第80回国民スポーツ大会では、本町でも自転車競技（ロード・レース）が行われる予定となっています。誰もがスポーツの楽しさや素晴らしさを実感できるような機運醸成と、スポーツに親しむ機会の拡充が必要です。

基本方針

町民が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、各種スポーツ関係団体と連携をとりながらスポーツ推進活動を促進するように努めます。また、地域におけるスポーツ活動を促進し、多様化している町民のスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに応えるため、計画的な施設の補修、整備に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ施設の充実

施策の展開

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 体育協会・加盟競技協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等、自主活動団体の育成を促進し、地域スポーツ活動の活性化や各種競技団体の底辺拡大、青少年の健全育成を支援します。
- ② 各種競技団体と連携を図り、競技スポーツの強化・支援を推進します。
- ③ 多様なスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに対応するため、スポーツ推進委員の資質の向上と育成に努め、ニュースポーツの普及促進を図ります。
- ④ 町民プールとトレーニング室の複合利用や、健康スポーツやエクササイズ等の専門的な知識を有するインストラクターにより、町民の健康増進のための効果的な指導の充実に努めます。
- ⑤ 第80回国民スポーツ大会への機運醸成のため、関係機関・団体と連携し、開催競技に関する事業を実施し、町民の体力向上、レクリエーションスポーツの推進を図ります。

(2) スポーツ施設の充実

- ① 町内2か所の体育館の計画的な補修、整備により、利用者の利便性の向上を図るとともに、競技スポーツの拠点となる体育館の整備について検討します。
- ② 体育施設活用事業により町内の学校施設を地区スポーツ施設として開放し、町民のスポーツ活動の場の充実に努めます。
- ③ 多様化する町民のニーズに応えるよう、効率的な既存施設の活用を推進します。また、バリアフリー化等による共生社会の実現を推進します。

主要事業

- スポーツ振興事業
- スポーツ指導者の育成
- 健康増進事業
- スポーツ賞表彰事業
- スポーツ施設の整備
- 体育施設活用事業
- 第80回国民スポーツ大会



3

協働によるまちづくり 第3部 第5章



第1節 協働によるまちづくりの推進

- ① 協働のまちづくりの推進

第2節 まちづくり地区計画の推進

- ① まちづくり地区計画の推進・支援の充実



第1節 協働によるまちづくりの推進

5-1-①

協働のまちづくりの推進

現況と課題

本町では、平成19年4月に、階上町協働のまちづくり条例を制定し、これに基づき町内の19行政区全てにおいてまちづくり地区計画が策定されました。また、平成29年度には各行政区において計画の検証と見直しが行われ、より一層地域の特徴や魅力をいかした第2次まちづくり地区計画が策定されました。

今後も、町民と行政との情報の共有化を図り、町民のまちづくりに対する意識を高め、協働のまちづくりをより一層推進していくことで、少子高齢化や人口減少社会の中にあっても持続可能な地区の環境づくりに努めていきます。

基本方針

これまで町で取り組んできた「町民と行政との協働のまちづくり」の更なるステップアップを目指し、より一層、協働のまちづくりの推進に努めます。そのために、町民の自主的な取組やまちづくりへの参加意識の向上を図り、町民が自主的・主体的に活動できるよう、地域リーダーなどの人財育成や協働の取組への支援をはじめとして、町民主導のまちづくりシステムの構築に取り組みます。

協働のまちづくりの推進

情報の共有化

人財育成

協働の取組への支援

協働のまちづくりの評価

施策の展開

(1) 情報の共有化

町民と行政とは対等な立場であるとの考え方の下で、町民も行政も積極的に情報を分かりやすい形で提供し合いながら、情報の共有化を図ります。

(2) 人財育成

「人づくりはまちの財産づくり」を合い言葉に、個人としての人財に限らず、町民活動を担う団体を含む組織も育成する視点に立って、「人財育成」に努めます。また、行政職員については、町民の目線に立ち、町民の声を聴くことができるよう、職員の資質の向上に努めるとともに、各地区の各種行事への積極的な参加に努めます。

(3) 協働の取組への支援

町民自身が行う分野や、町民と行政が共同で行う分野の拡大を図るため、町民活動や異業種ネットワークづくりといった、みんなが参加したくなる町民発案の「協働事業」への支援に努めます。

(4) 協働のまちづくりの評価

「協働のまちづくり」への意識改革と、「協働のまちづくり」を推進し継続させていくために、評価制度を活用し、協働で行う活動に対して評価や成果を公表することにより、更なる取組へのステップアップを図ります。

主要事業

- 協働の相談窓口の活用推進
- 出前講座の実施
- 職員への協働の啓発と質の向上
- 地域リーダーづくり
- 事業の評価と公表
- 協働のまちづくりアクションプランの実行



第2節 まちづくり地区計画の推進

5-2-①

まちづくり地区計画の推進・支援の充実

現況と課題

本町では平成18年度に2行政区、平成19年度には17行政区と、全ての行政区においてまちづくり地区計画が策定され、平成30年度からは第2次計画が始まりました。まちづくり地区計画は、それぞれの地区の総意をもって作成されたものであり、施策も地域の特徴を反映させた多種多様な内容となっています。

今後は、このまちづくり地区計画を着実に進めるために各事業に対する取組への支援に加え、地区毎にまちづくりに対する取組に格差を生じさせないための体制づくりをする必要があります。

また、第2次地区計画を策定してから5年が経過する令和4年度には、地区計画の検証と見直しを図り、事業の再検討を行います。

基本方針

策定された計画どおり事業が進んでいるか行政区長と連絡を密にし、計画の進捗状況を把握しながら、事業の推進・支援に取り組みます。

まちづくり地区計画の推進・支援の充実

推進・支援体制の充実

施策の展開

(1) 推進・支援体制の充実

- ① まちづくり地区計画を町の他の計画へ反映させるため、各計画の期間の終了時や策定段階において、地区まちづくりも含めて検討を行うような仕組みづくりの整備に努めます。
- ② 事業の進捗状況や取組状況など、まちづくり地区計画について評価や点検が行えるような体制の整備に努めます。
- ③ これまで行われてきた協働のまちづくり支援事業のほか、地区計画推進交付金や高齢者通いの場支援事業などにより、まちづくり地区計画の各事業の取組に対して助成金を交付します。

主要事業

- まちづくり地区計画の他計画への反映の仕組みづくり
- まちづくり地区計画の評価体制の整備
- 協働のまちづくり支援事業
- 地区計画推進交付金事業
- 高齢者通いの場支援事業

3

町民参加によるまちづくり

第3部 第6章



第1節 町民参加の推進

- ① 情報化と情報提供の推進
- ② 広報・広聴の充実
- ③ 地域間交流の促進
- ④ 国際交流の促進

第2節 男女共同参画社会づくりの推進

- ① 女性の社会参加の促進



第1節 町民参加の推進

6-1-①

情報化と情報提供の推進

現況と課題

本町では、庁内LANを構築し、オンラインシステムやグループウェア、さらに、ホームページ等を運用しながら効率的な行政サービスに取り組んできました。また、町内ほぼ全域で光ブロードバンドサービスが利用可能となっており、各集会所等へはWi-Fiを整備しました。

今後も、行政事務の効率化や高度化を図りながら、住民サービスの向上に努めるとともに、町民への情報提供が、町民の自発的な地域活動への参加促進、さらには協働による町民の意思を反映した効率的な町政運営の前提となることから、町政についての各種情報の共有に努めます。

また、ICT（情報通信技術）の進展に伴い、システムのクラウド化、スマートフォン等によるオンライン申請の活用に加え、新たな脅威へのサイバー対策が必要となります。

※LAN：一つの企業内・ビル内など限られた地域で、複数のコンピューターを通信回線で接続し、相互にデータを伝送・共同利用するネットワーク。ローカルエリアネットワーク。構内通信網。

※オンラインシステム：オンラインによって処理を行う方式。主に、遠隔地の端末から通信回線を通じてホストコンピューターやデータベースに接続し、データの入出力を行う。

※グループウェア：グループによる共同作成を支援するためのソフトウェア。文書の共同作成、電子メールの機能のほか、プロジェクトの内容や構成員の会話を分析し、グループの意思決定を支援する機能を備えている。

基本方針

地域の情報化を推進するためには、行政の情報化が不可欠となることから、行政情報の電子化・データベース化による情報の共有化、行政事務の効率化を図るとともに、情報ネットワークへの対応力を高めるよう努めます。

また、システムのクラウド化、オンライン申請の活用により、行政運営の効率化、行政コストの削減、住民の利便性向上及び住民負担の軽減を目指します。そして、新たな脅威へのサイバー対策のためセキュリティの強化に努めます。

情報化と情報提供の推進

地域情報化の推進

行政情報化の推進

施策の展開

(1) 地域情報化の推進

国・県等の情報通信関連施策を踏まえて、ネットワーク化を推進するとともに、情報の収集、提供によって、町民の自発的な活動や参加を促進します。

(2) 行政情報化の推進

ICTを活用した行政情報化の推進によって、住民の利便性向上、住民負担の軽減、行政運営の効率化、行政コストの削減や情報公開など、情報化社会にふさわしい行政システムを推進します。

主要事業

- 広域情報ネットワークの推進
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政事務処理システムの拡充・整備
- 行政情報の電子化・データベース化の推進
- セキュリティ対策による安全性・信頼性の確保
- 情報化推進体制の強化

現況と課題

本町では、広報はしかみの発行やホームページの開設により、行政の現状や施策の取組状況、催し物など、様々な行政情報を正確かつ迅速に町民にお知らせしています。

一方、広聴活動としては、事業ごとに計画や実施段階において町民の参加・参画やアンケート調査の実施に加え、平成21年度にはパブリックコメント制度を設け、広聴体制を充実させています。

今後は、町民意識を的確に把握し、行政施策に町民の声を反映させていくため、双方向性のある広報・広聴活動の推進が重要となります。

基本方針

町民の行政に対する関心を高め、協働によるまちづくりを進めるため、より多くの行政情報などを提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

また、多様化する町民のニーズを的確に把握するための広聴活動を充実するとともに、積極的な情報発信を行い、町民の声が行政施策に反映される広報・広聴体制の確立に努めます。

広報・広聴の充実

広報活動の充実

広聴活動の充実

施策の展開

(1) 広報活動の充実

- ① 多くの行政情報を提供し、各地区で自らが地域づくりを行うことのできる紙面づくりに努めるとともに、親しみやすく分かりやすい広報紙づくりに努めます。
- ② ホームページを活用した広報活動を進めながら、総合的な情報の提供に努めます。

(2) 広聴活動の充実

町民との協働による開かれた町政を実現するため、町の政策等を決定する際にはパブリックコメントを実施し、町民のまちづくりへの参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ります。

主要事業

- 広報・広聴手段の充実
- 情報発信ツールの活用
- パブリックコメントの推進

現況と課題

本町では、新しい地域社会の創造を目指し、環境美化運動や交通安全運動等を通じてコミュニティ意識を育むとともに、年間行事やイベントを通じて、地域間交流を推進してきました。

今後は、特色ある個性的なまちづくりを推進するため、地域住民同士の交流の活性化を図るとともに、それぞれの地域が持つ資源の魅力を再確認しながら、コミュニティ形成と地域間交流を積極的に展開していく必要があります。

基本方針

コミュニティ意識の啓発とともに、地域資源をいかしたまちづくりと地域間交流を促進します。また、三陸復興国立公園の階上岳・階上海岸、みちのく潮風トレイルや巨木めぐりなど、町の魅力をいかしたまちづくりを推進します。

地域間交流の促進

町民レベルの交流活動の推進

施策の展開

(1) 町民レベルの交流活動の推進

- ① 町民が主体となった地域間交流を促進します。
- ② 農林漁業を通じた地域間交流の促進を図ります。

主要事業

- 地域資源を生かした地域間交流の促進

現況と課題

交通・情報通信手段の急速な進展に伴い、人・モノ・情報等の交流が活発になり、また、外国人の就労を目的とした新たな在留資格の創設等が盛り込まれた「改正出入国管理及び難民認定法」が平成31年4月から施行され、新たな外国人材の受入れが始まるなど、国際社会の進展が加速化し、日常生活においても異文化に対する理解や国際感覚（グローバル感覚）が求められています。

こうした国際社会に対応するためには、町民一人一人が国際社会の一員として認識を持ち、町民レベルでの国際化を進める必要があります。そのため、国際化に対応した人材育成の場や、町民と外国人との交流の場を設け、必要に応じて情報提供等を行いながら、国際化に対応した魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

基本方針

多様な国際交流活動を展開するため、既存施設を活用した交流拠点の形成を図りながら、各種サークルや団体の活動を助成するなど国際交流の機会を設けるとともに、国際理解と国際感覚に対応した人材の育成に努め、外国人との触れ合いの充実を図りながら地域の国際交流活動を推進します。

国際交流の推進

国際理解と国際感覚の醸成

町民参加型の国際交流活動の推進

施策の展開

(1) 国際理解と国際感覚の醸成

- ① 国際理解と国際感覚に対応した人材の育成に努めるとともに、地域における町民と外国人との触れ合いの充実等により地域の国際交流を推進します。
- ② 学校教育や生涯学習の場における学習活動を通して、国際的な問題や異文化に対する理解を促進するため、語学指導外国青年招致事業等により、小学校期からの実践的英語や異文化に触れる機会を支援します。

(2) 町民参加型の国際交流活動の推進

町民レベルでの国際交流活動を推進するため、関係団体・機関との連携及び活動支援の充実に努めます。

主要事業

- 国際交流活動の推進
- 国際感覚（グローバル感覚）の醸成

第2節 男女共同参画社会づくりの推進

6-2-①

女性の社会参加の促進

現況と課題

家庭や地域における男性と女性の役割分担を見直していくことや、学校教育や社会教育において男女平等教育を推進し、男女平等意識の啓発に努めることが必要となっています。

また、職場において女性が働きやすい労働環境が整備されるよう、積極的な普及、啓発活動が求められているほか、女性自身の政策決定の場への参画なども重要な課題となっています。

基本方針

男女平等教育の推進、就業機会の拡大、政策の決定の場への参画などを推進し、男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けた意識の啓発を図ります。

女性の社会参加の促進

男女平等意識の高揚

男女共同参画社会の推進

共同参画の環境整備

施策の展開

(1) 男女平等意識の高揚

- ① 男女共同参画週間、人権週間等あらゆる機会を通じて啓発活動に努めます。
- ② 固定的な性別役割分担意識を解消し、様々な場におけるあらゆる人々への教育学習を提供することで男女平等意識の高揚を図ります。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ① 社会教育において男女平等教育を推進し、意識の啓発に努めます。
- ② 女性の視点を政策や方針決定過程に反映させるため、各種審議会等への女性の参画の促進を図ります。
- ③ 研修等を通し、地域のリーダーとなる女性の人材養成に努めます。

(3) 共同参画の環境整備

- ① 家庭生活における女性の負担を軽減するため、関係団体等と連携し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に努めます。
- ② 女性が働きやすい職場環境の普及、啓発活動に努めます。

主要事業

- 男女平等教育の推進
- 女性の審議会等への参画推進
- 女性の意思決定機関への参画推進
- 就労における男女平等の啓発
- 生涯活躍のまちづくりの推進



3

第3部 開かれた行財政づくり

第7章

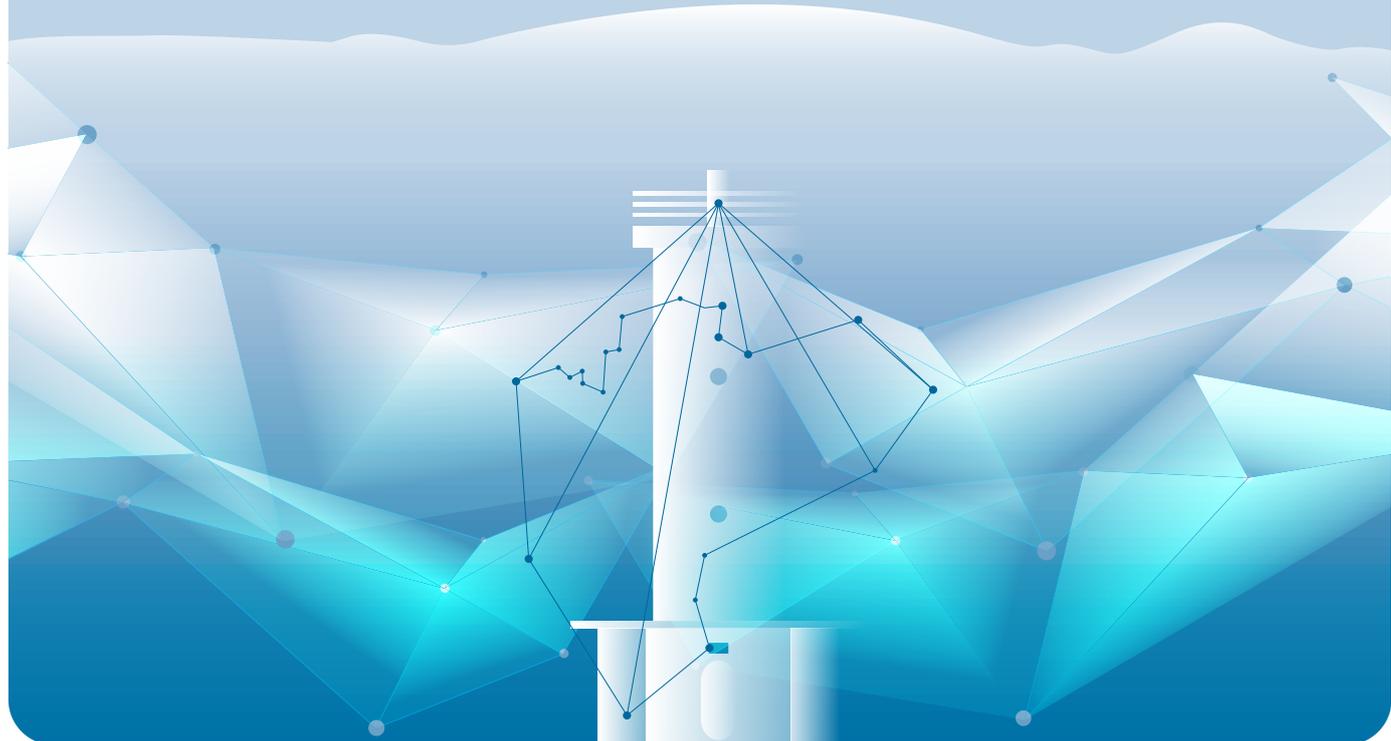


第1節 町民に開かれた行財政の推進

- ① 行政運営の充実
- ② 広域的な連携
- ③ 健全な財政運営の推進

第2節 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進

- ① SDGsの視点に立った施策の展開



第1節 町民に開かれた行財政の推進

7-1-①

行財政改革の推進

現況と課題

本町では、変化する社会情勢に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を図るため、行政サービスの維持や住民満足度の向上に努めながら、階上町行財政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや組織機構の検証、定員管理及び給与の適正化など、費用対効果の視点による財政健全化に取り組んできました。

今後も、多様化する町民のニーズに対応するため、サービスの受益者である町民の視点と経営的な視点に立って、計画、実行、評価、改善の各段階を通じて、時代に合った行財政システムを確立していく必要があります。

基本方針

人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するとともに、常に行財政改革に取り組んでいきます。

また、施策や事業の実施に当たっては、その位置付け、行政の役割、重点化等を明確にし、費用対効果を十分に検証し、コスト意識を持った実効性の高い行財政運営の確立に努めます。

行財政改革の推進

行政運営の効率化

行政運営(経営)の意識改革

施策の展開

(1) 行政運営の効率化

- ① 町行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、行政の公平性・透明性を確保し、町民の視点に立った質の高い行政サービスの提供を目指し、継続して行財政改革に取り組みます。
- ② 常に事務事業の見直しを行い、歳出全般の効率化と新たな収入確保に向けた取組に努めます。
- ③ 常に組織機構の検証を行い、時代に合った行政づくりに努めます。
- ④ 町民のニーズを考慮した職員配置を図り、定員管理の適正化に努めます。
- ⑤ まちづくり地区計画などを通じて、町民の意向に適切に対応し、行政運営の効率化を図ります。

(2) 行政運営(経営)の意識改革

- ① 時代の変化に対応できる人材を育成するため、効果的な職員研修への参加や実施などにより、職員の意識改革と資質の向上を図ります。
- ② 人材育成基本方針に基づき組織の視点と職員の視点との双方の調和を図りながら、実効性と継続性の高い職員の能力育成と技術継承を図ります。

主要事業

- 行財政改革の推進
- 業務の民間委託の推進
- 定員管理の適正化
- 行政組織機構の検証
- 職員の意識改革及び資質向上



現況と課題

- (1) 現在、本町を含む1市6町1村で構成する地域では、八戸地域広域市町村圏事務組合を設立し、消防・救急、ごみ処理、上水道等の住民生活に密接に関わる事務を広域で進めてきました。今後も、これまでの取組を更に推進するとともに、多様化する行政ニーズに対応していくため、関係市町村との連携を強化していく必要があります。
- (2) 八戸・久慈自動車道は、三陸沿岸を縦断して東北自動車道に結節し、青森県南地域と岩手県北部間との産業経済、文化等の交流促進や三陸沿岸の観光開発等を図る上で大きな役割を果たすと期待されています。本町ではこれまでも、八戸・久慈自動車道を最重要路線と位置付け、整備の推進を図ってきましたが、東日本大震災以降その役割はますます大きいものとなっているため、早期完成を図る必要があります。

基本方針

- (1) 町民生活の広域化を踏まえ、行政運営の効率化・合理化と広域的な課題への対応を図るため、広域圏域の連携中枢都市圏構想を軸として、関係市町村との連携を強化し、広域行政の推進に努めます。
- (2) 八戸・久慈自動車道の早期完成のための要望活動を行います。

広域的な連携

広域行政の推進

広域的自動車道等早期完成の要望

施策の展開

(1) 広域行政の推進

八戸地域広域市町村圏事務組合による共同処理の充実を図るとともに、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づき、関係市町村間の連携強化及び役割分担により、経済成長、都市機能の強化及び生活サービスの向上を図る具体的取組を推進します。

(2) 広域的自動車道等早期完成の要望

八戸・久慈自動車道の早期完成のため、広域的に連携を図り、要望活動を進めます。

主要事業

- 八戸地域広域市町村圏事務組合による共同処理の充実
- 連携中枢都市圏構想の推進
- 広域的自動車道等整備促進の要望

(1) 財源の確保

少子高齢化の進展と人口減少が進む中、税収や地方交付税などの財源の確保もより厳しさを増すと考えられます。今後は、町税の適正な賦課・徴収と併せて、納入機会の充実を図るとともに、使用料・手数料について必要に応じて見直し、自主財源の確保に努める必要があります。

(2) 将来を見据えた計画的な財政運営

厳しい財政状況が続く中で、歳出面では、事務事業の見直しや経常経費の削減に努める一方、将来の階上町のために必要なものには必要な投資を行う、メリハリのある財政運営が求められます。

また、これまでに整備された公共施設等の老朽化や人口減少に伴う公共施設への需要の変化に対応していくことが必要となることを踏まえ、平成28年度に策定した「階上町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって公共施設等の更新・長寿命化などを計画的に推進することにより、財政負担を軽減・平準化していくことが必要となっています。

(3) 将来負担の軽減

平成25年度に約9億8千万円であった地方債の返済額は、平成30年度には約7億6千万円までに減少しました。しかし、町の歳出総額の14.2%を占め、依然として高水準であることから、引き続き地方債残高を減らしていく対策が必要です。

(4) 財政状況の公表

町民と行政が相互に理解し合いながらまちづくりを進め、相互の共通認識を高めるために、町の財政状況について分かりやすく公表する必要があります。

行財政改革に取り組みながら、自主財源の確保に努めるとともに、将来を見据えた計画的な財政運営を目指し、将来の世代に対する負担の軽減を図り、財政状況を分かりやすく町民に公表するなど、町民と相互理解の上で健全な財政運営に努めます。

健全な財政運営の推進

財源の確保

将来を見据えた計画的な財政運営

将来負担の軽減

財政状況の公表

施策の展開

(1) 財源の確保

- ① 課税客体の的確な把握と適切な滞納整理の推進、さらにはコンビニ収納の実施による納入機会の充実などにより、町税収入の確保に努めます。また、必要に応じて使用料・手数料を見直すことにより、受益者負担の適正化と財源の確保に努めます。
- ② 広告収入や階上町ふるさと応援寄附金などにより財源の確保に努めます。

(2) 将来を見据えた計画的な財政運営

- ① 国・県の補助金・交付金の有効活用に努め、行財政改革の推進による更なる事務事業の見直しと経常経費の抑制に努めます。
- ② 総合振興計画行動計画書（ローリング）により、事業の重要度、優先度、効果等を勘案し、限られた財源を効率的に配分し、メリハリのある財政運営に努めます。
- ③ 町民と行政の協働により地域力を高めていくよう、町民の意思を反映できる財源の運用に努めます。
- ④ 公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、施設の長寿命化に努めるとともに、社会環境の変化や地域の実情に応じ、建替えや統廃合、民間活力の活用などについて検討を進め、トータルコストの削減に努めていきます。

(3) 将来負担の軽減

後年度の財政運営に大きな影響を及ぼす地方債を減らすため、地方債の発行を抑制し、次世代の将来的な負担の軽減に努めます。

(4) 財政状況の公表

町民と行政が相互に理解し合い、まちづくりを展開していくため、分かりやすい町の財政状況の公表に努めます。

主要事業

- 自主財源の確保
- 事務事業見直し・経常経費の抑制
- 総合振興計画行動計画書によるメリハリのある財政運営の促進
- 公共施設等の適切な管理による効率的な財政運営の促進
- 地方債残高の抑制
- 財政状況の公表

第2節 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進

7-2-①

SDGsの視点に立った施策の展開

現況と課題

2015年に国連で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年に向けて持続可能な世界を実現するために掲げられ、17の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国では、全ての国務大臣がメンバーであるSDGs推進本部を設置し、「持続可能で、強靱、そして誰も取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをSDGs実施指針のビジョンとし、あらゆる人々の活躍の推進や健康・長寿の達成など8つの優先課題と具体的施策を掲げています。

- 1 あらゆる人々の活躍の推進
- 2 健康・長寿の達成
- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 7 平和と安全・安心社会の実現
- 8 SDGs実施推進の体制と手段

基本方針

行財政運営に当たっては、SDGsの視点に立ち、積極的に取組を推進し、持続可能なまちづくりに努めます。

SDGsの理念を踏まえた 行財政の推進

SDGsの視点に立った施策の展開

SDGsに関する意識啓発

施策の展開

(1) SDGsの視点に立った施策の展開

行財政運営に当たっては、様々な分野でSDGsと関連するため、SDGsの視点を踏まえた施策・事務事業の推進に努めます。

(2) SDGsに関する意識啓発

広報・ホームページ等により、SDGsに関する情報発信や普及啓発に努めます。

主要事業

- SDGsの視点に立った施策の展開
- SDGsに関する情報発信や普及啓発

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsとの関連

第5次階上町総合振興計画 SDGsの8つの優先課題		1	2	3	4	5	6	7	8
		あらゆる人々の活躍の推進	健康・長寿の達成	成長市場の創出、地域活性化、 科学技術イノベーション	持続可能で強靱な国土と 質の高いインフラの整備	気候変動対策、循環型社会 省・再生可能エネルギー、	生物多様性、森林、 海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
基本目標	基本方向								
1 快適で安心して暮らせるまちづくり	1 快適な生活を支える都市基盤の整備				●		●	●	
	2 都市的活動を支える道路・交通の整備	●		●	●			●	
	3 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備	●		●	●	●	●		
	4 自然と共生する生活環境の整備		●		●	●	●	●	
	5 暮らしを守る安全と安心の確保	●		●	●	●	●	●	
2 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり	1 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興	●		●		●	●		
	2 時代に対応した商工業の振興	●		●	●	●			●
	3 町の魅力を高める地域ブランドの創出	●		●					
	4 地域資源を活用した観光の振興	●		●					
	5 働きやすい環境の整備	●		●					
3 ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり	1 豊かな生活を支える健康づくりの推進		●						
	2 ともに支え合う福祉社会づくりの推進	●	●					●	
4 未来を担う人づくり	1 豊かな心と個性を育む教育の充実	●						●	●
	2 生きがいのある生涯学習の推進	●							
	3 地域に根ざした文化・スポーツの振興	●	●		●				
5 協働によるまちづくり	1 協働によるまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 まちづくり地区計画の推進	●	●	●	●	●	●	●	●
6 町民参加によるまちづくり	1 町民参加の推進	●	●	●				●	
	2 男女共同参画社会づくりの推進	●							
7 開かれた行財政づくり	1 町民に開かれた行財政の推進		●	●	●	●	●	●	
	2 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進	●		●					●



資料編

第5次階上町総合振興計画策定の経過

年月日	審議(検討)機関	検討内容
R1. 5.31	策定委員会(第1回)	組織会 策定方針・スケジュール等の説明 第5次総合振興計画の検討依頼
R1. 8. 1	策定委員会(第2回)	第5次総合振興計画(素々案)の検討
R1. 8. 8	審議会(第1回)	組織会 第5次総合振興計画(素々案)審議
R1. 9. 3	策定委員会(第3回)	審議会からの意見・提言等の報告 第5次総合振興計画(素々案)の検討
R1. 10. 1	策定委員会(第4回)	第5次総合振興計画(素案)の検討
R1. 10.25	審議会(第2回)	第5次総合振興計画(案)審議
	事務局	パブリックコメント募集開始(10/25~12/1)
R1. 11. 1	策定委員会(第5回)	第5次総合振興計画(案)の検討
R1. 12. 2	策定委員会(第6回)	第5次総合振興計画(最終案)の検討
R1. 12. 4	審議会(第3回)	第5次総合振興計画(最終案)諮問答申
R1. 12.10	階上町議会	階上町議会議員全員協議会にて報告

諮問・答申

階政発第637号
令和元年12月4日

階上町総合振興計画審議会
会長 田中 哲 殿

階上町長 浜谷 豊美

第5次階上町総合振興計画（案）について
（諮問）

第5次階上町総合振興計画（案）について、審議会の意見を求めます。

令和元年12月4日

階上町長 浜谷 豊美 殿

階上町総合振興計画審議会
会長 田中 哲

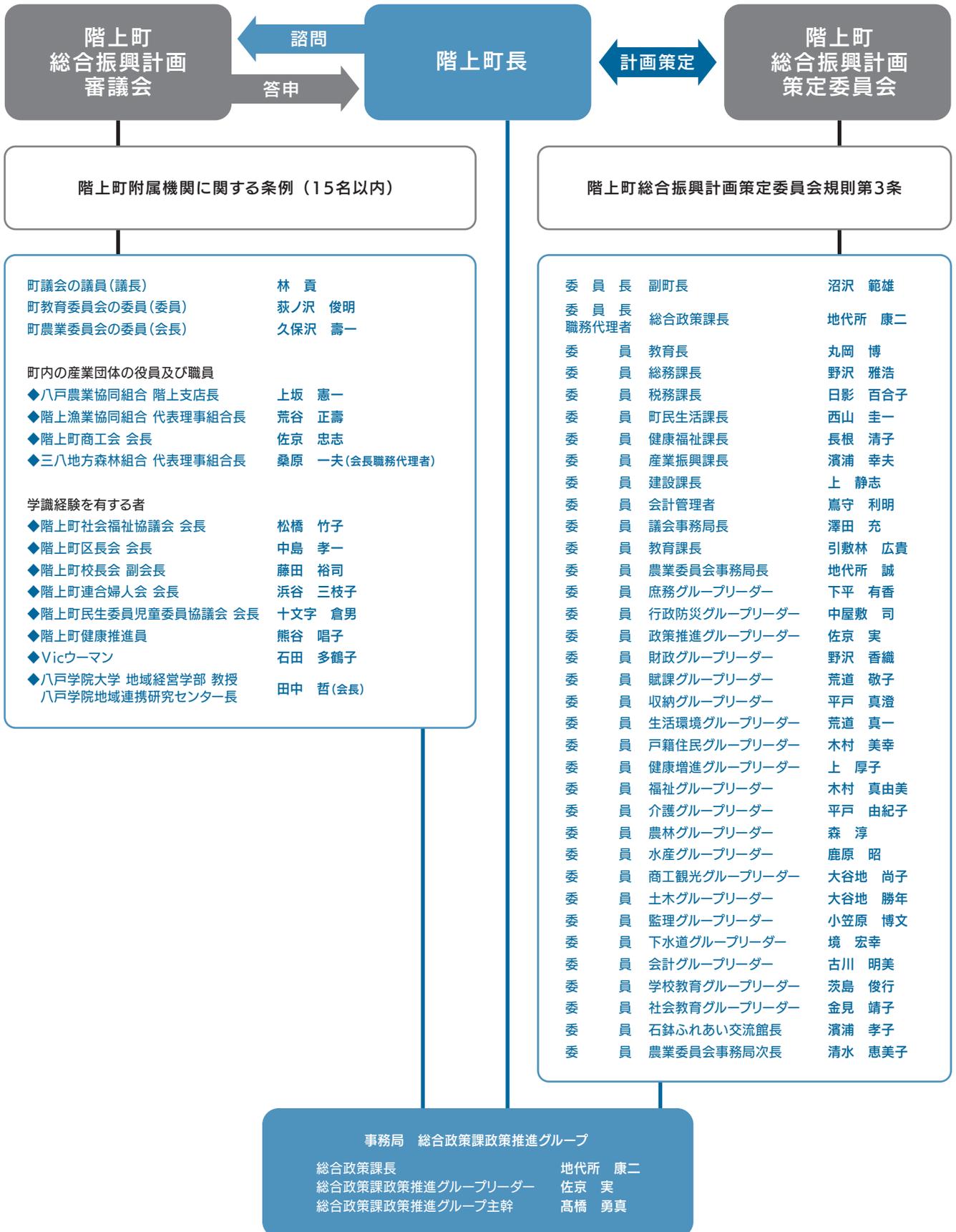
第5次階上町総合振興計画（案）について（答申）

令和元年12月4日付け階政発第637号で諮問のあった標記の件について、
審議会の意見は下記のとおりです。

記

原案のとおり決定されることが適当である。

第5次階上町総合振興計画策定組織図



国勢調査人口

年	0～14歳	15～29歳	30～59歳	60歳以上	年齢不詳	計	世帯数	1世帯当たり 世帯員数
S35	4,286	2,191	2,923	860	0	10,260	1,618	6.34
S40	3,849	1,900	3,058	958	0	9,765	1,684	5.80
S45	3,209	1,857	3,196	1,017	0	9,279	1,793	5.18
S50	2,705	2,238	3,284	1,148	0	9,375	1,963	4.78
S55	2,563	2,603	3,728	1,305	0	10,199	2,544	4.01
S60	2,650	2,899	4,420	1,578	0	11,547	3,466	3.33
H 2	2,629	3,490	4,715	2,115	10	12,959	4,631	2.80
H 7	2,587	4,042	5,185	2,614	0	14,428	5,577	2.59
H12	2,543	3,972	5,931	3,166	6	15,618	5,951	2.62
H17	2,300	3,306	6,168	3,582	0	15,356	5,786	2.65
H22	1,835	2,654	5,841	4,307	62	14,699	5,707	2.58
H27	1,471	2,316	5,026	5,059	153	14,025	5,699	2.46

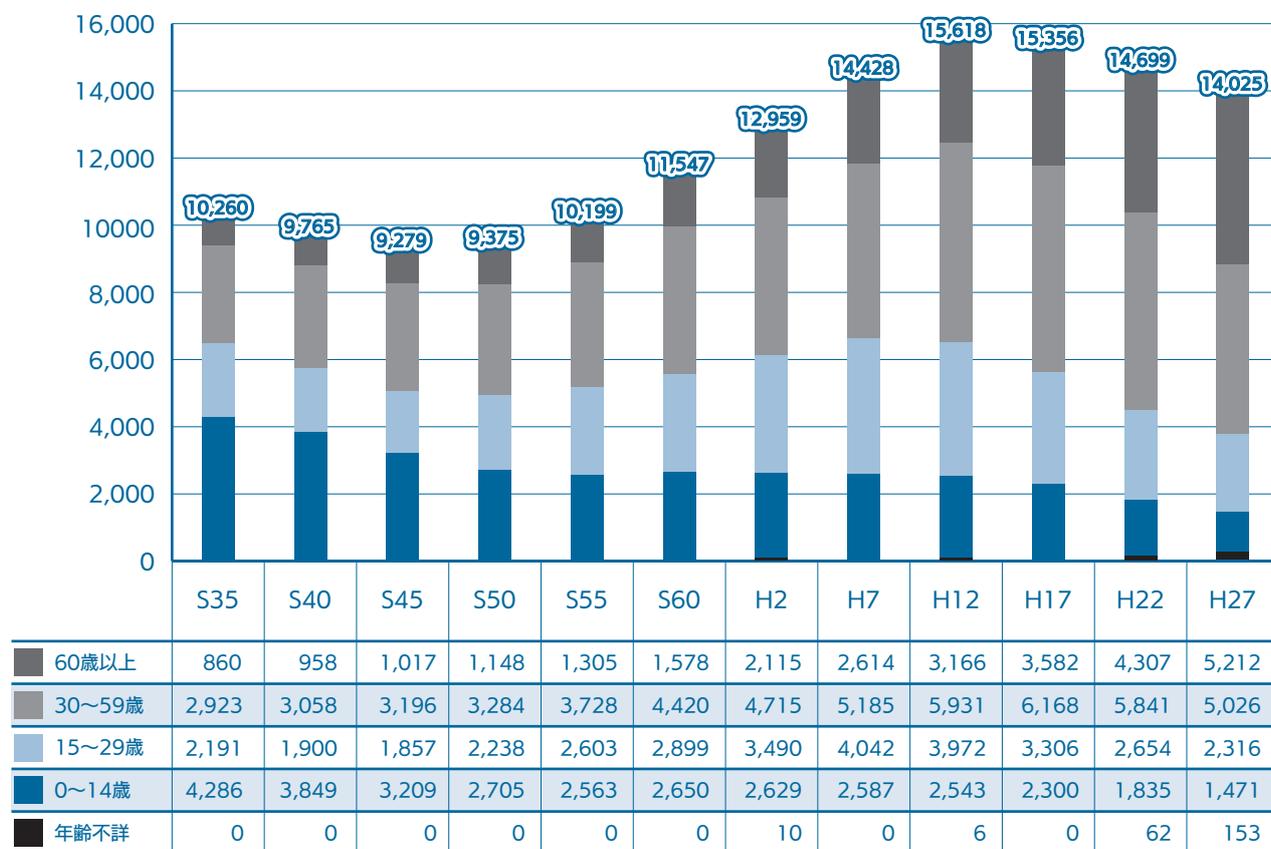
※年齢不詳は、調査の際に年齢が正しく把握できなかったため生じたものである。

■比較

年	0～14歳	15～29歳	30～59歳	60歳以上	計	世帯数	1世帯当たり 世帯員数
S40/S35	-10.20%	-13.28%	4.62%	11.40%	-4.82%	4.08%	-8.55%
S45/S40	-16.63%	-2.26%	4.51%	6.16%	-4.98%	6.47%	-10.75%
S50/S45	-15.71%	20.52%	2.75%	12.88%	1.03%	9.48%	-7.72%
S55/S50	-5.25%	16.31%	13.52%	13.68%	8.79%	29.60%	-16.06%
S60/S55	3.39%	11.37%	18.56%	20.92%	13.22%	36.24%	-16.90%
H2/S60	-0.79%	20.39%	6.67%	34.03%	12.23%	33.61%	-16.00%
H7/H2	-1.60%	15.82%	9.97%	23.59%	11.34%	20.43%	-7.55%
H12/H7	-1.70%	-1.73%	14.39%	21.12%	8.25%	6.71%	1.44%
H17/H12	-9.56%	-16.77%	4.00%	13.14%	-1.68%	-2.77%	1.13%
H22/H17	-20.22%	-19.72%	-5.30%	20.24%	-4.28%	-1.37%	-2.95%
H27/H22	-19.84%	-12.74%	-13.95%	17.46%	-4.59%	-0.14%	-4.45%

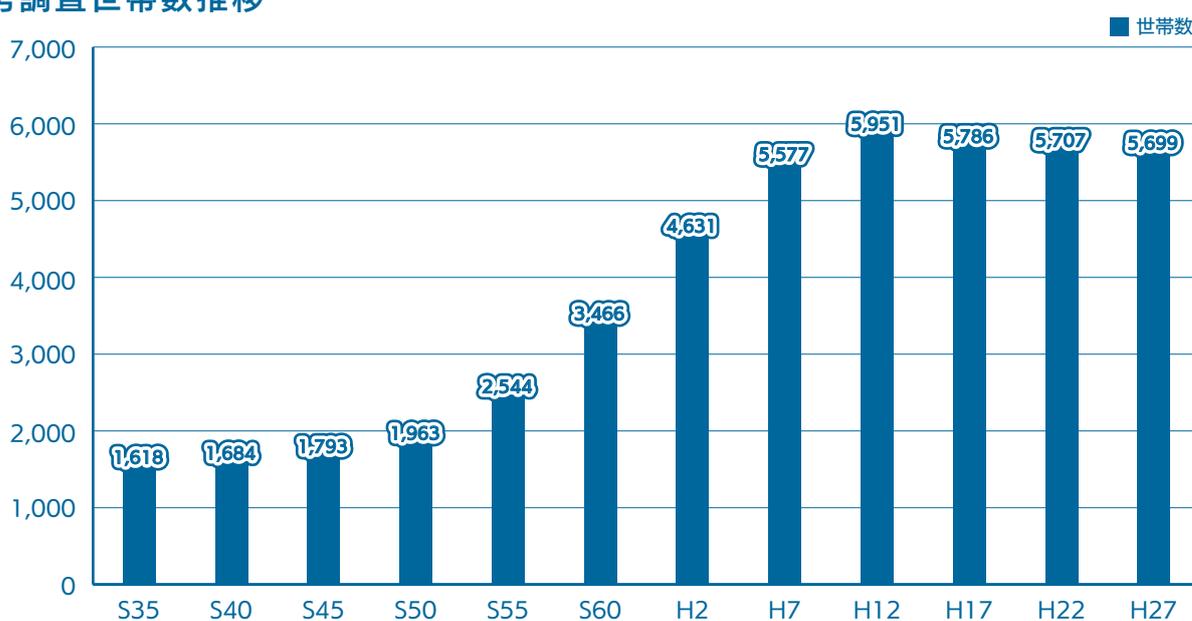
国勢調査人口・世帯数の推移

■ 国勢調査人口推移

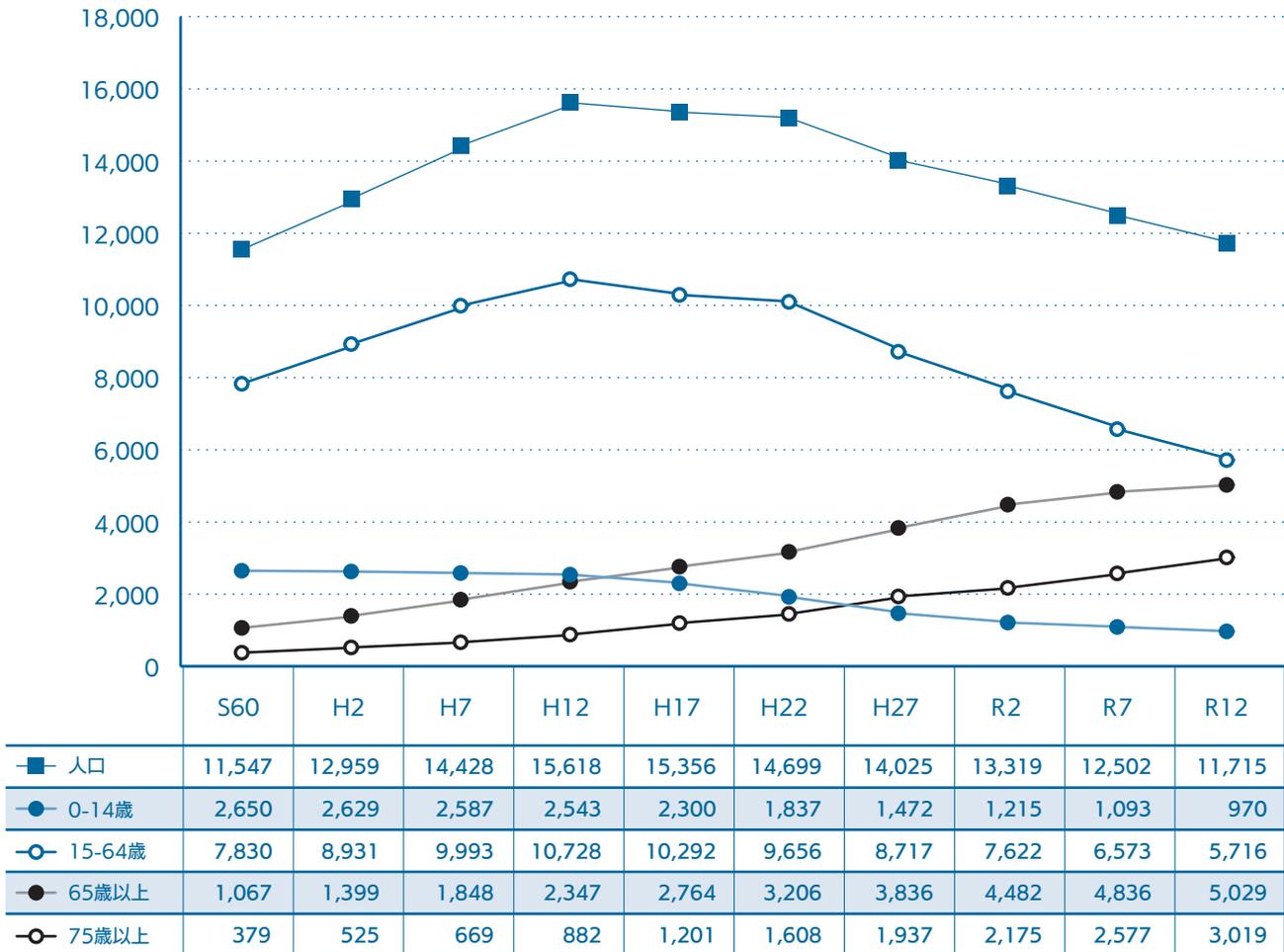


※年齢不詳は、調査の際に年齢が正しく把握できなかったため生じたものである。

■ 国勢調査世帯数推移



年代別の人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 ※基準人口は、平成27年国勢調査の参考表として公表されている「年齢・国籍不詳をあん分した人口」を用いている。

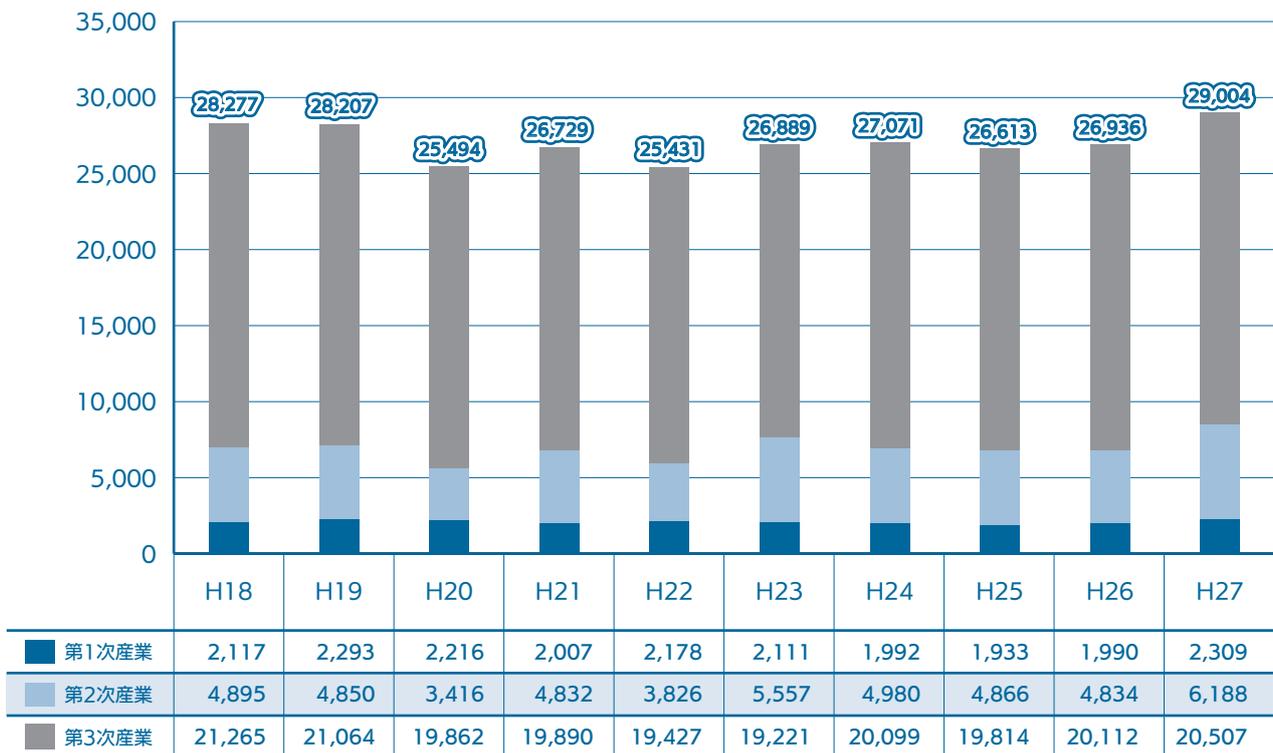
産業別総生産額の推移

(単位：百万円、%)

区分	総生産額	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
H18年度	28,277	2,117	7.5%	4,895	17.3%	21,265	75.2%
H19年度	28,207	2,293	8.1%	4,850	17.2%	21,064	74.7%
H20年度	25,494	2,216	8.7%	3,416	13.4%	19,862	77.9%
H21年度	26,729	2,007	7.5%	4,832	18.1%	19,890	74.4%
H22年度	25,431	2,178	8.6%	3,826	15.0%	19,427	76.4%
H23年度	26,889	2,111	7.9%	5,557	20.7%	19,221	71.5%
H24年度	27,071	1,992	7.4%	4,980	18.4%	20,099	74.2%
H25年度	26,613	1,933	7.3%	4,866	18.3%	19,814	74.5%
H26年度	26,936	1,990	7.4%	4,834	17.9%	20,112	74.7%
H27年度	29,004	2,309	8.0%	6,188	21.3%	20,507	70.7%

資料：市町村民経済計算

■ 総生産額推移

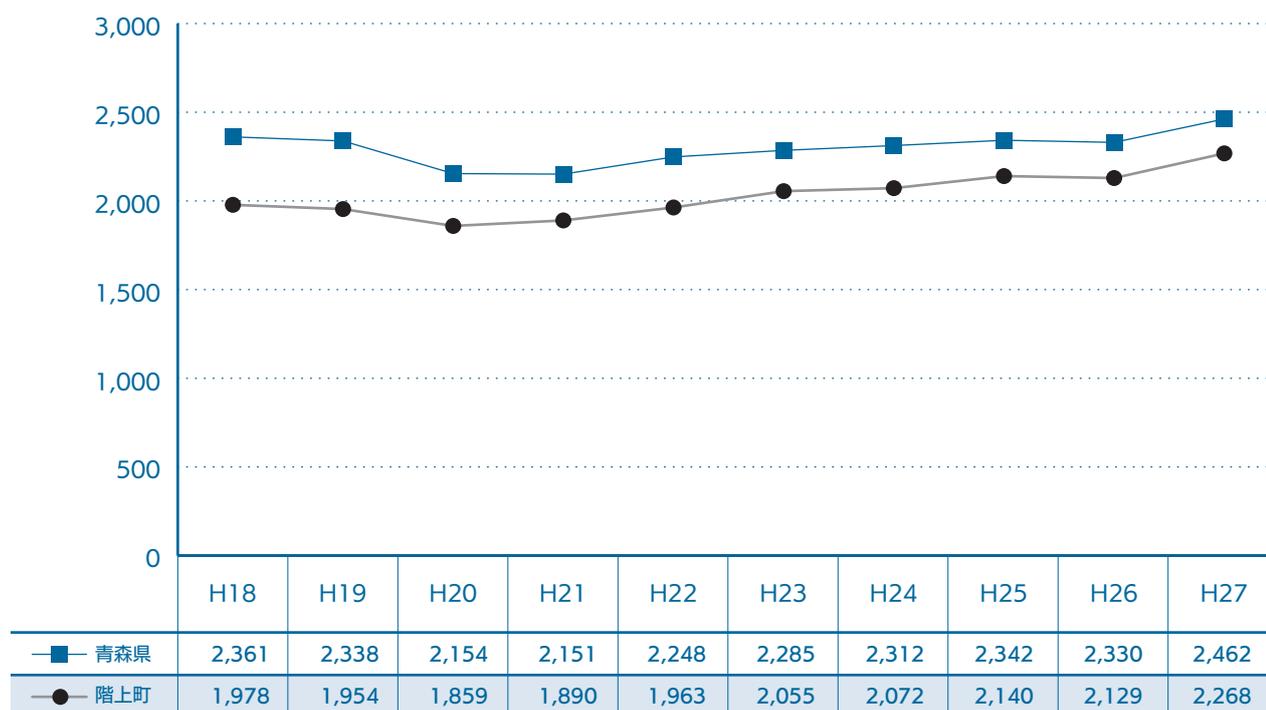


市町村民所得の推移

区分	総人口	就業率	就業人口（市町村民ベース）（人）				1人当たりの所得（千円、%）		
			総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	青森県	階上町	対県比率
H18年度	15,117	41.9%	6,328	797	2,179	3,352	2,361	1,978	83.8%
H19年度	15,079	42.6%	6,418	769	2,155	3,494	2,338	1,954	83.6%
H20年度	14,872	43.9%	6,533	745	2,127	3,661	2,154	1,859	86.3%
H21年度	14,796	45.1%	6,677	721	2,097	3,859	2,151	1,890	87.9%
H22年度	14,741	46.7%	6,877	703	2,067	4,107	2,248	1,963	87.3%
H23年度	14,571	47.2%	6,875	687	2,074	4,114	2,285	2,055	89.9%
H24年度	14,490	47.5%	6,886	668	2,084	4,134	2,312	2,072	89.6%
H25年度	14,381	47.9%	6,891	650	2,092	4,149	2,342	2,140	91.4%
H26年度	14,183	48.6%	6,895	631	2,101	4,163	2,330	2,129	91.4%
H27年度	14,080	49.0%	6,904	616	2,108	4,180	2,462	2,268	92.1%

資料：市町村民経済計算

■ 1人当たりの所得推移



兼業種別農家数の推移

(単位：戸)

区分	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業
S35	1,156	219	647	290
S40	1,143	90	617	436
S45	1,116	52	312	752
S50	1,059	44	204	811
S55	984	78	227	679
S60	884	74	148	662
H 2	776	66	86	624
H 7	617	46	119	452
H12	356	42	46	268
H17	270	47	33	190
H22	254	62	30	162
H27	194	64	17	113

資料：農林業センサス

■農家数の推移



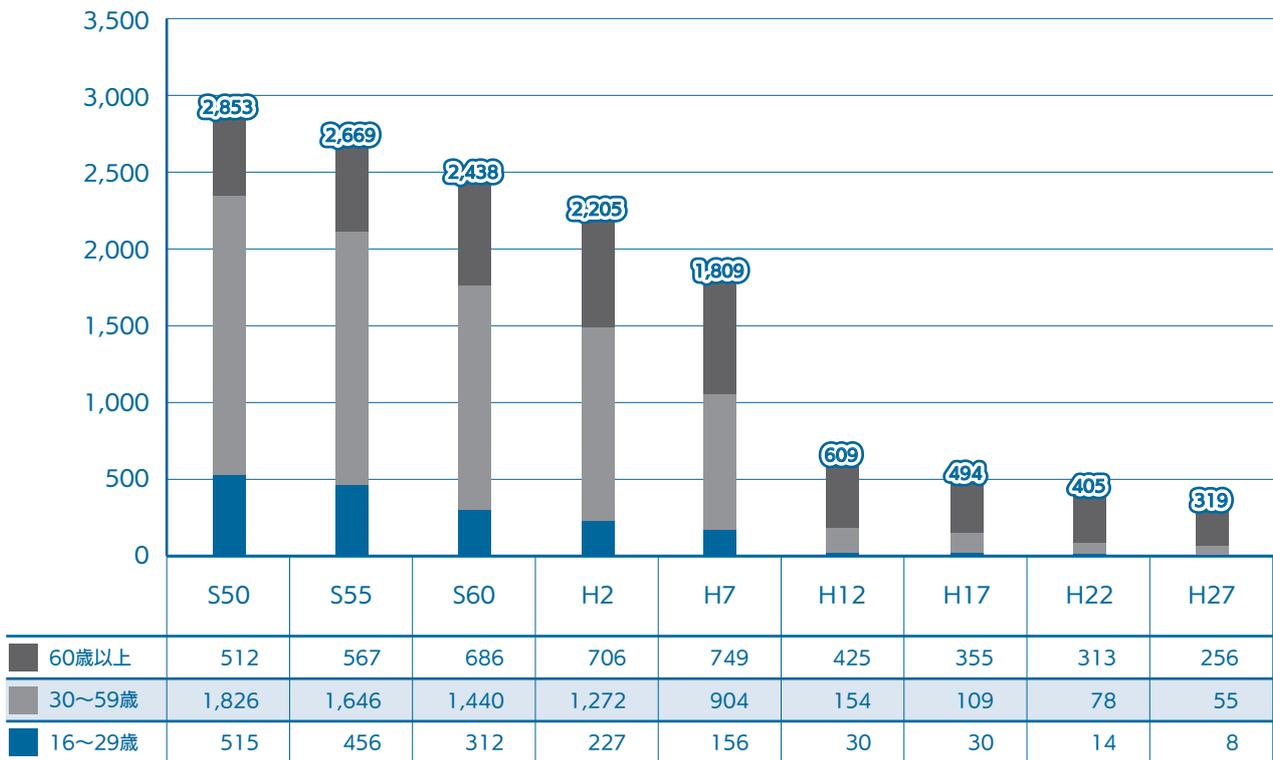
年齢階層別就農状況

(単位：人)

区分	総数	16～29歳 (H7以降は15～29歳)			30～59歳			60歳以上			計	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
S35	4,098	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,868	2,230
S40	2,799	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,013	1,786
S45	3,165	267	300	567	948	1,109	2,057	286	255	541	1,501	1,664
S50	2,853	256	259	515	793	1,033	1,826	256	256	512	1,305	1,548
S55	2,669	229	227	456	743	903	1,646	284	283	567	1,256	1,413
S60	2,438	161	151	312	653	787	1,440	332	354	686	1,146	1,292
H 2	2,205	121	106	227	627	645	1,272	353	353	706	1,101	1,104
H 7	1,809	95	61	156	479	425	904	353	396	749	927	882
H12	609	19	11	30	47	107	154	184	241	425	250	359
H17	494	22	8	30	37	72	109	147	208	355	206	288
H22	405	6	8	14	29	49	78	137	176	313	172	233
H27	319	5	3	8	22	33	55	120	136	256	147	172

資料：農林業センサス

■年齢階層別就農状況



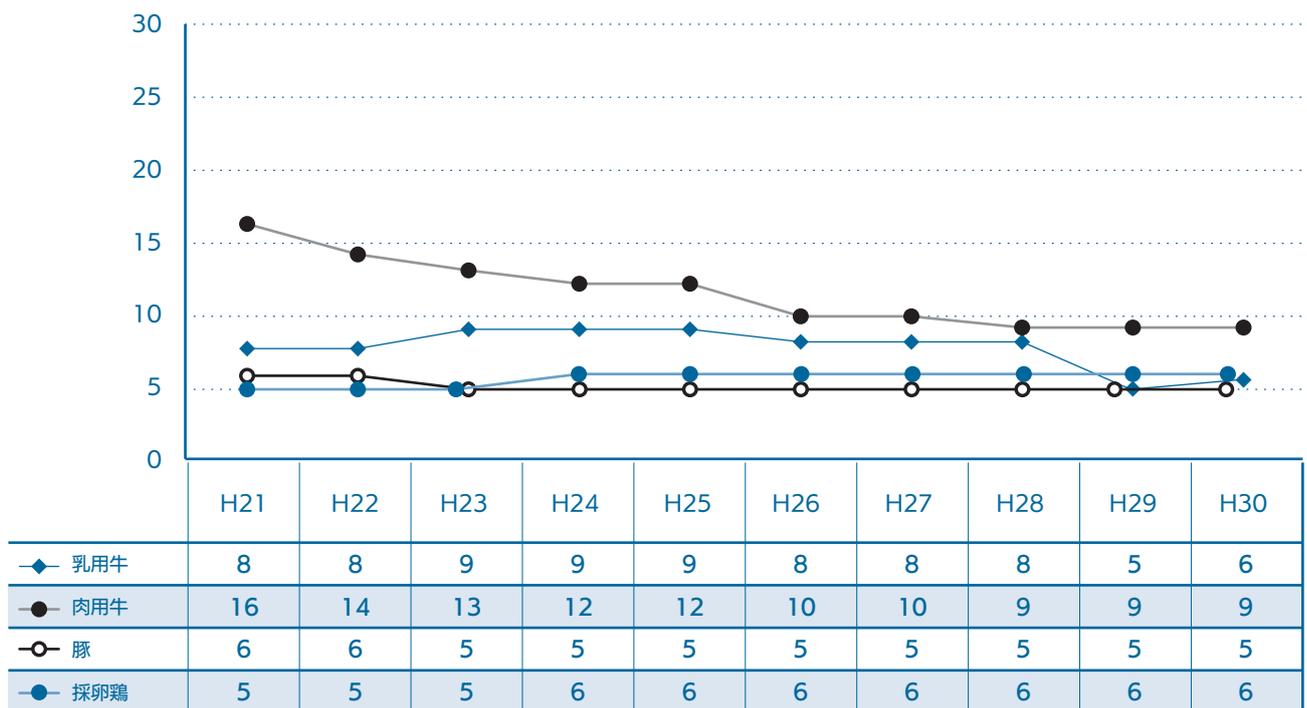
家畜飼育戸数と頭羽数

(単位：戸、頭、羽)

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
H21年度	8	259	16	652	6	19,570	5	1,153,041
H22年度	8	267	14	607	6	19,449	5	1,242,550
H23年度	9	263	13	586	5	22,692	5	1,524,082
H24年度	9	279	12	551	5	18,024	6	1,504,300
H25年度	9	276	12	549	5	25,072	6	1,286,410
H26年度	8	259	10	427	5	21,383	6	1,312,600
H27年度	8	247	10	495	5	20,503	6	1,526,200
H28年度	8	250	9	493	5	21,959	6	1,288,500
H29年度	5	155	9	444	5	22,616	6	1,267,100
H30年度	6	182	9	433	5	21,724	6	1,497,410

資料：家畜頭羽数調査

■家畜戸数の推移



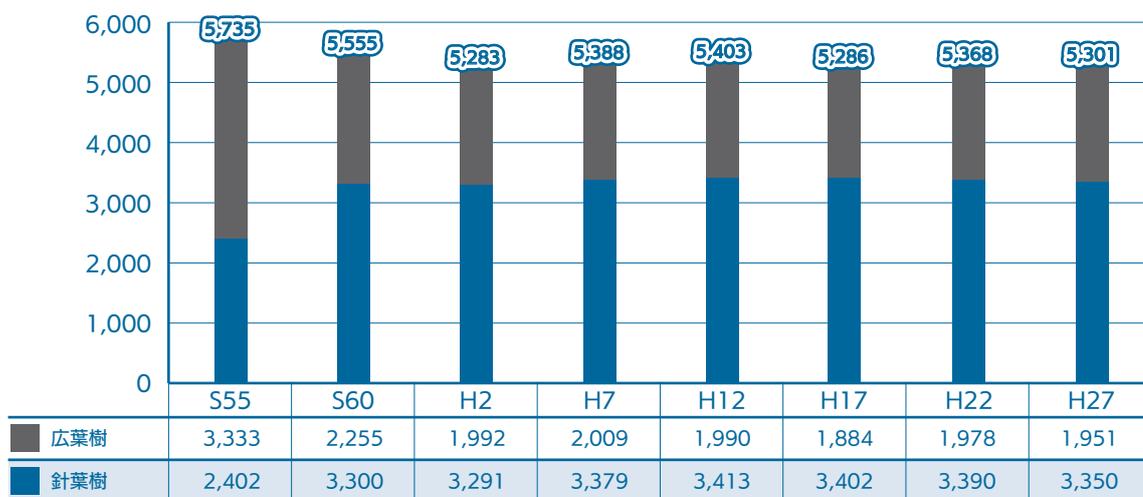
民有林の状況

(単位：面積ha、蓄積1,000m³)

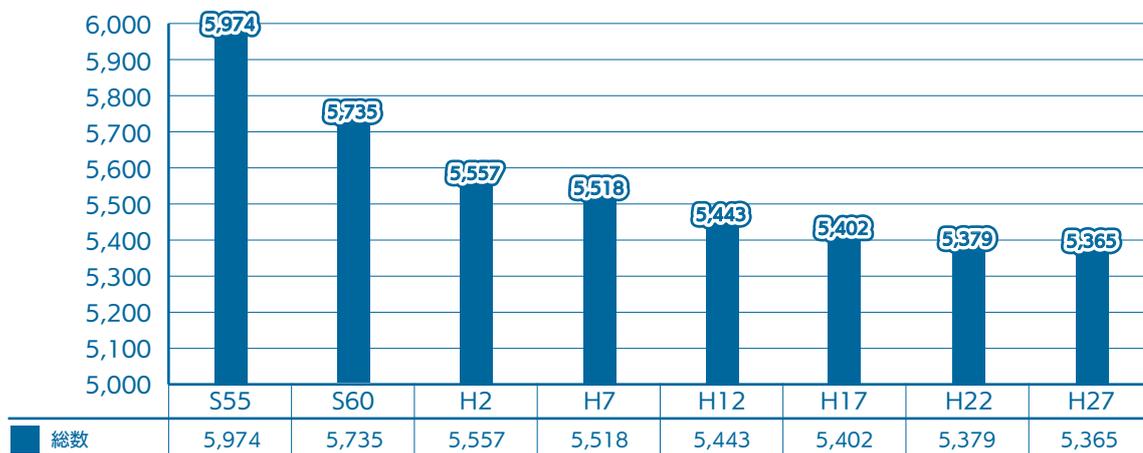
区分	総数	立木地									無立木地			
		総数			人工林			天然林			総数	伐採跡地	未立木地	
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				
S50	面積	5,872	5,739	2,033	3,706	1,783	1,783	0	3,956	250	3,706	133	71	62
	蓄積	281	281	115	166	85	85	0	196	30	166	0	0	0
S55	面積	5,974	5,735	2,402	3,333	2,187	2,186	1	3,548	216	3,332	239	51	188
	蓄積	344	344	141	203	113	113	0	231	28	203	0	0	0
S60	面積	5,735	5,555	3,300	2,255	3,003	3,003	0	2,552	297	2,255	180	169	11
	蓄積	342	342	198	144	171	171	0	171	27	144	0	0	0
H 2	面積	5,557	5,283	3,291	1,992	3,007	3,005	2	2,276	286	1,990	274	187	87
	蓄積	440	440	290	150	258	258	0	182	32	150	0	0	0
H 7	面積	5,518	5,388	3,379	2,009	3,108	3,102	6	2,280	277	2,003	130	36	94
	蓄積	541	541	398	143	363	363	0	178	35	143	0	0	0
H12	面積	5,443	5,403	3,413	1,990	3,187	3,139	48	2,216	274	1,942	40	13	27
	蓄積	744	744	565	179	519	519	0	225	46	179	0	0	0
H17	面積	5,402	5,286	3,402	1,884	3,196	3,126	70	2,090	276	1,814	116	100	16
	蓄積	843	843	654	189	604	603	1	239	51	188	0	0	0
H22	面積	5,379	5,368	3,390	1,978	3,197	3,122	75	2,171	268	1,903	11	4	7
	蓄積	950	950	739	211	690	688	2	260	51	209	0	0	0
H27	面積	5,365	5,301	3,350	1,951	3,177	3,086	91	2,124	264	1,860	64	56	8
	蓄積	1,029	1,029	803	226	754	750	4	275	53	222	0	0	0

資料：青森県森林資源統計書

針・広葉樹の推移



民有林面積の推移



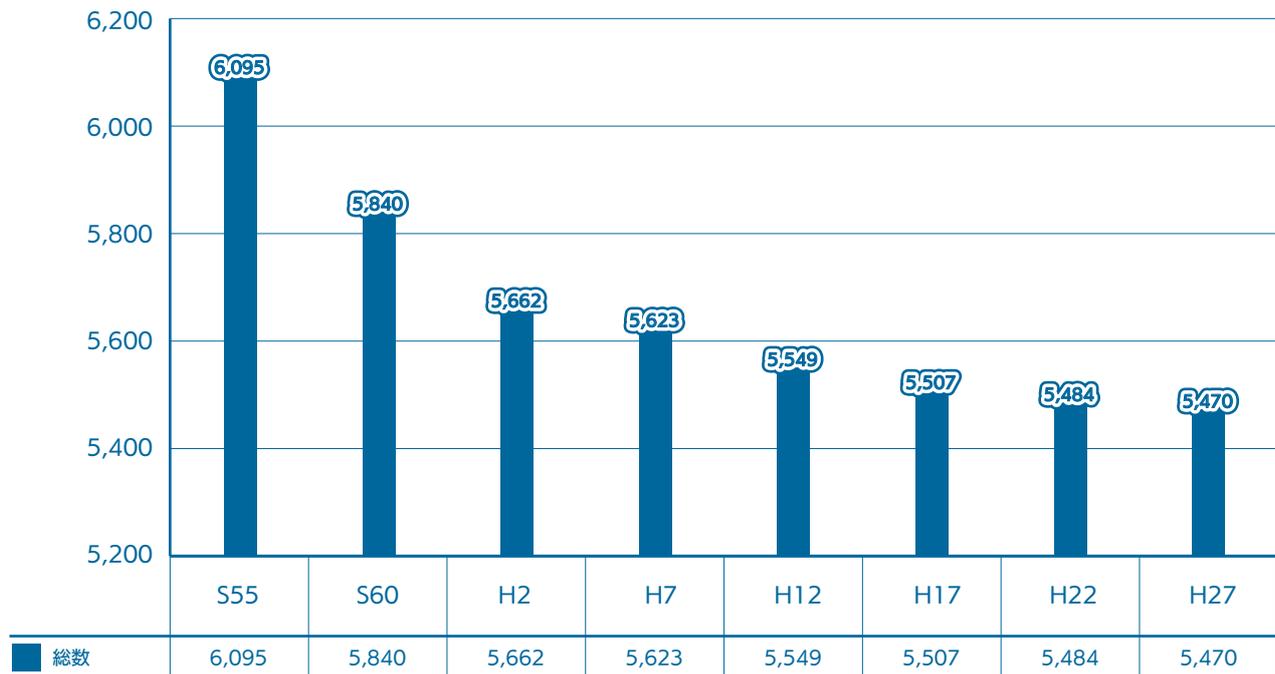
所有形態別森林面積

(単位：ha)

年	森林 総数	公・民有林											官行 造林	国有林
		公・民 有林 総数	公有林				民有林							
			総数	県有林	町有林	区有林	総数	公社 造林	公団 造林	会社 有林	その他 法人有林	個人 有林		
S50	6,030	5,872	289	1	38	250	5,118	44	110	78	18	4,868	158	0
S55	6,095	5,974	251	0	19	232	5,259	372	114	84	0	4,689	121	0
S60	5,840	5,735	219	0	29	190	5,186	1,085	113	157	5	3,826	105	0
H 2	5,662	5,557	212	0	22	190	5,345	1,065	117	169	5	3,989	105	0
H 7	5,623	5,518	244	0	21	223	5,274	1,098	108	211	5	3,852	105	0
H12	5,549	5,443	245	0	21	223	5,199	1,110	108	190	10	3,780	105	0
H17	5,507	5,402	245	0	21	223	5,158	1,119	108	131	10	3,789	105	0
H22	5,484	5,379	250	1	25	223	5,129	1,127	108	142	8	3,745	105	0
H27	5,470	5,365	261	1	38	222	5,104	1,122	108	174	8	3,692	105	0

資料：青森県森林資源統計書

■ 森林面積の推移



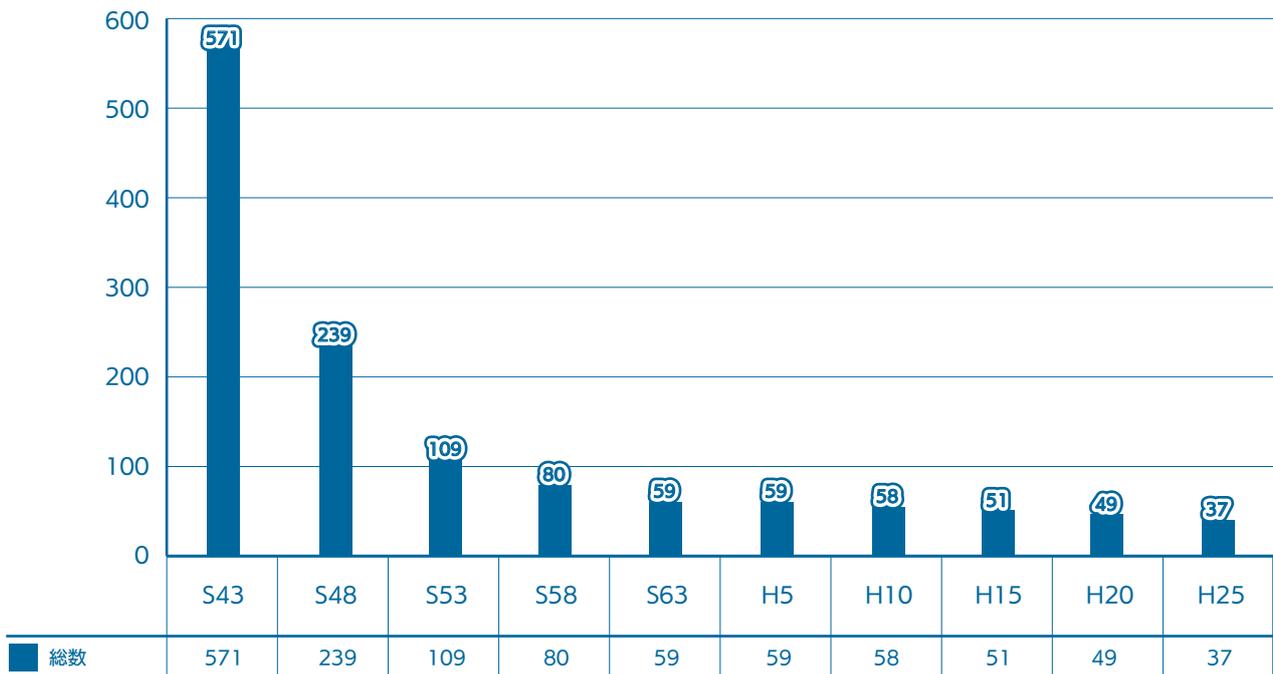
経営組織別漁業経営体数

(単位：経営体)

年	総数	個人	会社	漁業協同 組 合	漁業生産 組 合	共同経営	分類不能	官公庁・学校 試験場
S43	571	570	0	1	0	0	0	0
S48	239	234	0	0	5	0	0	0
S53	109	109	0	0	0	0	0	0
S58	80	79	0	0	0	0	0	1
S63	59	58	0	0	0	0	0	1
H 5	59	58	0	0	0	0	0	1
H10	58	57	0	0	0	0	0	1
H15	51	50	0	0	0	0	0	1
H20	49	47	1	0	0	0	0	1
H25	37	35	1	0	0	0	0	1

資料：漁業センサス

■ 漁業経営数推移



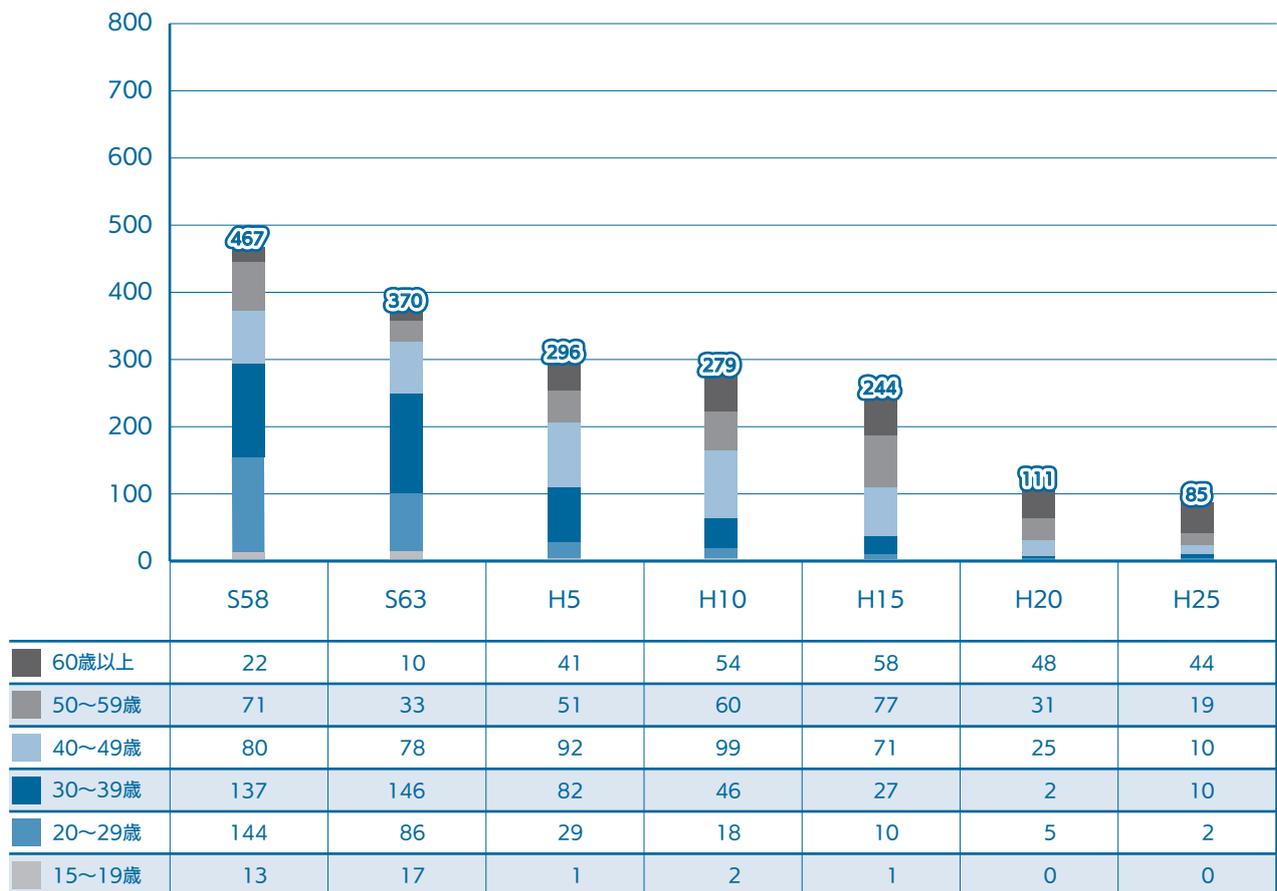
年齢別漁業就業者数

(単位：経営体)

年齢区分	S58			S63			H5			H10			H15			H20			H25		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15～19歳	13	0	13	17	0	17	1	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
20～29歳	143	1	144	86	0	86	29	0	29	17	1	18	9	1	10	5	0	5	2	0	2
30～39歳	137	0	137	146	0	146	82	0	82	46	0	46	27	0	27	2	0	2	10	0	10
40～49歳	80	0	80	78	0	78	92	0	92	98	1	99	71	0	71	22	3	25	10	0	10
50～59歳	71	0	71	33	0	33	51	0	51	58	2	60	77	0	77	20	11	31	17	2	19
60歳以上	22	0	22	10	0	10	41	0	41	50	4	54	58	0	58	43	5	48	43	1	44
計	466	1	467	370	0	370	296	0	296	271	8	279	243	1	244	92	19	111	82	3	85

資料：漁業センサス

■年齢別漁業就業者数



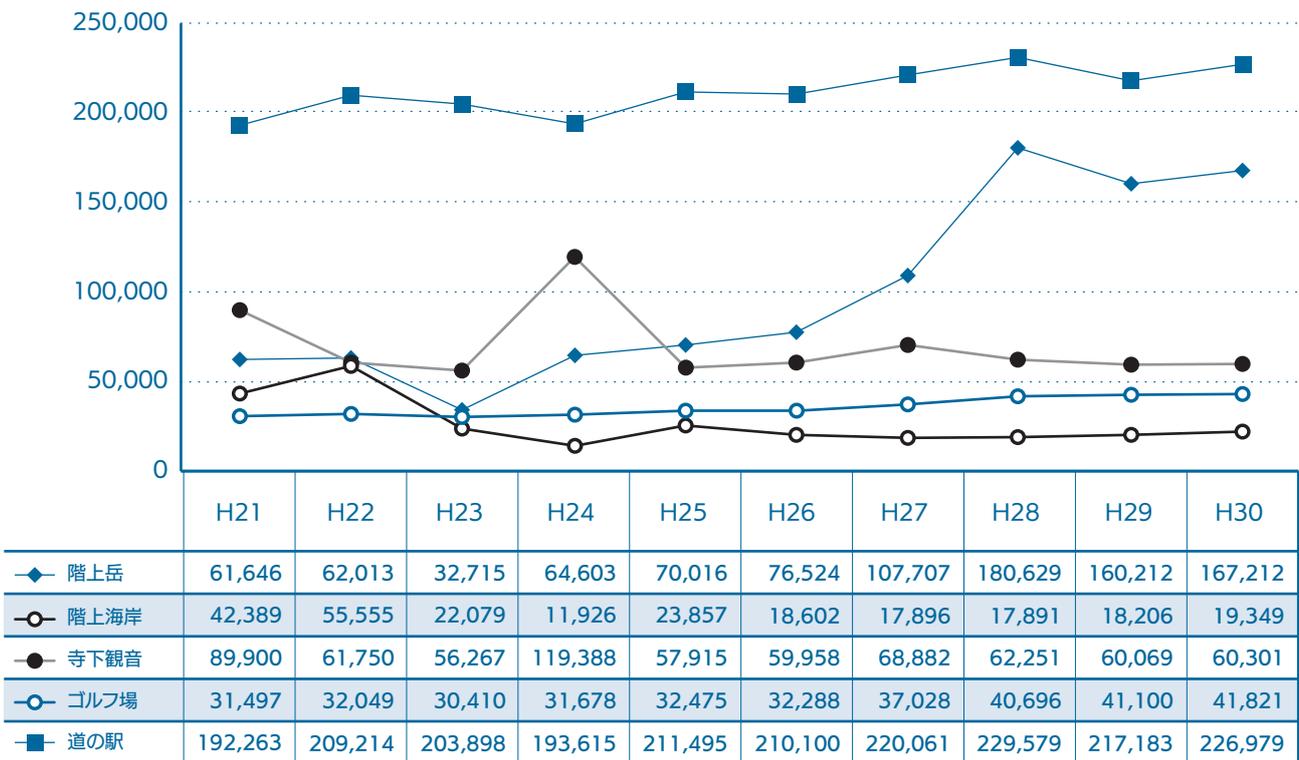
観光地別観光客入込数

(単位：人)

区分	階上岳	階上海岸	寺下観音	ゴルフ場	道の駅	合計
H21	61,646	42,389	89,900	31,497	192,263	417,695
H22	62,013	55,555	61,750	32,049	209,124	420,491
H23	32,715	22,079	56,267	30,410	203,898	345,369
H24	64,603	11,926	119,388	31,678	193,615	421,210
H25	70,016	23,857	57,915	32,475	211,495	395,758
H26	76,524	18,602	59,958	32,288	210,100	397,472
H27	107,707	17,896	68,882	37,028	220,061	451,574
H28	180,629	17,891	62,251	40,696	229,579	531,046
H29	160,212	18,206	60,069	41,100	217,183	496,770
H30	167,212	19,349	60,301	41,821	226,979	515,662

産業振興課集計

観光地別観光客入込数推計



財政状況の比較(県内町村平均との比較)

(単位：千円・%)

区分	H16		H21		H26		H27		H28		H29	
	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均
歳入	歳入総額	6,139,502	5,818,295	6,190,812	6,645,413	6,252,661	6,747,642	6,540,883	6,706,754	6,319,599	6,194,943	6,607,626
	自主財源	1,359,189	1,676,888	1,726,312	1,755,378	1,980,308	1,894,287	1,968,529	1,778,059	1,931,962	1,801,182	1,927,081
	うち町税	878,739	889,735	1,042,995	1,089,349	1,089,010	1,144,734	1,109,581	1,116,023	1,130,392	1,138,487	1,213,970
	依存財源	4,780,313	4,141,407	4,464,500	4,890,035	4,272,353	4,853,355	4,572,354	4,928,694	4,387,637	4,393,761	4,680,545
	うち地方交付税	2,073,836	2,371,762	2,204,432	2,607,397	2,049,328	2,731,260	2,428,701	2,766,962	2,392,723	2,301,583	2,579,798
うち町債	1,659,700	701,367	698,900	649,526	451,200	564,807	614,900	492,801	391,700	443,300	570,916	
歳出	歳出総額	5,930,664	5,731,348	5,903,009	6,473,294	5,958,784	6,557,085	6,185,451	6,500,137	5,967,382	5,880,759	6,440,078
	義務的経費	2,287,290	2,435,544	2,542,106	2,482,361	2,554,132	2,471,711	2,573,930	2,413,215	2,690,281	2,608,804	2,343,373
	投資的経費	1,107,780	1,034,543	1,047,047	1,168,380	815,520	1,021,310	985,211	960,177	661,070	834,135	943,307
	その他の経費	2,535,594	2,261,262	2,313,856	2,822,553	2,589,132	3,064,063	2,626,310	3,126,746	2,616,031	2,437,820	3,153,398
	歳入歳出差引	208,838	86,947	287,803	172,119	293,877	190,557	355,432	206,616	352,217	314,184	167,549
実質収支	132,353	66,312	263,227	124,524	186,618	157,675	346,809	183,633	294,305	313,487	153,035	
積立基金現在高	1,405,125	1,082,743	1,276,179	1,636,819	2,128,664	2,696,376	2,057,006	2,840,324	2,029,610	2,018,976	3,027,467	
地方債現在高	10,206,835	7,659,077	9,192,358	7,439,609	7,583,368	6,898,164	7,493,641	6,683,332	7,140,639	6,865,842	6,500,216	
標準財政規模	3,162,603	3,265,886	3,645,865	3,920,178	3,722,850	3,994,396	3,825,419	4,030,470	3,797,362	3,752,484	3,900,322	
実質収支比率	4.2	2.0	7.2	3.2	5.0	3.9	9.1	4.6	7.8	8.4	3.9	
財政力指数	0.319	0.280	0.357	0.343	0.318	0.316	0.327	0.319	0.338	0.348	0.328	
経常収支比率	89.3	91.7	91.1	90.4	93.2	87.5	88.0	85.6	91.5	91.9	88.5	
公債費負担比率	19.5	19.2	23.1	18.0	18.9	16.8	17.1	15.1	17.5	17.6	14.7	
健全化判断比率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実質赤字比率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
連結赤字比率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実質公債費比率			17.1	17.3	13.1	12.8	11.8	11.9	10.7	10.7	10.4	
将来負担比率			137.1	142.7	82.0	68.8	75.1	56.7	73.1	65.6	45.4	

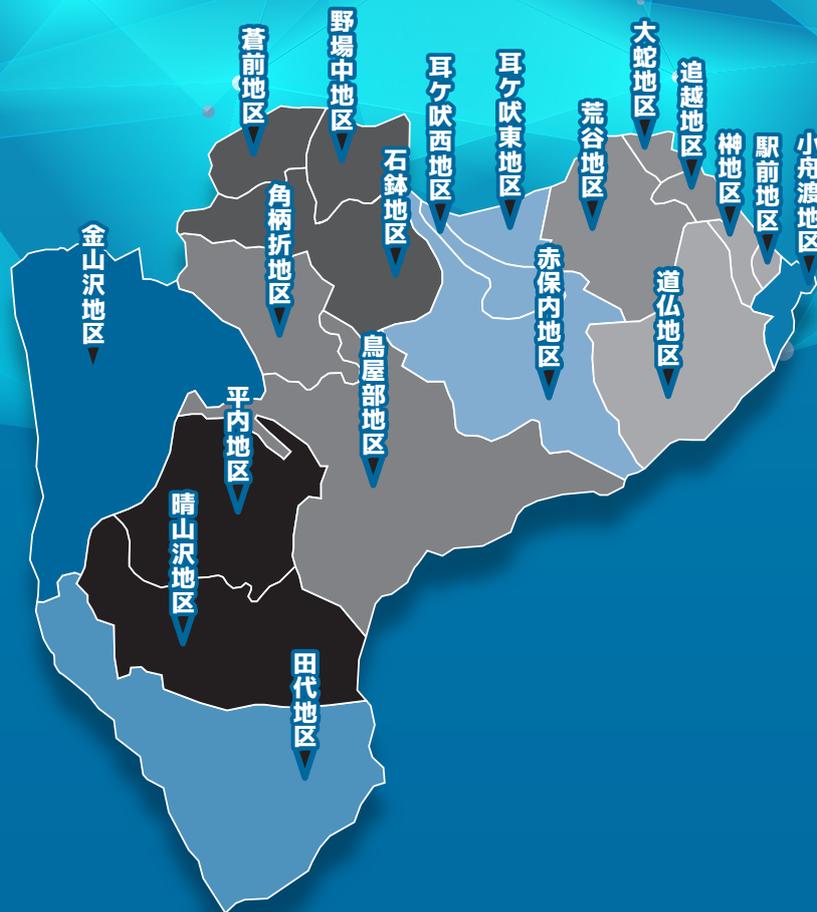
※表中における係数は、表示単位未満四捨五入のため計とは一致しない場合がある。

普通会計決算額の推移

区分	H16			H21			H26			H27			H28			H29		
	決算額	H11比		決算額	H16比		決算額	H21比		決算額	前年比		決算額	前年比		決算額	前年比	
		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率
歳入総額	6,139,502	▲395,471	▲6.1	6,190,812	51,310	0.8	6,252,661	61,849	1.0	6,540,883	288,222	4.6	6,319,599	▲221,284	▲3.4	6,194,943	▲124,656	▲2.0
自主財源	1,359,189	▲217,478	▲13.8	1,726,312	367,123	27.0	1,980,308	253,996	14.7	1,968,529	▲11,779	▲0.6	1,931,962	▲36,567	▲1.9	1,801,182	▲130,780	▲6.8
うち町税	878,739	▲28,594	▲3.2	1,042,995	164,256	18.7	1,089,010	46,015	4.4	1,109,581	20,571	1.9	1,130,392	20,811	1.9	1,138,487	8,095	0.7
歳入	4,780,313	▲177,993	▲3.6	4,464,500	▲315,813	▲6.6	4,272,353	▲192,147	▲4.3	4,572,354	300,001	7.0	4,387,637	▲184,717	▲4.0	4,393,761	6,124	0.1
依存財源	2,073,836	▲461,650	▲18.2	2,204,432	130,596	6.3	2,049,328	▲155,104	▲7.0	2,428,701	379,373	18.5	2,392,723	▲35,978	▲1.5	2,301,583	▲91,140	▲3.8
うち地方交付税	1,659,700	815,500	96.6	698,900	▲960,800	▲57.9	451,200	▲247,700	▲35.4	614,900	163,700	36.3	391,700	▲223,200	▲36.3	443,300	51,600	13.2
うち町債	5,930,664	▲502,372	▲7.8	5,903,009	▲27,655	▲0.5	5,958,784	55,775	0.9	6,185,451	226,667	3.8	5,967,382	▲218,069	▲3.5	5,880,759	▲86,623	▲1.5
歳出総額	2,287,290	153,322	7.2	2,542,106	254,816	11.1	2,554,132	12,026	0.5	2,573,930	19,798	0.8	2,690,281	116,351	4.5	2,608,804	▲81,477	▲3.0
義務的経費	1,107,780	▲903,780	▲44.9	1,047,047	▲60,733	▲5.5	815,520	▲231,527	▲22.1	985,211	169,691	20.8	661,070	▲324,141	▲32.9	834,135	173,065	26.2
投資的経費	2,535,594	248,086	10.8	2,313,856	▲221,738	▲8.7	2,589,132	275,276	▲11.9	2,626,310	37,178	1.4	2,616,031	▲10,279	▲0.4	2,437,820	▲178,211	▲6.8
その他の経費	208,838			287,803			293,877			355,432			352,217			314,184		
歳入歳出差引	132,353			263,227			186,618			346,809			294,305			313,487		
実質収支	1,405,125	381,297	37.2	1,276,179	▲128,946	▲9.2	2,128,664	852,485	66.8	2,057,006	▲71,658	▲3.4	2,029,610	▲27,396	▲1.3	2,018,976	▲10,634	▲0.5
積立基金現在高	10,206,835	3,042,200	42.5	9,192,358	▲1,014,477	▲9.9	7,583,368	▲1,608,990	▲17.5	7,493,641	▲89,727	▲1.2	7,140,639	▲353,002	▲4.7	6,865,842	▲274,797	▲3.8
地方債現在高	3,162,603	▲446,397	▲12.4	3,645,865	483,262	15.3	3,722,850	76,985	2.1	3,825,419	102,569	2.8	3,797,362	▲28,057	▲0.7	3,752,484	▲44,878	▲1.2
標準財政規模	296,894			275,361	▲21,533	▲7.3	217,736	▲57,625	▲20.9	206,689	▲11,047	▲5.1	167,420	▲39,269	▲19.0	173,274	5,854	3.5
臨時財政対策債発行可能額	4.2			7.2			5.0			9.1			7.8			8.4		
実質収支比率	0.319	0.032		0.357	0.038		0.318	▲0.039		0.327	0.009		0.338	0.011		0.348	0.010	
財政力指数	89.3	9.6		91.1	1.8		93.2	2.1		88.0	▲5.2		91.5	3.5		91.9	0.4	
経常収支比率	19.5	3.3		23.1	3.6		18.9	▲4.2		17.1	▲1.8		17.5	0.4		17.6	0.1	
公債費負担比率																		
実質赤字比率																		
健全化判断																		
連続赤字比率																		
実質公債費比率				17.1			13.1	▲4.0		11.8	▲1.3		10.7	▲1.1		10.7	0.0	
将来負担比率				137.1			82.0	▲55.1		75.1	▲6.9		73.1	▲2.0		65.6	▲7.5	

※表中における係数は、表示単位未満四捨五入のため計とは一致しない場合がある。

まちづくり 地区計画編



地区キャッチフレーズ あいさつと笑顔で心和む石鉢

地区データ

- 人口1,619人／世帯数648世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:石鉢小学校

古くから地域を支えてきた住民と新興住宅の住民とが混在する地域で、地区住民のコミュニケーションづくりにも取り組んでいます。



●まちづくりの基本方針

1. 住み良い住環境の整備

地域のもつ特性を生かし生活環境と自然的景観保全を図りながら、生活に密着した道路排水路等の環境整備やきれいで住み心地の良い住環境の整備と様々な住民支援体制を整え、幼児から高齢者弱者が安心して暮らせる「住み良い住環境」の形成に努めます。

☆道路・公園・ごみ環境の整備、ペットマナーの確立、防災環境の整備など

2. 健康で元気なまちづくり

働き盛りの勤労世帯や様々な就労経験者の世帯が多いものの、少子高齢化が急速に進行しています。元気な生活の源である健康は、「健康は自分で維持し予防する」を基本に、運動習慣の確立と心と体の健康づくりのために、地域全体で子どもから高齢者の世代間交流を積極的に進めるとともに、組織体制づくりを進め、「健康で元気なまちづくり」に努めます。

☆健康づくりのための世代間交流、石鉢ふれあい交流館活動、高齢者支援、子育て支援など

3. 仲良く暮らせるまちづくり

古くから産業と文化を支えてきた住民と新興住宅地の住民とが混在する地域です。地域の宝である子どもたちと、これまで支えてきた私たちがともに支えあい、新たな地域交流の開発と、協働を含めた地域活動の活性化に努力していく事がまちづくりの大きなポイントです。このため学区内の地域間交流と地域活動を積極的に推進しながら「仲良く暮らせるまちづくり」に努めます。

☆世代間交流事業、公園・広場の活用、行政区加入促進、ボランティアの人材育成など

地区キャッチフレーズ **階上町の玄関口 学生もお年寄りも住み良い地域に**

地区データ

- 人口1,898人／世帯数1,067世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:石鉢小学校

町の玄関口に位置し、学生アパートやグループホームが多く、他地区に比べ一人暮らし世帯が多いのが特徴です。



●まちづくり重点目標

最重点目標「町内会加入率50%をめざそう!!」

●まちづくりの基本方針

1. コミュニティ

“困った時には、遠くの親戚より近くの他人が力になる”コミュニティづくりに努めます。

☆町内会加入促進、近所つきあい、参加しやすい体制づくりなど

2. 環境

ひとりひとりがマナーを守り、美しい環境(地域)づくりに努めます。

☆ごみ問題、街灯・防犯灯・防災無線、草刈り・枝払い・除雪の問題、犬・猫の問題など

3. 教育

“安全安心な地域をつくろう!”地域での見守りに努めます。 ☆横断歩道の設置、カーブミラーの整備など

4. 健康

“自分の体は自分で守り、健康寿命を伸ばそう”をスローガンに地域住民の健康づくりに努めます。

☆「ぶらっとかたせえ」での卓球、ジョギングコース整備など

5. 道路建設等

快適で安心安全な生活を送るため、道路整備に努めます。 ☆住宅団地私有地道路の整備など

6. 福祉

高齢者との交流を深めていくことに努めます。 ☆介護施設と交流・連携しての老後の相談・勉強会等の開催など

7. 道路建設等

快適で安心安全な生活を送るため、道路整備に努めます。 ☆道路・側溝の整備など

地区キャッチフレーズ 美しい姿で未来に残そう我が地域

地区データ

- 人口1,657人／世帯数724世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:石鉢小学校

住民の多くが他地区からの転居者で占められ、八戸市のベッドタウン化が進んでいる地区です。



●まちづくりの基本方針

1. 道路・建設等

生活に密着した道路及び側溝などの整備促進を図り、通行に支障を来している立木の枝払いを行うなど、安心して安全に利用できる環境整備に努めます。

☆道路や側溝整備、下水道整備、枝払い、カーブミラーの設置など

2. 健康・福祉

自分の健康は自分で管理するというを基本とし、地区全体で子どもや高齢者などへ十分な配慮をし、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆ウォーキング促進、ラジオ体操実施、食生活改善等の講習会実施、地域のたまり場の継続など

3. 環境

平成21年度供用開始された下水道事業は、目標の70%の工事が進行しました。平成30年前期には、全戸の使用可能となれるよう整備促進を図ります。また、ごみ出しや動物のフンの後始末について各自のマナーアップの向上を図る運動を展開します。

☆ごみ出しマナーの向上、ペットの飼い主責任の徹底、下水道等の整備、環境美化活動など

4. 教育・文化

地域活動のきっかけとして、地域内の人々の交流を図る事業を中心としながら、世代を越えて地域住民の「顔」を知る取組を進め、地区の伝統となるような機会づくりに努めます。

☆ふれあい夕市の開催、あいさつ道路の継続、子どもと地域住民との交流など

5. 安全・安心

「平成23年3月11日を忘れない!」を合言葉に、災害時の適切な対応を目的に結成した自主防災組織を中心に、地域住民が協力し合い被害を最小限に食い止めるよう努めます。また、災害弱者が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、安全対策の充実を図ります。

☆防災に対する心構えの啓発、避難訓練及びAEDの講習会の実施、街灯の増設など

地区キャッチフレーズ **野鳥のさえずり かたくりの彩り 守り続けよう 人のやさしさ**

地区データ

- 人口247人／世帯数102世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:階上小学校

少子高齢化が顕著ですが、恵まれた自然環境の中で、人と人とのつながりを大切にしています。



●まちづくりの基本方針

1. 道路建設

生活道路の整備促進を図りながら、快適で、安全な道路環境の整備に協働で取り組みます。

☆道路舗装整備、カーブミラーの設置、側溝清掃など

2. 健康福祉

階上町内の長寿地区ナンバーワンを目指して、地区住民の健康づくりを推進し、各家庭から笑い声が聞こえる地区づくりを目指します。

☆総合健診の見直し、地区交流の推進、声かけ・あいさつ運動の推進など

3. 環境

地区で、環境美化活動を積極的に推進し、誰もが住みたくなる環境づくりに努めます。

☆クリーンアップ、花植え、道路法面の雑木伐採、犬を飼う方へのマナー呼びかけなど

4. 教育・文化

人と人とのつながりを大切にしながら、地区の後継者を育成し、地区コミュニティの活性化を図ることを目指します。

☆世代間交流の促進、地区後継者の育成、大日神社の保存・継承、えんぶりの伝承など

5. 安全・安心

地区内で協力し合い、防災と防犯に対して、安全で安心して暮らせる地区づくりを目指します。

☆避難場所の把握、防災訓練の実施、防犯パトロールの実施など

地区キャッチフレーズ 未来に残せる里 緑豊かな環境づくり

地区データ

- 人口423人／世帯数176世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:赤保内小学校(旧金山沢小学校)

河川公園を中心に恵まれた自然環境の中、地域住民の協力体制がしっかりしており、様々な活動に取り組んでいます。



●まちづくりの基本方針

1. 生活環境

地域がもつ豊かな自然環境と景観を保全しながら、道路等の整備や、環境づくりに努めます。
☆快適な道路環境の整備、合併浄化槽の整備促進、クリーンアップデーの推進、ごみ不法投棄の処理、花植え運動など

2. 防災

一人ひとりが防災意識をもち、地域の協力体制を構築し、自主防災に強い明るい地域社会の形成に努めます。
☆自主防災組織の見直し、避難所の周知と避難経路の確認など

3. 交通安全・防犯

地域の宝である子どもたちと地域住民が、声掛けや見守りを行い、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりに努めます。
☆防犯パトロール隊の設置、交通安全看板の設置、危険箇所の調査・マップの作成など

4. 健康・福祉

健康は自分で守り育てるものを基本に、健診受診、運動の継続、食生活の改善に努め、健康長寿を目指します。
☆総合健診・各種健診の受診率の向上、生活習慣病の予防活動、交流活動の推進、緊急連絡先の掲示の推進など

5. 教育・文化

地区の生い立ちなどの歴史文化を大切にし、伝統文化の保全と伝承をしながら地域の活性化に努めます。また、地域の将来を担う子どもたちの健全な育成を図ります。
☆体験学習の実践、伝統芸能の継承、伝統文化の保全活動と伝承など

地区キャッチフレーズ **共生のオアシスタしろ**

地区データ

- 人口184人／世帯数82世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:赤保内小学校(旧田代小中学校)

少子高齢化、過疎化が進む中、これまでの自治活動の他にボランティアによる地域づくりに力を入れ、居住空間の快適性を実現しつつ、豊かな自然も保全する努力をしています。



●まちづくりの基本方針

1. 便利で環境にやさしいまちづくり

生活道路や農道について、地区においても整備協力します。地区においても草刈作業や清掃作業を行います。

☆道路・交通安全施設の整備、道路の草刈・清掃、生活排水処理施設整備など

2. 助け合いの心でつなぐ、安心安全で健康なまちづくり

少子高齢化に対応したいろいろな健康づくりや福祉関係の活動を実施します。地区一体となった取組による効率化を図っていきます。

☆ほのぼの交流事業、敬老会の開催、粋で長生き体操事業など

3. 伝統と交流を大切にす教育文化のまちづくり

農業体験学習やまちづくり行事、民俗文化や地区の歴史など、子どもと一緒に活動の中で、地区として教育機会の拡大を図っていきます。

☆田代えんぶり・ナニヤドヤラの保存継承、神社・祠等史蹟の管理運営、農村交流事業の実施と1ターン定着活動など

4. ゆたかな農林資源を活用する産業振興のまちづくり

農産物の付加価値化や特産物の開発、地産地消の推進など、地区の生活と一体となった農業・農家形態の生産手法を検討していきます。

☆農道や用排水路の管理・補修、ため池の管理と危険防止活動、グリーンツーリズム活動など

5. 自然を大切に、調和する美しい景観のまちづくり

美しい自然環境は住民全員のかげがえのない財産であり、これらの維持、保全、共生を地区の理念として掲げます。

☆ホテルとどじょうの里づくり活動、せせらぎ公園周辺整備、ごみ捨て防止活動と看板設置など

地区キャッチフレーズ 歴史と文化をはぐくみ緑豊かな里

地区データ

- 人口165人／世帯数67世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:赤保内小学校(旧登切小学校)

自然環境に恵まれた田園地帯です。俳句会、例大祭、盆踊りなど文化と歴史にあふれた地区です。



●まちづくりの基本方針

1. 安全で安心して暮らせるまちづくり

地域のもつ豊かな自然環境と景観保全をしながら、地域住民が健康で安心して生活できるまちづくりに努めます。

☆掲示板の更新、道路整備、地域が一体となった防犯・防火活動への取組など

2. 山や川を大切にし、自然と共生するまちづくり

自然環境に恵まれた立地条件をいかし、ホタルやトンボが飛び交うまちづくりに努めます。

☆ホタル等の貴重な生物が生息できる環境づくり、山番人の選定、あじさいロードの保安全管理など

3. 人にやさしいコミュニティのあるまちづくり

少子高齢化、非行の低年齢化、多様化傾向に対応し、地区全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人にやさしいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆青少年健全育成、家庭ごみの分別と減量の推進、ふれあい日帰りバス遠足の実施など

4. 歴史や文化をはぐくむまちづくり

地区の生い立ちなどの歴史文化を生かし、大切にするとともに、今に残る社寺等を保全しながら地域の活性化に努めます。

☆地域の歴史文化散策路整備、寺社等の説明板設置、盆踊会への協力など

5. 農村環境を生かしたまちづくり

緑に囲まれた自然環境を生かし、次世代に誇れる快適な環境のまちづくりのため、保全・整備・継承に努めます。

☆自然環境の保全と農業後継者の育成、遊休農地の有効活用、グリーンツーリズムの推進など

地区キャッチフレーズ **豊かな自然と歴史文化が薫る里**

地区データ

- 人口150人／世帯数77世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:赤保内小学校(旧登切小学校)

伝統芸能と文化が受け継がれ、お互いの協力によって支えられてきた、階上岳の麓に位置した緑豊かな地域です。



●まちづくりの基本方針

1. 道路・防災環境の整ったまちづくり

自然環境豊かな地域の特性をいかしながら生活環境と自然的景観保全を図りながら、生活に密着した道路水路等の環境整備やきれいで住み心地の良い住環境の整備、様々な弱者支援体制を整え、特に高齢者弱者が安心して暮らせる「住み良い住環境」の形成に努めます。

☆道路整備、学校跡地広場整備、弱者支援体制の確立、自主防災組織体制の強化など

2. 健康で安心して暮らせるまちづくり

地域全体の高齢者や障害のある人たちが、健康で安心して住みやすいまちづくりのため、世代間交流などのコミュニケーションを通じて、楽しみや生きがいを持てるよう支援し、健康増進の普及にも努めます。

☆ごみ対策・生活環境の整備、ペットマナーの確立、健康づくり対策、高齢者支援・過疎対策、花いっぱい運動など

3. 歴史と文化の薫るまちづくり

古くから歴史ある伝統芸能と文化が受け継がれ、お互いの協力によって支えられてきた地域です。少子高齢化時代である今だからこそ、宝である子どもたちと、これまで支えてきたわたしたちがともに支えあい、新たなコミュニティの開発と、協働を含めた地域活動の活性化に努力し継承していく事が大切です。このため学区内の世代間交流と地域活動を積極的に推進しながら「歴史と文化の薫るまちづくり」に努めます。

☆世代間交流事業、ボランティアの人材育成、歴史・文化の伝承、わっせ活用対策など

地区キャッチフレーズ 未来に残そう豊かな自然と伝統文化

地区データ

- 人口339人／世帯数141世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:階上小学校

階上岳登山の玄関口で、自然豊かな地区です。また、国の重要無形民俗文化財指定の「鳥屋部えんぶり」を伝承しています。



●まちづくりの基本方針

1. 道路等の整備

生活道路の整備を進め、安全な道路環境に協働で取り組みます。また、水路整備も計画し、豊かな自然環境を後世に残すことを目指します。

☆生活道路の整備、街灯の設置など

2. 健康福祉

健康診断の受診率を高め、病気の予防に努めます。また、高齢者の健康増進を図る場として、児童と高齢者とのふれあいの場として、地区内にある施設等（鳥屋部農村公園、森の交流館、小学校、わらび苑等）を利用し、子どもからお年寄りまで健康で明るく暮らせる地区づくりに取り組みます。

☆総合健診の見直し、ボランティア活動の推進など

3. 環境

環境美化活動を積極的に推進し、誰もが住みたくなる環境づくりに努めます。また、ごみ減量の取組や不法投棄対策を進め、きれいな鳥屋部地区を目指します。

☆環境美化活動、不法投棄看視活動など

4. 教育文化

小学校の行事等を活用しながら、世代間交流や地区内の交流活動を通じて、人づくりを進め、町内会の活性化に努めます。さらに、史跡や観光資源を大切にし、後世に継承していきます。

5. 安全・安心

防犯パトロールを中心に、地区が安全・安心に暮らせる体制づくりを進めます。消防団と協力しながら、自主防災組織を中心として、災害時に対応できるようにして、地区の安全・安心に努めます。

☆避難場所の把握、防犯パトロールの実施と充実など

地区キャッチフレーズ **歴史文化の息づく緑豊かな里づくり**

地区データ

- 人口647人／世帯数293世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:赤保内小学校

宅地化によりベッドタウン化が進んでいます。
赤保内駒踊り、寺下観音、遺跡、天然記念物
などを保存しながら緑豊かな地域づくりに頑
張っています。



●まちづくりの基本方針

1. 道路・防災・産業

地域のもつ豊かな自然環境と景観保全をしながら、道路水路等の環境整備、防災に強い明るい社会の形成、就労の場や遊休農地の活用に努めます。

☆道路や側溝等整備、地区防災訓練の実施、遊休農地等の活用など

2. 健康・福祉・環境

健康は自分で守り育てるものを基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。また、緑に囲まれた自然環境を生かし、次世代に誇れる快適な環境のまちづくりのため、保全整備継承に努めます。

☆検診普及活動、健康増進普及活動、ボランティアなどの地域活動者募集、高齢者に対する災害・除雪等の応援体制、クリーンアップデーの推進など

3. 文化・教育・地域安全

地区の生い立ちなどの歴史文化を大切にするとともに、今に残る社寺、無形文化財、遺跡等を保全しながら地域の活性化に努めます。また、地域の宝である子どもたちの健全育成を図るとともに、地域安全対策の充実を図ります。

☆伝統文化の保全活動、地域ぐるみによる子育て支援、地域の安全対策の充実など

地区キャッチフレーズ 快適で安全に暮らせるまちづくり

地区データ

- 人口1,361人／世帯数474世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:赤保内小学校

町の中核機能が集約された地区に位置し、年々人口も増加し、町内では比較的若い地区です。



●まちづくりの基本方針

1. 保健・健康・福祉

健康は自分で守り育てるものを基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆健診の普及、健康の増進、食生活の改善、声かけ運動・見守り運動の推進、地域の皆ボランティアの推進など

2. 文化・教育

地区の生き立ちなど歴史文化を大切にするとともに、新興住宅との交流を密にし、新たなコミュニティの開発と、中核的機能の確立を図り、自然環境も保全しながら地域の活性化に努めます。また、地域の将来を担う子どもたちの健全育成を図ります。

☆伝統文化の保全活動、地域ぐるみによる子育て支援など

3. 道路整備・生活環境

安全で快適な生活空間を確保するため、既存道路の改善と整備を図ります。地域住民がそれぞれの責任を果たしながら連携を深め、安らぎのある居住環境の整備を図ります。

☆道路整備、雨水処理施設整備、公園・緑地整備、下水道整備、ごみ問題に関する意識の啓発など

4. 防犯・防災・地域安全

地域住民の防火・防災意識を高め、組織体制の強化を図ることにより、安全に暮らせるまちを築きます。関係機関の協力の下に、地域ぐるみで犯罪や事故の未然防止に努めます。交通安全のための施設整備を図り、通勤・通学・買い物等誰もが安全に移動できる交通環境を整備します。

☆自主防災組織の整備、地域の防犯・防災体制の確立、防犯灯の維持管理、交通安全思想の徹底など

地区キャッチフレーズ **創ろう住み良い町に、育てよう協助の和**

地区データ

- 人口1,385人／世帯数596世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:赤保内小学校

住民の多くが他地域からの住民で構成された新興住宅地であり、ベッドタウン化が進んでいます。地区住民のコミュニティづくりに取り組んでいます。



●まちづくりの基本方針

1. 健康・福祉

働き盛り世帯の多い地区で、若年層が多く、高齢化率は比較的低い地区となっています。「自分の健康は自分で守り予防する」を基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行う体制づくりなど、安全で安心の人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆総合検診受診率の向上、食生活の改善、高齢者・障がい者福祉、児童福祉、ボランティア育成など

2. 教育・文化

新興住宅地で歴史文化の「生い立ち」の浅い町で、新たな文化的コミュニティの開発と、都市的機能の確立も図り、自然環境にも配慮しながら地域の活性化に努めます。また、地域の宝である子どもたちの健全育成を推進し、老若男女の集いなど、社会活動参加型地域による生涯教育の充実を図ります。

☆地域ぐるみによる子育て支援・青少年健全育成支援、世代間交流の充実、文化活動の充実など

3. 環境・防災

地域内の住環境と自然的景観の保全を図りながら、生活に密着した道路や水路等の住環境の整備に努めます。また、東日本大震災を教訓として、高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者が安心して暮らせるよう、地域自主防災の向上による明るい社会の形成に努めます。

☆下水道整備、環境美化の推進、公園環境整備、生活道路整備、自主防災組織体制の確立、地域防災訓練の実施など

4. 安全・安心

人口の増加やコミュニティの変化に伴い、希薄化しつつある地区内の連携意識を高め、防犯及び交通安全対策の充実を図り、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

☆自主交通・防犯体制の充実、コミュニティ活動による地域交流の活性化など

地区キャッチフレーズ 未来への継承「里地・里山」と「海」深まる絆

地区データ

- 人口293人／世帯数106世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:大蛇小学校

海と緑の自然環境に恵まれています。虚空蔵様の祭りなどで賑わっていた頃を取り戻せるよう、地域づくりを頑張っています。



●まちづくりの基本方針

1. 道路建設

生活に密着した道路や水路等の整備促進を図りながら、立木の伐採を行うなど、安心安全に利用できる環境整備に努めます。

☆道路・側溝等の整備

2. 健康福祉

健康は自分で守り育てるものを基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆総合健診の早期受診、健康づくりの普及、ほのぼのの交流の充実、緊急連絡先の掲示推進など

3. 環境

海と緑に恵まれた自然環境を未来に残すため、美化マナーの向上、不法投棄の根絶に努めます。

☆犬を飼うマナーの呼びかけ、環境美化整備、標識・街路灯の整備、子どもたちの安心できる環境づくりなど

4. 教育・文化

地区の生き立ちなどの歴史文化を大切にするとともに、今に残る神社等を保全しながら、祭りの復活とともに地域の活性化に努めます。

☆お祭りの復活、史跡等の保存・継承、体験学習、世代間交流事業、指導者育成など

5. 安全・安心

高齢者世帯が多いことから、災害弱者が安心して暮らせる地域をつくとともに、安全対策の充実を図ります。

☆地区防災マニュアルの作成、地区防災訓練の実施など

地区キャッチフレーズ **さざ波のこだまする心和む里づくり**

地区データ

- 人口369人／世帯数151世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:大蛇小学校

太平洋を望み昔から漁業の盛んな地域です。少子高齢化が進む中、盆踊りの開催や大蛇海鳴りソーランの制作など住民総参加の地域づくりをしています。



●まちづくりの基本方針

1. 道路等整備

地域のもつ豊かな自然環境と景観保全をしながら、快適な道路等の環境整備に努めます。

☆道路の拡幅・改良・舗装など

2. 保健・福祉

地区全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆大蛇ほのぼのの友の会(仮称)、一人世帯の応援隊、健康啓もうの実施など

3. 生活・環境

海に面した自然環境を大切に、住みよい地域を目指し、快適な環境づくりに努めます。

☆ごみ出しマナーアップ、ペットマナーアップ、街灯整備、草刈隊クリーンアップ

4. 文化・教育

地区の生い立ちなどの歴史文化を生かし、大切にするとともに、今に残る社寺等を保全しながら地域の活性化に努めます。また、子どもたちの健全育成を図るとともに、安全対策の充実に努めます。

☆コミュニティバスの有効利用、海浜プール・海岸の整備、世代間ふれあい事業など

5. 農漁村

つくり育てる漁業を推進し、今後一層の漁業の振興に努めます。また、防災意識を高め災害に強い地域の形成に努めます。

☆海守活動、地域でできる津波災害抑止活動など

地区キャッチフレーズ 朝日と潮騒に包まれ思いやりの心と笑顔あふれる地域

地区データ

- 人口360人／世帯数144世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:大蛇小学校

眼下に広大な太平洋を望み、追越漁港、県栽培漁業センターなど昔から漁業の盛んな地域です。明るく楽しい安心できる地域を目指しています。



●まちづくりの基本方針

1. 生活環境の整備・保持

道路・側溝の整備、環境美化、安全対策に努めます。

☆生活に密着した道路・側溝・排水溝の整備、ごみステーションの更新・清潔保持、ごみ拾い清掃、草刈り、斜面崩壊対策、防犯灯の整備、消火栓・防災設備の整備など

2. 皆で助け合い仲良く暮らせる地域

思いやりのある班運営、福祉・助け合い、ほのぼのの交流、世代間交流の実施、防災に努めます。

☆新班長制の定着、班内の融和、班内の絆の強化、要援護者支援、近隣ネット、家族介護者交流、高齢者交流、介護予防、朝の挨拶運動、町・学校の行事への参加、敬老会、防災訓練、避難訓練など

3. 健康で楽しい暮らし

楽しい生活、健康な身体づくりに努めます。

☆検診の受診率向上、食事や病気などの健康に関する学習、運動のすすめ、仲間づくり、学習・趣味の会の実施、通信カラオケの導入と仕組みづくり、バス旅行の実施など

地区キャッチフレーズ **浜で遊び、良き伝統を継承し、元気で暮らせる榊地域**

地区データ

- 人口472人／世帯数201世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:道仏小学校

少子化の傾向は否めず、全体として人口はやや漸減しています。海と山のどちらにも近いという絶好の位置にあります。



●まちづくりの基本方針

1. 道路等整備

快適な生活のため、道路・側溝等の整備に協働で取り組みます。

☆生活道路の舗装、側溝整備、遊歩道の整備など

2. 健康・福祉

地域住民が元気で暮らせるために健康づくりに努めます。共助の榊づくりに努めます。

☆総合健診の受診率の向上、健康づくりの実施、災害時の安否確認等の役割分担、茶のみ場の創設など

3. 生活環境

ひとはみんなのために、みんなはひとりのために、共助の気持ちをもってより良い生活環境づくりをします。

☆ごみ出しマナーの向上、不法投棄のない環境づくり、合併浄化槽の整備推進、街灯の省電力化、除雪対応の改善、集う場・広場の整備など

4. 教育・文化

子どもの元気な声が響く地域をつくれます。

☆子どもたちが遊び集える広場づくり、体験学習・観察学習等ができる海辺環境整備、いじめ防止の意識高揚など

地区キャッチフレーズ 階上駅とともに90余年いつまでも元気で明るい駅前地区

地区データ

- 人口564人／世帯数259世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:道仏小学校

町の玄関口として、階上駅とともに歩んできました。少子高齢化が進む中、階上駅を中心に活気ある地域づくりに取り組んでいます。



●まちづくりの基本方針

1. 教育・文化

世代間交流など生涯学習と連携しながら、地域で子育て支援に努めます。

☆世代間交流を通して地域で生涯学習、駅前と階上駅の歴史を学びながら無人駅を守る、史跡の保存、お祭りの復活など

2. 保健・福祉

“ひとりひとりが自分の体に関心を持つ”ことを基本に相互に助け合う地域づくりに努めます。

☆健康づくりの推進、ほのぼのの交流事業の充実、健診・検診の受診率向上、高齢者福祉の充実など

3. 環境

住みよい地域となるよう、個人のマナー意識高揚に努めます。

☆ごみ出しマナーの向上、ペットを飼う方のモラルの向上、水辺環境の保全、海岸線の清掃など

4. 道路等建設

生活環境を整備し、観光客が往来するまちづくりに努めます。

☆道路等の整備、海岸線エリアの活用、街灯整備、防災訓練など

地区キャッチフレーズ **みんな 元気で しあわせに 楽しいまち**
(道仏らんど)づくり ~五(互)輪で繋ぐやすらぎとロマンの里づくり~

地区データ

- 人口657人／世帯数272世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:道仏小学校

地区の中心を道仏川が流れ、道仏神楽、館神社、銀杏の木など名所旧跡の多い地区です。



●まちづくりの基本方針

1. 生活環境

道仏行政区会は、5 町内会一体となり奉仕作業を行っています。主要幹線道路沿いの花植えや不法投棄対策を進め、更には合併浄化槽の普及により快適な生活環境に努めるとともに、施設の整備維持管理を行います。

☆ごみ対策、合併浄化槽の整備促進など

2. 防災・地域安全

集落が広範囲にあるため、地域住民が防犯と防災意識を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

☆避難所の周知と避難経路の確認、防犯灯の設置など

3. 道路等整備

地域内の未整備、危険箇所をリストアップし、優先度の高いものから整備します。

☆道路・側溝・交通安全施設の整備など

4. 保健・福祉

病気の早期発見及び治療と健康維持のため、自分自身で健康管理できる環境づくりに努めます。家に閉じこもり気味の高齢者が気軽に外出し、地域住民とふれあい健康で生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう地域ぐるみで応援します。

☆健康体操の充実、食生活改善指導、コミュニティバスの継続、高齢者の交流会推進、集会施設の新築移転など

5. 教育文化

地域の史跡・歴史・文化を学び、伝統文化を継承し、世代間交流を通して生涯学習と青少年の育成を図ります。

☆あいさつ運動の実践、体験学習の実施、地区の歴史文化の冊子作成、盆踊りや神楽発表会の実施など

地区キャッチフレーズ 夢をかたり 心かよわす 地域づくり

地区データ

- 人口708人／世帯数286世帯
(平成31年3月31日現在)
- 小学校区:小舟渡小学校

小舟渡海岸など、豊かな自然環境に囲まれています。地域とのつながりも強く様々な活動に取り組んでいます。



●まちづくりの基本方針

1. 快適・安心の地域づくり

潤いのある生活環境の中で快適に安心して暮らすことは地域みんなの願いです。当地域の持つ豊かな自然と独自の景観を保持しながら、自然の営みと生活が調和した快適性とやすらぎが実感できる地域づくりを進めます。

☆生活基盤整備、生活環境の保全、災害の予防、交通安全の推進、防犯対策の推進、安心・安全のコミュニティなど

2. 地域資源をいかした地域づくり

活力あふれる地域づくりのためには、恵まれた地域資源に着目し、さらには共有感を持って小舟渡の魅力をアピールし、持続的にぎわいのある地域づくりを進めます。

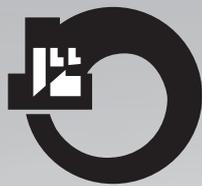
☆特産化の推進、付加価値販売の推進、地域資源を活用した交流、観光施設の整備、レクリエーション活用、イベント開催、体験機会の提供、学習機会の提供、児童館の跡地の利用など

3. 人がかがやく地域づくり

地域づくりには地域コミュニティの醸成が大切です。当地域の老若男女誰もが幸せを実感できる、ふれあいのある地域づくりを進めます。

☆ふれあいイベントの充実、スポ・レク活動の充実、健康づくりの推進、地域文化の継承と創造、青少年活動の促進、地域ぐるみの健全育成など

階上町民憲章



わたくしたちは、やま（臥牛山）と、うみ（太平洋）の美しい自然にはぐくまれた豊かな伝統をもつ階上町民です。

わたくしたちは、愛する郷土の発展としあわせをねがいこの憲章を定めます。



1、心のふれあいを大切にし文化の高いまちにしましょう。

1、より豊かな生活を求め活力のあるまちにしましょう。

1、心とからだをきたえ健康なまちにしましょう。

1、恵まれた自然を愛護し美しいまちにしましょう。

1、みんなできまりを守り住みよいまちにしましょう。

[昭和55年5月1日制定]





第5次階上町総合振興計画

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり

はしかみ New era plan

2020-2029

〈発行〉

令和2年3月

階上町

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87
TEL.0178-88-2111(代表) / FAX.0178-88-2117

〈編集〉

階上町総合政策課

第5次階上町総合振興計画は、デザインから印刷まで外注で200部作成し、
作成費用は1部あたり9,130円です。

制作：株式会社テクノス

039-1114 青森県八戸市北白山台2丁目4-23
TEL.0178-27-6565 / FAX.0178-27-6566



- 心豊かで安心安全なくらしと
- 活力あふれる地域をみんなで作る

はしかみ **New era plan**